(23) 格納容器圧力低減系統

目次

1. 概要 ..... 1.3-(23)-3
1.1. 系統の概要 ..... 1.3-(23)-3
2. 設計要件 ..... 1.3-(23)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等 ..... 1.3-(23)-4
2.2. 系統の設計要件 ..... 1.3-(23)-5
2.2.1. 安全機能に関する設計要件 ..... 1.3-(23)-6
2.2.2. 信頼性に関する設計要件 ..... 1.3-(23)-11
3. 設備の仕様及び安全機能 ..... 1.3-(23)-17
3.1. 系統構成設備 ..... 1.3-(23)-17

1. 概要

1.1. 系統の概要

格納容器圧力低減系統は、内部スプレポンプ、内部スプレクーラ、よう素除去薬品タンク、配管、弁等で構成され、設計基準事故である原子炉冷却材喪失時および主蒸気管破断時に、原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇を原子炉格納容器の最高使用圧力及び最高使用温度以下に維持することを目的とした系統である。格納容器圧力低減系統は以上の目的を達成すべく、燃料取替用水タンク又は格納容器再循環サンプを水源として、内部スプレポンプによって苛性ソーダを含むほう酸水を格納容器内にスプレイする機能、及び再循環運転時において内部スプレクーラを介して格納容器内にスプレイする再循環サンプ水を冷却する機能を有する系統である。

なお、格納容器圧力低減系統に期待する設計基準事象は 2.2.1 に示される。

格納容器圧力低減系統は安全重要度分類上、特に重要度の高い安全機能である「放射性物質の閉じ込め機能､放射線の遮へい及び放出低減機能」（MS-1）を有するため、多重性を持たせた設計としている。格納容器圧力低減系統は、独立２系統で構成され、各系統に内部スプレポンプを 2 台、内部スプレクーラを 1 基ずつ設置している。また、格納容器圧力低減系統は耐震 S クラスで設計される。内部スプレポンプの電動機は、各々独立した非常用母線に接続し、外部電源喪失時にはディーゼル発電機により給電する設計としている。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

格納容器圧力低減系統は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

[設置許可基準規則]

- 第二条　定義
- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止等
- 第十二条　安全施設
- 第十三条　運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第二十三条　計測制御系統施設
- 第二十四条　安全保護回路
- 第三十二条　原子炉格納施設
- 第三十三条　保安電源設備

[技術基準規則]

- 第十七条　材料及び構造
- 第十八条　使用中の亀裂等による破壊の防止
- 第二十条　安全弁等
- 第二十一条　耐圧試験等
- 第四十八条　準用

2.2. 系統の設計要件

2.1 で示した格納容器圧力低減系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに格納容器圧力低減系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十三条、第二十四条、第三十三条については、格納容器圧力低減系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御や駆動源）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は(19) 計測制御系統、(25) 非常用電源系統に記載することとし、本図書では記載しない。

① 安全機能に関する設計要求（2.2.1）

- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第二十五条 反応度制御系統及び原子炉停止系統
- 第三十二条 原子炉格納施設

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2）

- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止等
- 第十二条　安全施設

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

格納容器圧力低減系統には、以下の安全機能が要求される。

○　放射性物質の閉じ込め機能､放射線の遮へい及び放出低減機能[1]

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行うことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び、安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では、安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに、表 2.2.1-1 に示す格納容器圧力低減系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

1）放射性物質の閉じ込め機能､放射線の遮へい及び放出低減機能

格納容器圧力低減系統は、内部スプレ信号を受けて、よう素除去のための薬品を含むほう酸水を格納容器スプレイとして必要な供給流量を格納容器内にスプレイできなければならない。一方、原子炉冷却材喪失時等において再冠水期間中の炉心冷却性が阻害されないようにするため、過剰な流量でのスプレイがなされないようにもしなければならない。また、燃料取替用水タンクの水位が低くなった場合には、内部スプレポンプの水源を格納容器再循環サンプに切り替えて（再循環モード)、内部スプレクーラで冷却した後、原子炉格納容器内にスプレイすることから、格納容器圧力低減系統は、原子炉格納容器の放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽機能及び放出低減機能を維持するのに必要な冷却能力を有しなければならない。加えて、原子炉格納容器スプレイ水へのよう素除去薬品の添加を前提としたよう素除去機能を有しなければならない。

A）内部スプレクーラの冷却性能

内部スプレクーラは、再循環モード時の冷却能力として表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されている冷却性能を確保することが設計要件となる。

B）格納容器スプレイ流量

格納容器圧力低減系統を対処設備として期待する表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価のうち、環境への放射性物質の放出量に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.4.4）と、原子炉格納容器内圧に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.5.1)、及び可燃性ガスの発生（添付書類十 3.5.2）の安全解析では、原子炉格納容器の健全性を保守的に評価する目的から、格納容器圧力低減系統のスプレイ流量として少なめの流量を使用している。

---

[1] 格納容器圧力低減系統の有する放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能のうち CV バウンダリに関しては、「(22) 原子炉格納施設」にて記載。

一方、炉心冷却性に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.2.1）の安全解析では、炉心冷却性等を保守的に評価する目的から、スプレイ流量として多めの流量を使用している（表 2.2.1-2 参照）。したがって、格納容器圧力低減系統によるスプレイ流量は、それぞれの事象の評価で使用された解析使用値の範囲内に維持されることが安全性を担保するための設計要件となる。

C）格納容器スプレイの動作遅れ時間

格納容器スプレイの動作遅れ時間は、評価目的に応じて 3 種類の遅れ時間があり、それぞれにおいて想定されている想定時間内に収まらなければならない。

格納容器圧力低減系統の機能に期待する設計基準事象の安全評価において、表 2.2.1-1 に示す事象のうち、環境への放射性物質の放出量に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.4.4）、原子炉格納容器内圧に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.5.1）、及び可燃性ガスの発生（添付書類十 3.5.2）については、原子炉格納容器内圧を保守的に評価するため、事象開始からポンプ定速達成までの時間[2]経過以降に内部スプレポンプによる注入開始を想定しており、この評価における想定時間内に注入開始できるようにすることが安全性を担保するための設計要件となる。

一方で、炉心冷却性に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.2.1）については、燃料被覆管温度を保守的に評価する目的から早期にスプレイが開始される想定としており、この評価においては、想定時間より後にスプレイ開始できるようにすることが安全性を担保するための設計要件となる。

加えて、表 2.2.1-1 に示す事象のうち環境への放射性物質の放出量に着目した原子炉冷却材喪失（添付書類十 3.4.4）及び制御棒飛び出し（添付書類十 3.4.5）については、事象開始からポンプ定速達成までの時間 [2] 経過以降によう素除去薬品タンクからの薬品添加を想定しており、この解析において想定時間内によう素除去のための薬品を含むほう酸水が原子炉格納容器内にスプレイできることが安全性を担保するための設計要件となる。

D）再循環漏えい率

表 2.2.1-1 に示す環境への放射性物質の放出量に係る設計基準事象（添付書類十 3.4.4 及び 3.4.5）においては、格納容器スプレイ設備の再循環系からの漏えいを想定しており、この解析に使用している再循環漏えい率以下とすることが設計要件となる。

しかしながら、環境への放射性物質の放出量に対して再循環漏えい率の変化が評価パラメータに与える影響は小さいため、再循環漏えい率は設計要件ではあるが、安全性を担保するための確認項目として必須ではない[3]。

---

[2] この遅れ時間には信号遅れやタイマー、ポンプ定速達成時間、外部電源喪失時の DG 起動遅れ及びシーケンスタイム等が考慮されている。

[3] 表 3.1-1 においても、記載を省略する。

E）よう素除去機能

格納容器圧力低減系統は、スプレイに対してよう素除去薬品を添加することで、原子炉格納器内のよう素除去を行っている。そのため、表 2.2.1-1 に示す環境への放射性物質の放出量に係る設計基準事象（添付書類十 3.4.4 及び 3.4.5）において使用している放射性無機よう素の等価半減期を下回ることが設計要件となる。

表 2.2.1-1　格納容器圧力低減系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

解析において格納容器圧力低減系統を考慮している設計基準事象			安全機能
			1）
分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能
設計基準事象	原子炉冷却材喪失	添付書類十　3.2.1	○
	原子炉冷却材喪失	添付書類十　3.4.4	○
	制御棒飛び出し	添付書類十　3.4.5	○
	原子炉冷却材喪失	添付書類十　3.5.1	○
	可燃性ガスの発生	添付書類十　3.5.2	○

表 2.2.1-2　格納容器スプレイに係る安全解析事象とその想定

安全解析での想定	事象名（括弧内は設置（変更）許可申請書における記載箇所）
内部スプレポンプ 1 台かつ少なめの流量で注入	・原子炉冷却材喪失（添付書類十　3.4.4） ・原子炉冷却材喪失（添付書類十　3.5.1） ・可燃性ガスの発生（添付書類十　3.5.2）
内部スプレポンプ 2 台かつ多めの流量で注入	・原子炉冷却材喪失（添付書類十　3.2.1）

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、格納容器圧力低減系統は、『放射性物質の閉じ込め機能/放射線の遮へい及び放出低減機能』を有するMS-1に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条２項に従い、最も厳しい単一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条６項に従い、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

上記要求を踏まえ、格納容器圧力低減系については独立2系統で構成される。内部スプレポンプは、それぞれ独立のディーゼル発電機に接続し、構成する機器の単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている。また、格納容器圧力低減系統は、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としている。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

１）地震による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

格納容器圧力低減系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601 に基づく耐震設計としている。3 章に示す格納容器圧力低減系統に関する耐震設計の対象設備については、いずれも要求される耐震強度を有する設計としている。

2）津波による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

格納容器圧力低減系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、格納容器圧力低減系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

i） 格納容器圧力低減系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設、及び耐震 S クラスの施設が該当する。

3）外部からの衝撃による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

格納容器圧力低減系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条に従い、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

格納容器圧力低減系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i） 格納容器圧力低減系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、

２に属する施設が該当する。

ii）これら格納容器圧力低減系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

B）火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i） 格納容器圧力低減系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii）これら格納容器圧力低減系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

C）外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i） 格納容器圧力低減系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii）これら格納容器圧力低減系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

４）火災による損傷の防止（内部火災防護）

① 設置許可基準規則に基づく要求

格納容器圧力低減系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するが、内部火災防護設計で対象とする原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する系統に該当しないため、設計基準対象施設としては、内部火災防護設計は不要である。

② 設計方針

格納容器圧力低減系統は、内部火災防護設計で対象とする原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する系統に該当しないため、設計基準対象施設としては、内部火災防護設計は不要としている。

5）溢水による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

格納容器圧力低減系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

格納容器圧力低減系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。また当該系統が、溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水や、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水の溢水源とならないよう、耐震性が確保され、配管応力が許容値を満足していることを確認している。

6）耐環境性

① 設置許可基準規則に基づく要求

格納容器圧力低減系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

② 設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

7）飛散物による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

格納容器圧力低減系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

② 設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高圧の流体を内包する１次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により格納容器圧力低減系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、１次冷却材管には、LBB を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、ＴＧカップリング、タービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。

８）材料及び構造

設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。

９）使用中の亀裂等による破壊の防止

クラス１機器、クラス１支持構造物、クラス２機器、クラス２支持構造物、クラス３機器、クラス４管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中のクラス１機器、クラス１支持構造物、クラス２機器、クラス２支持構造物、クラス３機器、クラス４管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

使用中のクラス１機器の耐圧部分は、貫通する亀裂その他の欠陥が発生しないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

１０）安全弁等

蒸気タービン、発電機、変圧器及び遮断器を除く設計基準対象施設に設置する安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁は、日本機械学会「設計・建設規格」（JSME S NC1）及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2001）及び（JSME S NC1-2005）【事例規格】過圧防護に関する規定（NC-CC-001）」に適合するよう設計する。なお、安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁については、施設時に適用した告示（通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 55 年通商産業省告示第 501 号）」）の規定に適合する設計とする。

１１）耐圧試験等

クラス１機器、クラス２機器、クラス３機器、クラス４管及び原子炉格納容器は、施設時に、当該機器の技術基準規則で定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあっては、最高使用圧力の 0.9 倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。

１２）準用

① 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

格納容器圧力低減系統は、設計基準対象施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

3. 設備の仕様及び安全機能

3.1. 系統構成設備

格納容器圧力低減系統を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、C、D内部スプレポンプ	容量：423 m^3/h 揚程：124 m 出力：220kW/個	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 B)格納容器スプレイ流量 C)格納容器スプレイの動作遅れ時間 E)よう素除去機能	容量： 約 423 m^3/h（1台当たり） 揚程： 約 124 m	参考資料－２に示す。	－
A、B内部スプレクーラ	容量(設計熱交換量)：1.70×10^4 kW 伝熱面積：450 m^2	MS-1	DB2(管側) DB3(胴側) / SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A)内部スプレクーラの冷却性能	－	参考資料－２に示す。	－
よう素除去薬品タンク	容量：15 m^3	MS-1	DB2 ／ －	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 E)よう素除去機能	－	参考資料－２に示す。	参考資料－３に示す。
A・B、C・D内部スプレポンプ入口弁（燃料取替用水タンク側）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 B)格納容器スプレイ流量	－	－	－
A、B、C、D内部スプレポンプ入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 B)格納容器スプレイ流量	－	－	－
A、B内部スプレクーラ出口元弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 B)格納容器スプレイ流量	－	－	－
A、B内部スプレクーラ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 B)格納容器スプレイ流量	－	－	－
A・B、C・D内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 B)格納容器スプレイ流量	－	－	－
A、B、C、Dスプレエゼクタ入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ －	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 E)よう素除去機能	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
よう素除去薬品タンク出口弁 （A・B、C・D内部スプレポンプ側）	電動弁	MS-1	DB2 ／ －	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 E)よう素除去機能	－	－	－
A、B、C、D内部スプレポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 B)格納容器スプレイ流量	－	－	－
配管・継手	－	MS-1	DB2 ／ SA2 (一部SAクラス対象外)	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 B)格納容器スプレイ流量 C)格納容器スプレイの動作遅れ時間 E)よう素除去機能	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

(24-1) 換気空調系統

(アニュラス空気再循環系統)

目次

1. 概要 ..... 1.3-(24-1)-3
1.1. 系統の概要 ..... 1.3-(24-1)-3
2. 設計要件 ..... 1.3-(24-1)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等 ..... 1.3-(24-1)-4
2.2. 系統の設計要件 ..... 1.3-(24-1)-5
2.2.1. 安全機能に関する設計要件 ..... 1.3-(24-1)-5
2.2.2. 信頼性に関する設計要件 ..... 1.3-(24-1)-8
3. 設備の仕様及び安全機能 ..... 1.3-(24-1)-14
3.1. 系統構成設備 ..... 1.3-(24-1)-14

1. 概要

1.1. 系統の概要

アニュラス空気再循環系統は、アニュラス循環ファン、アニュラス循環フィルタユニット、ダクト、弁、ダンパ等で構成され、設計基準事故時に、アニュラスを隔離し、アニュラスを負圧にするとともに放射性物質を低減する機能を有する系統である。

アニュラス空気再循環系統は、安全重要度分類上、特に重要度の高い安全機能である「放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（MS-1）」を有するため、多重性を持たせた設計としている。具体的には、アニュラス循環ファンは、A トレン、B トレンにそれぞれ 1 台ずつ設置され、設計基準事故時に要求される排気風量を片トレンのみで供給可能な容量を有している。

また、アニュラス空気再循環系統は耐震 S クラスで設計される。

アニュラス循環ファンの電動機は、各トレンで独立した非常用母線に接続し、外部電源喪失時にはディーゼル発電機により給電する設計としている。また、全交流電源喪失時には非常用空冷式発電機を用いて非常用母線からの給電を復旧させることができる。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

アニュラス空気再循環系統は、以下に示す設置許可基準規則に基づき設計する。

[設置許可基準規則]

- 第二条　定義
- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止等
- 第十二条　安全施設
- 第二十三条　計測制御系統施設
- 第二十四条　安全保護回路
- 第三十二条　原子炉格納施設
- 第三十三条　保安電源設備

[技術基準規則]

- 第十七条　材料及び構造
- 第十八条　使用中の亀裂等による破壊の防止
- 第二十一条　耐圧試験等
- 第四十三条　換気設備
- 第四十八条　準用

2.2. 系統の設計要件

2.1 で示したアニュラス空気再循環系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとにアニュラス空気再循環系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十三条、第二十四条及び第三十三条については、アニュラス空気再循環系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御や駆動源）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は(19) 計測制御系統、(25) 非常用電源系統に記載することとし、本図書では記載しない。

① 安全機能に関する設計要求（2.2.1）

- 第三十二条　原子炉格納施設

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2）

- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止等
- 第十二条　安全施設

2.2.1.　安全機能に関する設計要件

アニュラス空気再循環系統には、以下の安全機能が要求される。

○　放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（MS－1）

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行うことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び、安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに表 2.2.1-1 に示すアニュラス空気再循環系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

1）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能

アニュラス空気再循環系統は、原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合に、放射性物質の濃度を低減できなければならない。設計基準事象においてアニュラス空気再循環系統は対処設備として期待される。この機能を果たすために、以下の設計要件を満足する必要がある。

A）閉じ込め機能

事故時、アニュラス循環ファンが起動し、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されている時間以内にアニュラスを負圧達成することが設計要件となる。尚、事故時の負圧達成時間は通常時に確認できないため、その代わりに設計時間内にアニュラス設計排気流量が確立することが設計要件となる。

B）放射性よう素濃度低減機能

事故時、原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした放射性よう素の低減能力として、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されているよう素除去効率を確保すること及びアニュラス負圧達成後のアニュラス排気流量及び循環流量の割合を確保することが設計要件となる。

C）排気筒放出機能

事故時、アニュラス負圧達成後にアニュラス空気再循環系統からの排気が、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価条件の通り、格納容器排気筒から放出されることが設計要件となる。格納容器排気筒高さは、事故時の線量評価に用いる放射性物質の相対濃度（χ／Q）の計算条件のひとつである放出源の有効高さの根拠となるものである。

表 2.2.1-1　アニュラス空気再循環系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

解析においてアニュラス空気再循環系統を考慮している設計基準事象			安全機能
			1）
分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能
設計基準事象	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.4.4	○
	制御棒飛び出し	添付書類十 3.4.5	○

※アニュラス空気再循環系統に対する設計要件確保のための性能確認事項は、原子炉冷却材喪失に対するアニュラス負圧達成に基づいている。制御棒飛び出しに対するアニュラス負圧達成は、原子炉主冷却材喪失と同じ性能確認事項により設計要件が満足できる。両評価を踏まえた、設計要件確保のための性能確認事項の詳細については「アニュラス空気再循環系統の安全機能に関する評価書」に示している。

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、アニュラス空気再循環系統は、『安全上特に重要な関連機能』を有する MS-1 に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条２項に従い、アニュラス空気再循環系統の内、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、最も厳しい単一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条６項に従い、アニュラス空気再循環系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

上記要求を踏まえ、アニュラス空気再循環系統は独立２系統で構成され、各系統にアニュラス循環ファン、アニュラス循環フィルタユニットをそれぞれ１台設置している。アニュラス循環ファンは、それぞれ独立のディーゼル発電機に接続し、構成する機器の単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている。また、アニュラス空気再循環系統は、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としている。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則における要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

１）地震による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気再循環系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601 に基づく耐震設計としている。アニュラス空気再循環系統に関する耐震設計の対象設備については、表 3.1-1 に示す通りであり、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各設備の計算書）としている。

２）津波による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気再循環系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して 安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、アニュラス空気再循環系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

i）アニュラス空気再循環系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設及び耐震 S クラスの施設が該当する。

３）外部からの衝撃による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気再循環系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条に従い、想定される自然事象（地震及び津波を除く）によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

外部からの衝撃の起因自然事象として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

アニュラス空気再循環系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) アニュラス空気再循環系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii) これらアニュラス空気再循環系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

iii) アニュラス空気再循環系統の防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある屋外の施設は、防護対象施設の安全機能を損なうことが無いことを確認している。

B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) アニュラス空気再循環系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１に属する施設が該当する。

ii) これらアニュラス空気再循環系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) アニュラス空気再循環系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１に属する施設が該当する。

ii) これらアニュラス空気再循環系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

iii) 原子炉設置変更許可申請書「第６条：外部からの衝撃による損傷の防止（外部火

災）」及び工事認可申請書「外部火災への配慮に関する説明書」にて、防護対象施設を内包する建屋に対し、外部火災に対して十分な健全性を有することを確認している。

4）火災による損傷の防止（内部火災防護）

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気再循環系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第八条に従い、火災によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

アニュラス空気再循環系統は、当該系統が設置される区画を「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」が定める火災区域又は火災区画として定めた上で、設定した火災区域及び火災区画に設置する設備、及び火災区域及び火災区画に対し、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」が定める火災防護対策を講じた設計としている。

5）溢水による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気再循環系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

アニュラス空気再循環系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。

6）耐環境性

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気再循環系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

② 設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

7）飛散物による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

アニュラス空気再循環系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

② 設計方針

アニュラス空気再循環系統の高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高圧の流体を内包する１次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等によりアニュラス空気再循環系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、１次冷却材管には、LBB を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、ＴＧカップリング、タービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。

8）材料及び構造

設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。

９）使用中の亀裂等による破壊の防止

クラス１機器、クラス１支持構造物、クラス２機器、クラス２支持構造物、クラス３機器、クラス４管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中のクラス１機器、クラス１支持構造物、クラス２機器、クラス２支持構造物、クラス３機器、クラス４管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

１０）耐圧試験等

クラス１機器、クラス２機器、クラス３機器、クラス４管及び原子炉格納容器は、施設時に、当該機器の技術基準規則で定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあっては、最高使用圧力の 0.9 倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。

１１）準用

① 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

アニュラス空気再循環系統は、設計基準対処施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

3. 設備の仕様及び安全機能

3.1. 系統構成設備

アニュラス空気再循環系統を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、Bアニュラス循環ファン	容量： 170m^3/min	MS-1	－ ／ －	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A) 閉じ込め機能 B) 放射性よう素濃度低減機能	容量：約 170m^3/min （1台当たり）	参考資料－２に示す。	－
A、Bアニュラス循環フィルタユニット	よう素除去効率 総合除去効率： 95％（相対湿度95％、温度30℃において） 容量： 170m^3/min	MS-1	－ ／ －	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 B) 放射性よう素濃度低減機能	よう素除去効率：95％以上	参考資料－２に示す。	参考資料－３に示す。
A、B系列アニュラス循環ファン入口ダンパ	空気作動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A) 閉じ込め機能 B) 放射性よう素濃度低減機能	－	－	－
A、B系列アニュラス全量排気ダンパ	空気作動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A) 閉じ込め機能 B) 放射性よう素濃度低減機能 C) 排気筒放出機能	－	－	－
A、B系列アニュラス少量排気ダンパ	空気作動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A) 閉じ込め機能 B) 放射性よう素濃度低減機能 C) 排気筒放出機能	－	－	－
A、B系列アニュラス戻り隔離ダンパ	空気作動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 B) 放射性よう素濃度低減機能 C) 排気筒放出機能	－	－	－
VS－２７A、B循環ライン逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 B)放射性よう素濃度低減機能 C) 排気筒放出機能	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B格納容器排気ファン吐出ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 C）排気筒放出機能	－	－	－
ダクト（クラス4管）	－	MS-1	DB4 ／ SA2	S	1）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 C）排気筒放出	－	－	－
格納容器排気筒	地表高さ　83.3 m 口径　1.5m×1.2m	MS-1	－ ／ SA2	S	1）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 C）排気筒放出	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

(24-2) 換気空調系統

(中央制御室換気系統)

目次

1. 概要 ..... 1.3-(24-2)-3
1.1. 系統の概要 ..... 1.3-(24-2)-3
2. 設計要件 ..... 1.3-(24-2)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等 ..... 1.3-(24-2)-4
2.2. 系統の設計要件 ..... 1.3-(24-2)-5
2.2.1. 安全機能に関する設計要件 ..... 1.3-(24-2)-6
2.2.2. 信頼性に関する設計要件 ..... 1.3-(24-2)-9
3. 設備の仕様及び安全機能 ..... 1.3-(24-2)-15
3.1. 系統構成設備 ..... 1.3-(24-2)-15

1. 概要

1.1. 系統の概要

中央制御室換気系統は、制御建屋送気ファン、制御建屋循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、制御建屋冷暖房ユニット、中央制御室非常用循環フィルタユニット、ダクト、ダンパ等で構成され、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に中央制御室を冷却する機能と設計基準事故時に、中央制御室を隔離し、中央制御室を冷却するとともに放射性物質を低減する機能を有する系統である。

中央制御室換気系統は、安全重要度分類上、特に重要度の高い安全機能である「安全上特に重要な関連機能（MS-1）」を有するため、多重性を持たせた設計としている。具体的には、各ファンは、A トレン、B トレンにそれぞれ 1 台ずつ設置され、設計基準事故時に要求される中央制御室空気浄化流量を中央制御室に供給可能な容量を有している。また、中央制御室冷却流量を中央制御室に供給可能な容量を有している。

中央制御室換気系統は耐震 S クラスで設計される。

各ファンの電動機は、各々独立した非常用母線に接続し、外部電源喪失時にはディーゼル発電機により給電する設計としている。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

中央制御室換気系統は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

[設置許可基準規則]

- 第二条　定義
- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止等
- 第十二条　安全施設
- 第二十三条　計測制御系統施設
- 第二十四条　安全保護回路
- 第二十六条　原子炉制御室等
- 第三十三条　保安電源設備

[技術基準規則]

- 第四十三条　換気設備
- 第四十八条　準用

2.2. 系統の設計要件

2.1 で示した中央制御室換気系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに中央制御室換気系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十三条、第二十四条及び第三十三条については、中央制御室換気系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御や駆動源）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は(19) 計測制御系統、(25) 非常用電源系統に記載することとし、本図書では記載しない。

① 安全機能に関する設計要求（2.2.1）

[設置許可基準規則]

- 第二十六条　原子炉制御室等

[技術基準規則]

- 第四十三条　換気設備

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2）

[設置許可基準規則]

- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止等
- 第十二条　安全施設

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

中央制御室換気系統には、以下の安全機能が要求される。

○　安全上特に重要な関連機能

○　安全上特に重要な関連機能(直接関連系)

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行うことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び、安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに表 2.2.1-1 に示す中央制御室換気系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

1）安全上特に重要な関連機能

中央制御室換気系統は、事故時に中央制御室内の放射性物質濃度を低減できなければならない。設計基準事象において中央制御室換気系統は対処設備として期待される。この機能を果たすために、以下の設計要件を満足する必要がある。

A）放射性よう素濃度低減機能

中央制御室非常用循環フィルタユニットに内蔵しているよう素フィルタは、事故時に中央制御室内に放射性物質が流入した場合の中央制御室内の放射性物質濃度低減機能として、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されているよう素除去効率、中央制御室非常用循環ファン容量が確保される時間が設計要件となる。

B）中央制御室バウンダリの気密機能

中央制御室バウンダリは、事故時に放射性物質の流入を抑えるため、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されている時間内に中央制御室換気系統の外気隔離ダンパを閉止し、中央制御室空気流入率以下に確保することが設計要件となる。

C）中央制御室バウンダリ体積

中央制御室バウンダリ体積は、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において、中央制御室内の放射能濃度の計算に使用している。そのため、中央制御室バウンダリに係る躯体の変更を伴うような場合には、安全性の担保のために中央制御室バウンダリ体積の確認が必要となる。

D）事故時滞在区画体積

事故時滞在区画の自由体積は、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において、外部γ線による全身に対する線量評価時で使用している。そのため、事故時滞在区画に係る躯体の変更を伴うような場合には、安全性の担保のために事故時滞在区画体積の確認が必要となる。

２）安全上特に重要な関連機能（直接関連系）

中央制御室換気系統は、中央制御室内の放射性物質濃度の低減機能以外に中央制御室内温度を制御盤等の許容温度以下に維持しなければならない。設計基準事象において、この機能を果たすために、中央制御室循環流量（制御建屋送気ファン及び制御建屋循環ファン容量）を確保することが設計要件となる。

表 2.2.1-1　中央制御室換気系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

解析において中央制御室換気系統を考慮している設計基準事象			安全機能	
			1）	2）
分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	安全上特に重要な関連機能	安全上特に重要な関連機能（直接関連系）
設計基準事象	原子炉冷却材喪失	－※1	○	－
	蒸気発生器伝熱管破損	－※1	○	－

※1：当該事象に対する設計基準事故時における中央制御室の居住性評価の詳細は、新規制基準適合性審査の工事計画認可申請書の添付資料 34「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」及び添付資料 35「中央制御室の居住性に関する説明書」にて示されている。

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、中央制御室換気系統は、『安全上特に重要な関連機能』を有する MS-1 に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条第２項に従い、中央制御室換気系統の内、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、最も厳しい単一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条第６項に従い、中央制御室換気系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

上記要求を踏まえ、中央制御室換気系統は独立２系統で構成され、制御建屋送気ファン、制御建屋循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンをそれぞれ１台、中央制御室非常用循環フィルタユニットを１基設置している。制御建屋送気ファン、制御建屋循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、それぞれ独立のディーゼル発電機に接続し、構成する機器の単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている。また、中央制御室換気系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としている。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則における要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

１）地震による損傷の防止

①　設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室換気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

②　設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601 に基づく耐震設計としている。中央制御室換気系統に関する耐震設計の対象設備については、表 3.1-1 に示す通りであり、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各設備の計算書）としている。

２）津波による損傷の防止

①　設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室換気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して 安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

②　設計方針

設計要求を踏まえ、中央制御室換気系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

i）中央制御室換気系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設及び耐震 S クラスの施設が該当する。

３）外部からの衝撃による損傷の防止

①　設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室換気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条に従い、想定される自然事象（地震及び津波を除く）によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

②　設計方針

外部からの衝撃の起因自然事象として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A）竜巻防護

中央制御室換気系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i）　中央制御室換気系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii）これら中央制御室換気系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

iii）中央制御室換気系統の防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある屋外の施設は、防護対象施設の安全機能を損なうことが無いことを確認している。

B）火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i）　中央制御室換気系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii）これら中央制御室換気系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) 中央制御室換気系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii) これら中央制御室換気系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

iii) 原子炉設置変更許可申請書「第６条：外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）」及び工事認可申請書「外部火災への配慮に関する説明書」にて、防護対象施設を内包する建屋に対し、外部火災に対して十分な健全性を有することを確認している。

4）火災による損傷の防止（内部火災防護）

① 設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室換気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第八条に従い、火災によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

中央制御室換気系統は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能、及び重大事故等に対処するために必要な機能を有するため、当該系統が設置される区画を「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」が定める火災区域又は火災区画として定めた上で、設定した火災区域及び火災区画に設置する設備、及び火災区域及び火災区画に対し、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」が定める火災防護対策を講じた設計としている。

5）溢水による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室換気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

中央制御室換気系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。

6）耐環境性

① 設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室換気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

② 設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

7）飛散物による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室換気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

② 設計方針

中央制御室換気系統の高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高圧の流体を内包する１次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により中央制御室換気系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。また、それらの影響を低減させるための手段として、１次冷却材管には、LBB を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、ＴＧカップリング、タービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。

8）準用

① 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

中央制御室換気系統は、設計基準対象施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

3.　設備の仕様及び安全機能

3.1.　系統構成設備

中央制御室換気系統を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B制御建屋循環ファン	容量： 1,595m^3/min 出力：22kW	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能 2）安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	容量：約1,595m^3/min（1台当たり）	参考資料－２に示す。	－
A、B制御建屋送気ファン	容量： 2,075m^3/min 出力：55kW	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能 2）安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	容量：約2,075m^3/min（1台当たり）	参考資料－２に示す。	－
A、B中央制御室非常用循環ファン	容量： 340m^3/min 出力：15kW	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能	容量：約340m^3/min（1台当たり）	参考資料－２に示す。	－
中央制御室非常用循環フィルタユニット	よう素除去効率 総合除去効率： 95％（相対湿度95％、温度30℃において） 容量： 340m^3/min	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能	よう素除去効率： 95％以上	参考資料－２に示す。	参考資料－３に示す。
A、B制御建屋冷暖房ユニット	容量： 2,075m^3/min	MS-1	－ ／ －	S	2）安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	容量： 約2,075m^3/min （1基当たり）	－	－
A、B制御建屋外気取入第１ダンパ（Bトレン）	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 B）中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－
A、B制御建屋外気取入第２ダンパ（Aトレン）	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 B）中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－
A、B制御建屋排気第１ダンパ（Aトレン）	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 B）中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
　　なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B制御建屋排気第２ダンパ（Bトレン）	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 B）中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－
制御建屋給湯室・洗面所排気第１隔離ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 B）中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－
制御建屋給湯室・洗面所排気第２隔離ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 B）中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－
出入管理室送気第１隔離ダンパ（Aトレン）	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 B）中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－
出入管理室送気第２隔離ダンパ（Bトレン）	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 B）中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－
中央制御室非常用循環ファンバイパス第１ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 B）中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－
中央制御室非常用循環ファンバイパス第２ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 B）中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－
A、B中央制御室非常用循環ファン出口第１ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能	－	－	－
A、B中央制御室非常用循環ファン出口第２ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能	－	－	－
中央制御室非常用循環フィルタユニット出口第１ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能	－	－	－
中央制御室非常用循環フィルタユニット出口第２ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
　　なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B制御建屋送気ファン出口第１ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能 2）安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	－	－	－
A、B制御建屋送気ファン出口第２ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能 2）安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	－	－	－
A、B制御建屋循環ファン吸込ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能 2）安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	－	－	－
A、B制御建屋循環ファン吐出ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能 2）安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	－	－	－
A、B制御建屋冷暖房ユニット出口ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能 2）安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	－	－	－
A、B制御建屋冷暖房ユニット入口ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特重要な関連機能 A）放射性よう素濃度低減機能 2）安全上特に重要な関連機能(直接関連系) 中央制御室循環流量	－	－	－
制御建屋階段エリア送気第１隔離ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 B）中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－
制御建屋階段エリア送気第２隔離ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 B）中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
ダクト	－	MS-1	－ ／ SA2	S	1) 安全上特重要な関連機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－
加熱コイル、加湿器、防火ダンパ	－	MS-1	－ ／ －	S	1) 安全上特重要な関連機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能	－	－	－
中央制御室バウンダリ体積	11200m^3 （中央制御室 3100m^3、継電器室等 8100m^3）	MS-1	－ ／ －	S	1) 安全上特に重要な関連機能 C) 中央制御室バウンダリ体積	－	－	－
事故時滞在区画体積	2400m^3	MS-1	－ ／ －	S	1) 安全上特に重要な関連機能 D) 事故時滞在区画体積	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

(24-3) 換気空調系統

(安全補機室空気浄化系統)

目次

1. 概要 ..... 1.3-(24-3)-3
1.1. 系統の概要 ..... 1.3-(24-3)-3
2. 設計要件 ..... 1.3-(24-3)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等 ..... 1.3-(24-3)-4
2.2. 系統の設計要件 ..... 1.3-(24-3)-4
2.2.1. 安全機能に関する設計要件 ..... 1.3-(24-3)-4
2.2.2. 信頼性に関する設計要件 ..... 1.3-(24-3)-7
3. 設備の仕様及び安全機能 ..... 1.3-(24-3)-13
3.1. 系統構成設備 ..... 1.3-(24-3)-13

1. 概要

1.1. 系統の概要

安全補機室空気浄化系統は、補助建屋よう素除去排気ファン、補助建屋よう素除去排気フィルタユニット、ダクト、ダンパ等で構成され、設計基準事故時に、安全補機室を負圧にするとともに放射性物質を低減する機能を有する系統である。

安全補機室空気浄化系統は、安全重要度分類上、特に重要度の高い安全機能である「放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（MS-1）」を有するため、多重性を持たせた設計としている。具体的には、補助建屋よう素除去排気ファンは、A トレン、B トレンにそれぞれ 1 台ずつ設置され、設計基準事故時に要求される排気風量を片トレンのみで供給可能な容量を有している。

また、安全補機室空気浄化系統は耐震 S クラスで設計される。

補助建屋よう素除去排気ファンの電動機は、各トレンで独立した非常用母線に接続し、外部電源喪失時にはディーゼル発電機により給電する設計としている。また、全交流電源喪失時には非常用空冷式発電機を用いて非常用母線からの給電を復旧させることができる。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

2.2. 系統の設計要件

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

安全補機室空気浄化系統には、以下の安全機能が要求される。

○ 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行うことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び、安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに表 2.2.1-1 に示す安全補機室空気浄化系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

1）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能

安全補機室空気浄化系統は、原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合に、放射性物質の濃度を低減できなければならない。設計基準事象において安全補機室空気浄化系統は対処設備として期待される。この機能を果たすために、以下の設計要件を満足する必要がある。

A）閉じ込め機能

事故時再循環モード時に安全補機室に漏えいした放射性物質が安全補機室外に漏えいしないように、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されている再循環開始時までに安全補機室を負圧にすることが設計要件となる。

B）放射性よう素濃度低減機能

事故時再循環モード時に安全補機室に漏えいした放射性よう素の低減能力として、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されているよう素除去効率を確保することが設計要件となる。

C）排気筒放出機能

事故時安全補機室負圧達成後に安全補機室空気浄化系統からの排気が、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価条件の通り、排気筒から放出されることが設計要件となる。排気筒高さは、事故時の線量評価に用いる放射性物質の相対濃度（χ／Q）の計算条件のひとつである放出源の有効高さの根拠となるものである。

表 2.2.1-1　安全補機室空気浄化系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

解析において安全補機室空気浄化系統を考慮している設計基準事象			安全機能
			1）
分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能
設計基準事象	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.4.4	○
	制御棒飛び出し	添付書類十 3.4.5	○

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、安全補機室空気浄化系統は、『安全上特に重要な関連機能』を有する MS-1 に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条２項に従い、安全補機室空気浄化系統の内、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、最も厳しい単一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条６項に従い、安全補機室空気浄化系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

上記要求を踏まえ、安全補機室空気浄化系統は独立２系統で構成され、各系統に補助建屋よう素除去排気ファンをそれぞれ１台、補助建屋よう素除去排気フィルタユニットを１基設置している。補助建屋よう素除去排気ファンは、それぞれ独立のディーゼル発電機に接続し、構成する機器の単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている。また、安全補機室空気浄化系統は、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としている。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則における要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

１）地震による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

安全補機室空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601 に基づく耐震設計としている。安全補機室空気浄化系統に関する耐震設計の対象設備については、表 3.1-1 に示す通りであり、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各設備の計算書）としている。

２）津波による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

安全補機室空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、安全補機室空気浄化系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

i）安全補機室空気浄化系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設及び耐震 S クラスの施設が該当する。

３）外部からの衝撃による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

安全補機室空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条に従い、想定される自然事象（地震及び津波を除く）によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

外部からの衝撃の起因自然事象として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

安全補機室空気浄化系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) 安全補機室空気浄化系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii) これら安全補機室空気浄化系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

iii) 安全補機室空気浄化系統の防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある屋外の施設は、防護対象施設の安全機能を損なうことが無いことを確認している。

B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) 安全補機室空気浄化系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１に属する施設が該当する。

ii) これら安全補機室空気浄化系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) 安全補機室空気浄化系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１に属する施設が該当する。

ii) これら安全補機室空気浄化系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

iii) 原子炉設置変更許可申請書「第６条：外部からの衝撃による損傷の防止（外部火

災）」及び工事認可申請書「外部火災への配慮に関する説明書」にて、防護対象施設を内包する建屋に対し、外部火災に対して十分な健全性を有することを確認している。

4）火災による損傷の防止（内部火災防護）

① 設置許可基準規則に基づく要求

安全補機室空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第八条に従い、火災によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

安全補機室空気浄化系統は、当該系統が設置される区画を「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」が定める火災区域又は火災区画として定めた上で、設定した火災区域及び火災区画に設置する設備、及び火災区域及び火災区画に対し、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」が定める火災防護対策を講じた設計としている。

5）溢水による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

安全補機室空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

安全補機室空気浄化系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。

6）耐環境性

① 設置許可基準規則に基づく要求

安全補機室空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

② 設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

7）飛散物による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

安全補機室空気浄化系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

② 設計方針

安全補機室空気浄化系統の高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高圧の流体を内包する１次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェットカ等により安全補機室空気浄化系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、１次冷却材管には、LBB を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、ＴＧカップリング、タービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。

8）材料及び構造

設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。

９）使用中の亀裂等による破壊の防止

クラス１機器、クラス１支持構造物、クラス２機器、クラス２支持構造物、クラス３機器、クラス４管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中のクラス１機器、クラス１支持構造物、クラス２機器、クラス２支持構造物、クラス３機器、クラス４管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

１０）耐圧試験等

クラス１機器、クラス２機器、クラス３機器、クラス４管及び原子炉格納容器は、施設時に、当該機器の技術基準規則で定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあっては、最高使用圧力の 0.9 倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。

１１）準用

① 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

安全補機室空気浄化系統は、設計基準対処施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

3. 設備の仕様及び安全機能

3.1. 系統構成設備

安全補機室空気浄化系統を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B補助建屋よう素除去排気ファン	容量： 425m^3/min	MS-1	－ ／ －	S	1）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A）閉じ込め機能 B）放射性よう素濃度低減機能	－	－	－
補助建屋よう素除去排気フィルタユニット	よう素除去効率 総合除去効率： 95%（相対湿度95%、温度30℃において） 容量： 425m^3/min	MS-1	－ ／ －	S	1）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 B）放射性よう素濃度低減機能	よう素除去効率：95%以上	参考資料－２に示す。	参考資料－３に示す。
補助建屋よう素除去排気ファン切換ダンパ（１）、（２）	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A）閉じ込め機能	－	－	－
補助建屋よう素除去排気ファン入口ダンパ（１）、（２）	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A）閉じ込め機能 B)放射性よう素濃度低減機能	－	－	－
A、B補助建屋よう素除去排気ファン出口第１ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A）閉じ込め機能 B)放射性よう素濃度低減機能	－	－	－
A、B補助建屋よう素除去排気ファン出口第２ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－ ／ －	S	1）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 A）閉じ込め機能 B)放射性よう素濃度低減機能	－	－	－
ダクト（クラス4管）	－	MS-1	DB4 ／ －※ ※補助建屋よう素除去排気ファン出口ダンパ下流ダクトのみSA2	S	1）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 C）排気筒放出	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

(25) 非常用電源系統

目次

1. 概要 ..... 1.3-(25)-3
1.1. 系統の概要 ..... 1.3-(25)-3
2. 設計要件 ..... 1.3-(25)-5
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則 ..... 1.3-(25)-5
2.2. 系統の設計要件 ..... 1.3-(25)-6
2.2.1. 安全機能要求に関する設計要件 ..... 1.3-(25)-6
2.2.2. 信頼性に関する設計要件 ..... 1.3-(25)-15
3. 設備の仕様及び安全機能 ..... 1.3-(25)-21
3.1. 系統構成設備 ..... 1.3-(25)-21

1. 概要

1.1. 系統の概要

非常用電源系統は、非常用交流電源系統、非常用直流電源系統、非常用計器用電源系統から構成される。

非常用電源系統は、安全重要度分類上、重要度の特に高い安全機能である「安全上特に重要な関連機能（MS-1）」を有するため、多重性を持たせた設計としている。

非常用交流電源系統は、ディーゼル発電機、非常用高圧母線、動力変圧器、非常用低圧母線、ケーブル等で構成され、外部電源喪失時に原子炉の安全停止を達成するために必要な設備、または設計基準事故時に外部電源が喪失した場合に工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備に交流電源を供給するための系統である。

通常時、非常用高圧母線には 275kV 送電線から起動変圧器を介し、起動変圧器から受電できなくなった場合には所内変圧器から、また、所内変圧器から受電できなくなった場合にはディーゼル発電機から、さらにディーゼル発電機からの受電も失敗した場合には、77kV 送電線から予備変圧器を介し給電する。非常用低圧母線は、非常用高圧母線から動力変圧器を介して受電する。

ディーゼル発電機は、275kV 外部電源が完全に喪失した場合に、発電所の保安を確保し、原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給し、さらに、工学的安全施設に電力も供給する。ディーゼル発電機は、多重性を考慮して、必要な容量のものを 2 台備え、それぞれ定格出力で 7 日間以上連続運転できる燃料油貯蔵タンクを発電所内に設ける。

ディーゼル発電機は、非常用高圧母線低電圧信号及び非常用炉心冷却設備作動信号で起動し、10 秒以内に電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し負荷に給電する。

非常用直流電源系統は、蓄電池（安全防護系用）、充電装置、直流き電盤、ケーブル等で構成され、外部電源喪失時に原子炉の安全停止を達成するために必要な設備、または設計基準事故時に外部電源が喪失した場合に工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備に直流電源を供給するための系統である。蓄電池（安全防護系用）は、原子炉を安全に停止し、かつ、全交流動力電源喪失時に重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から給電が開始されるまでの約 30 分間、原子炉を冷却するための設備及び原子炉格納容器の健全性を確保するための設備の動作に必要な容量を有している。

非常用計器用電源系統は、計器用電源盤、計器用母線、ケーブル等で構成され、外部電源喪失時に原子炉の安全停止を達成するために必要な設備、または設計基準事故時に外部電源が喪失した場合に工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備に電力を供給するための系統である。非常用計器用電源系統は、全交流動力電源喪失時に重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から給電が開始されるまでの約 30 分間においても、蓄電池（安全

防護系用）から供給される直流電力を計器用電源内の変換器を介して交流電力へ変換し、計器用母線に給電可能である。

なお、非常用電源系統は重大事故に至るおそれがある設計基準事故時又は重大事故時（以下、「重大事故等時」という。）においても使用される。

ディーゼル発電機は、重大事故等時に必要な設備へ電力を供給可能な設計である。

蓄電池（安全防護系用）は、全交流動力電源喪失時に所内常設蓄電式直流電源設備として、負荷切り離しを行わずに 24 時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）にわたり、重大事故等時に必要な設備に直流電力の供給を行うことが可能である。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則

非常用電源系統は、以下に示す設置許可基準規則に基づき設計する。

[設置許可基準規則]

- 第二条　定義
- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止等
- 第十二条　安全施設
- 第十三条　運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第十四条　全交流動力電源喪失対策設備
- 第二十四条　安全保護回路
- 第三十三条　保安電源設備

[技術基準規則]

- 第四十五条　保安電源設備
- 第四十八条　準用

2.2. 系統の設計要件

2.1 項で示した非常用電源系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに非常用電源系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十四条については、非常用電源系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は(19) 計測制御系統に記載することとし、本図書では記載しない。

① 安全機能に関する設計要求（2.2.1 章）

- 第十三条　運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時の拡大防止
- 第十四条　全交流動力電源喪失対策設備
- 第三十三条　保安電源設備

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2 章）

- 第十二条　安全施設（単一故障想定、多重性又は多様性、独立性）
- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止等
- 第十二条　安全施設（耐環境性、飛散物による損傷の防止）

2.2.1. 安全機能要求に関する設計要件

非常用電源系統には、以下の安全機能が要求される。

○　安全上特に重要な関連機能

○　他系統設備への電源供給（他系統機能の直接関連系）

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行うことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び、安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では、安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに、表 2.2.1-1 に示す非常用電源系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

1）安全上特に重要な関連機能

非常用電源系統には、2.2 項に示される条文に対応する安全機能を有し、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において表 2.2.1-2 に示す工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量及び機能を有することが要求される。

A）非常用交流電源系統からの電源供給

非常用交流電源系統は、表 2.2.1-3～6 に示す原子炉施設の工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備、あるいは外部電源喪失時に原子炉の安全停止を達成するために必須の設備に対し、B 項に示す所定の時間で自動的に電源を供給できなければならない。また、非常用交流電源系統からの電源供給を受け、非常用直流電源系統及び非常用計器用電源系統は必要な設備に対し電源を供給できなければならない。

B）非常用交流電源系統からの電源供給開始時間

非常用交流電源系統は、ディーゼル発電機を電源とした正常な給電機能を確保するため、主要補機への接続を段階的に行う必要がある。そのため、A 項で挙げた主要補機に対し、ディーゼル発電機起動後、表 2.2.1-3~6 に示すシーケンスに基づく所定の時間で自動的に電源を供給できなければならない。

非常用交流電源系統からの給電による機器動作を期待している表 2.2.1-1 の設計基準事象の安全評価及び重大事故等の有効性評価の解析では、ディーゼル発電機起動遅れ時間として 10 秒を想定し、表 2.2.1-3~6 に示したシーケンスタイマの設定値を考慮して機器作動遅れ時間を設定している[1]。

C）非常用交流電源系統に対する必要燃料保有量

非常用交流電源系統のディーゼル発電機については、7 日間の外部電源喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7 日間分の容量以上の燃料を保有しなければならない。

D）非常用直流電源系統からの電源供給

非常用直流電源系統の蓄電池（安全防護系用）は、全交流動力電源喪失時に原子炉の安全停止、停止後の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備に一定時間（重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から給電が開始されるまでの約 30 分間）電力を供給できる容量を確保しなければならない。また、非常用計器用電源系統は、非常用直流電源系統からの電源供給を受けて必要な設備に電力を供給できなければならない。

---

[1] 設計基準事象の安全評価では、機器の作動時間として信号遅れやポンプ全速時間も含めた時間を入力条件として使用している。

２）他系統設備への電源供給（他系統機能の直接関連系）

非常用電源系統には、負荷設備が複数の機器で構成されている場合等、当該系統設備専用の配電設備を設ける場合がある。この場合、これら配電設備の安全機能は、当該系統機能の直接関連系となる。

A）異常状態の緩和機能の直接関連系

非常用電源系統は、下記の設備の機能を確保するため電源を供給する必要がある。

・加圧器ヒータ（後備グループ）

加圧器ヒータ（後備グループ）への電源供給機能の確認は、(11) 1 次冷却系統で性能確認事項として挙げられている加圧器ヒータ（後備グループ）の性能確認で行われるため、非常用電源系統として確認項目とする必要はない。

B）原子炉停止後の除熱機能の直接関連系

非常用電源系統は、下記の設備の機能を確保するため電源を供給する必要がある。

・タービン動補助給水ポンプ

・電動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプへの電源供給機能の確認は、(18) 補助給水系統で性能確認事項として挙げられているタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの性能確認で行われるため、非常用電源系統として確認項目とする必要はない。

表 2.2.1-1　非常用電源系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

※1：解析評価において作動を想定している設備に対し、非常用電源系統から給電が行われる事象を抽出。

解析において非常用電源系統を考慮している設計基準事象※1			安全機能	
			1）	2）
分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	安全上特に重要な関連機能	他系統設備への電源供給（他系統機能の直接関連系）
設計基準事象	主給水流量喪失	添付書類十　2.3.4	○	－
	原子炉冷却材喪失	添付書類十　3.2.1 添付書類十　3.4.4 添付書類十　3.5.1	○	－
	主給水管破断	添付書類十　3.2.4	○	－
	主蒸気管破断	添付書類十　3.2.5	○	－
	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十　3.4.2	○	－
	制御棒飛び出し	添付書類十　3.4.5	○	－

表 2.2.1-2　安全解析で想定している非常用電源系統からの給電によって動作する設備

分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	安全解析において非常用電源系統からの給電によって動作している設備
設計基準事象	主給水流量喪失	添付書類十　2.3.4	電動補助給水ポンプ
	原子炉冷却材喪失	添付書類十　3.2.1 添付書類十　3.4.4 添付書類十　3.5.1	充てん/高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 格納容器スプレイポンプ アニュラス循環ファン 補助建屋よう素除去排気ファン
	主給水管破断	添付書類十　3.2.4	電動補助給水ポンプ
	主蒸気管破断	添付書類十　3.2.5	充てん/高圧注入ポンプ
	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十　3.4.2	充てん/高圧注入ポンプ 電動補助給水ポンプ
	制御棒飛び出し	添付書類十　3.4.5	アニュラス循環ファン 補助建屋よう素除去排気ファン

表 2.2.1-3 工学的安全施設作動シーケンスによる動作機器とタイマ設定（トレン A）

信号	タイマ設定値	許容誤差	動作機器	給電元
SI	0 秒	+2.0 秒	3A アニュラス循環ファン	3C1 原子炉コントロールセンタ
SI	0 秒	+2.0 秒	3A 冷水ポンプ	3C1 原子炉コントロールセンタ
M	0 秒	+2.0 秒	3A 中央制御室非常用循環ファン	3C1 原子炉コントロールセンタ
SI	5 秒	±2.0 秒	3A 充てん／高圧注入ポンプ	3C メタクラ盤
SI	5 秒	±2.0 秒	3C 充てん／高圧注入ポンプ（注 1）	3C メタクラ盤
SI	10 秒	±2.0 秒	3A 余熱除去ポンプ	3C メタクラ盤
SP	10 秒	±2.0 秒	3A 内部スプレイポンプ	3C メタクラ盤
SP	15 秒	±2.0 秒	3B 内部スプレイポンプ（注 1）	3C メタクラ盤
SI	15 秒	±2.0 秒	3A 1 次系冷却水ポンプ	3C メタクラ盤
SI	20 秒	±2.0 秒	3B 1 次系冷却水ポンプ（注 1）	3C メタクラ盤
SI	25 秒	±2.0 秒	3A 電動補助給水ポンプ	3C メタクラ盤
SI	30 秒	±2.0 秒	3A 海水ポンプ	3C メタクラ盤
SI	35 秒	±2.0 秒	3B 海水ポンプ（注 1）	3C メタクラ盤
SI	40 秒	±2.0 秒	3A チラーユニット	3C メタクラ盤
M	70 秒	±2.0 秒	3A 制御建屋送気ファン	3C1 原子炉コントロールセンタ
M	80 秒	±2.0 秒	3A 制御建屋循環ファン	3C1 原子炉コントロールセンタ
SI	90 秒	±2.0 秒	3A 補助建屋よう素除去排気ファン	3C2 原子炉コントロールセンタ

注 1：3A のバックアップ

表 2.2.1-4 工学的安全施設作動シーケンスによる動作機器とタイマ設定（トレン B）

信号	タイマ設定値	許容誤差	動作機器	給電元
SI	0 秒	+2.0 秒	3B アニュラス循環ファン	3D1 原子炉コントロールセンタ
SI	0 秒	+2.0 秒	3B 冷水ポンプ	3D1 原子炉コントロールセンタ
SI	5 秒	±2.0 秒	3B 充てん／高圧注入ポンプ	3D メタクラ盤
SI	5 秒	±2.0 秒	3C 充てん／高圧注入ポンプ（注 1）	3D メタクラ盤
SI	10 秒	±2.0 秒	3B 余熱除去ポンプ	3D メタクラ盤
M	10 秒	±2.0 秒	3B 中央制御室非常用循環ファン	3D1 原子炉コントロールセンタ
SP	10 秒	±2.0 秒	3C 内部スプレイポンプ	3D メタクラ盤
SP	15 秒	±2.0 秒	3D 内部スプレイポンプ（注 2）	3D メタクラ盤
SI	15 秒	±2.0 秒	3C 1 次系冷却水ポンプ	3D メタクラ盤
SI	20 秒	±2.0 秒	3D 1 次系冷却水ポンプ（注 2）	3D メタクラ盤
SI	25 秒	±2.0 秒	3B 電動補助給水ポンプ	3D メタクラ盤
SI	30 秒	±2.0 秒	3C 海水ポンプ	3D メタクラ盤
SI	35 秒	±2.0 秒	3D 海水ポンプ（注 2）	3D メタクラ盤
SI	40 秒	±2.0 秒	3B チラーユニット	3D メタクラ盤
M	75 秒	±2.0 秒	3B 制御建屋送気ファン	3D1 原子炉コントロールセンタ
M	85 秒	±2.0 秒	3B 制御建屋循環ファン	3D1 原子炉コントロールセンタ
SI	100 秒	±2.0 秒	3B 補助建屋よう素除去排気ファン	3D2 原子炉コントロールセンタ

注 1：3B のバックアップ

注 2：3C のバックアップ

表 2.2.1-5 全停シーケンスによる動作機器とタイマ設定（トレン A）

信号	タイマ設定値	許容誤差	動作機器	給電元
BO	0 秒	+2.0 秒	3A 冷水ポンプ	3C1 原子炉コントロールセンタ
BO	5 秒	±2.0 秒	3A 充てん／高圧注入ポンプ	3C メタクラ盤
BO	5 秒	±2.0 秒	3C 充てん／高圧注入ポンプ（注 1）	3C メタクラ盤
BO	10 秒	±2.0 秒	3A 余熱除去ポンプ	3C メタクラ盤
BO	10 秒	±2.0 秒	3A 内部スプレイポンプ	3C メタクラ盤
BO	15 秒	±2.0 秒	3B 内部スプレイポンプ（注 1）	3C メタクラ盤
BO	15 秒	±2.0 秒	3A 1 次系冷却水ポンプ	3C メタクラ盤
BO	20 秒	±2.0 秒	3B 1 次系冷却水ポンプ（注 1）	3C メタクラ盤
BO	25 秒	±2.0 秒	3A 電動補助給水ポンプ	3C メタクラ盤
BO	30 秒	±2.0 秒	3A 海水ポンプ	3C メタクラ盤
BO	35 秒	±2.0 秒	3B 海水ポンプ（注 1）	3C メタクラ盤
BO	40 秒	±2.0 秒	3A チラーユニット	3C メタクラ盤
BO	70 秒	±2.0 秒	3A 制御建屋送気ファン	3C1 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	3A 制御建屋循環ファン	3C1 原子炉コントロールセンタ
BO	90 秒	±2.0 秒	3A 制御棒駆動装置冷却ファン	3C パワーセンタ
BO	100 秒	±2.0 秒	3A 格納容器循環ファン	3C パワーセンタ
BO	120 秒	±2.0 秒	3A 原子炉しゃへい冷却ファン	3C2 原子炉コントロールセンタ

注 1：3A のバックアップ

表 2.2.1-6 全停シーケンスによる動作機器とタイマ設定（トレン B）

信号	タイマ設定値	許容誤差	動作機器	給電元
BO	0 秒	+2.0 秒	3B 冷水ポンプ	3D1 原子炉コントロールセンタ
BO	5 秒	±2.0 秒	3B 充てん／高圧注入ポンプ	3D メタクラ盤
BO	5 秒	±2.0 秒	3C 充てん／高圧注入ポンプ（注 1）	3D メタクラ盤
BO	10 秒	±2.0 秒	3B 余熱除去ポンプ	3D メタクラ盤
BO	10 秒	±2.0 秒	3C 内部スプレイポンプ	3D メタクラ盤
BO	15 秒	±2.0 秒	3D 内部スプレイポンプ（注 2）	3D メタクラ盤
BO	15 秒	±2.0 秒	3C 1 次系冷却水ポンプ	3D メタクラ盤
BO	20 秒	±2.0 秒	3D 1 次系冷却水ポンプ（注 2）	3D メタクラ盤
BO	25 秒	±2.0 秒	3B 電動補助給水ポンプ	3D メタクラ盤
BO	30 秒	±2.0 秒	3C 海水ポンプ	3D メタクラ盤
BO	35 秒	±2.0 秒	3D 海水ポンプ（注 2）	3D メタクラ盤
BO	40 秒	±2.0 秒	3B チラーユニット	3D メタクラ盤
BO	75 秒	±2.0 秒	3B 制御建屋送気ファン	3D1 原子炉コントロールセンタ
BO	85 秒	±2.0 秒	3B 制御建屋循環ファン	3D1 原子炉コントロールセンタ
BO	90 秒	±2.0 秒	3B 制御棒駆動装置冷却ファン	3D パワーセンタ
BO	100 秒	±2.0 秒	3B 格納容器循環ファン	3D パワーセンタ
BO	125 秒	±2.0 秒	3B 原子炉しゃへい冷却ファン	3D2 原子炉コントロールセンタ

注 1：3B のバックアップ

注 2：3C のバックアップ

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、非常用電源系統は『安全上特に重要な関連機能』を有する MS-1 に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条２項に従い、最も厳しい単一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条６項に従い、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

なお、2.2.1 2)に示される他の系統設備の直接関連系に分類される設備の安全重要度は表 3.1-1 に示す。

上記要求を踏まえ、非常用電源系統はそれぞれ独立２系統で構成され、構成する機器の単一故障を想定した場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている。また、非常用電源系統は、原子炉施設間で共用しない設計とするとともに、重大事故等発生時以外は接続先の系統を相互に分離された状態とすることにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計としている。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1 章、2.2.2.1 章以外で設計上考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

1）地震による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601 に基づく耐震設計としている。3 章に示す非常用電源に関する耐震設計の対象設備については、いずれも要求される耐震強度を有する設計としている。

2）津波による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して 安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、非常用電源系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

i) 非常用電源系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設、及び耐震Ｓクラスの施設が該当する。

３）外部からの衝撃による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条に従い、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

非常用電源系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) 非常用電源系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii) これら非常用電源系統の防護対象施設のうち屋内の施設は、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

iii) 非常用電源系統の防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある屋外の施設は、防護対象施設の安全機能を損なうことが無いことを確認している。

B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) 非常用電源系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii) これら非常用電源系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。なお、配管については、積灰しない構造として取り扱う。

iii) 屋外に開口し降下火砕物を含む空気の流路となる防護対象施設を選定し、降下火砕物に対して、非常用電源系統の火山防護に関する安全機能が維持できることを

確認している。

C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) 非常用電源系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii) これら非常用電源系統の防護対象施設のうち屋内の施設は、これらを内包する建屋により防護する設計としている。屋外の施設は、火災時の輻射熱の影響を直接受けないことにより防護する設計としている。外部火災による二次的影響（ばい煙）については、適切な防護対策を講じることで防護対象施設の安全機能を損なわない設計としている。

４）火災による損傷の防止（内部火災防護）

① 設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第八条に従い、火災によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

非常用電源系統は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有するため、当該系統が設置される区画を「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」が定める火災区域又は火災区画として定めた上で、設定した火災区域及び火災区画に設置する設備、及び火災区域及び火災区画に対し、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」が定める火災防護対策を講じた設計としている。

５）溢水による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

非常用電源系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けず

にその機能が確保されることを確認している。また当該系統が、溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水や、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水の溢水源とならないよう、耐震性が確保され、配管応力が許容値を満足していることを確認している。

6）耐環境性

① 設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

② 設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

7）飛散物による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

② 設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高圧の流体を内包する１次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェットカ等により補助給水系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、１次冷却材管には、LBB を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、ＴＧカップリング、タービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。系統の多重性、配置等の関連により評価対象外となる。

8）保安電源設備

保安電源設備について、外部電源の送受電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、高エネルギーのアーク放電による電気盤の損壊の拡大を防止するため必要な措置を講じた設計とする。

9）準用

① 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

非常用電源系統は、設計基準対象施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

①－１非常用電源系統の電気事故隔離機能

非常用電源系統での短絡等の電気故障発生時には、他の安全機能への影響を限定するため、これを検知し、遮断器により故障箇所を隔離できる必要がある。

② 発電用火力設備に関する技術基準の準用

非常用電源系統は、設計基準対象施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」を準用する設計とする。

3. 設備の仕様及び安全機能

3.1. 系統構成設備

非常用電源系統を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表 3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス（DB／SA）（注1）	耐震クラス	安全機能	許認可書類に関連する記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、Bディーゼル発電機	容量： 3900kW	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）非常用交流電源系統からの電源供給 B）非常用交流電源系統からの電源供給開始時間 C）非常用交流電源系統に対する必要燃料保有量	出力： 約3,900kW （1台当たり） 容量： 約4,875kVA （1台当たり） 力率： 0.8（遅れ） 電圧： 6,900V 周波数： 60Hz 容量： 約200m^3 （1基当たり） 基数：2	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
C、Dメタクラ	容量： 2000A	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）非常用交流電源系統からの電源供給 B）非常用交流電源系統からの電源供給開始時間	－	－	－
C、Dパワーセンタ	容量： 3000A	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）非常用交流電源系統からの電源供給 B）非常用交流電源系統からの電源供給開始時間	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第2条に定義される区分であり、技術基準規則第17条及び第55条が定める材料及び構造となるよう設計している。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表 3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス（DB／SA）（注1）	耐震クラス	安全機能	許認可書類に関連する記載事項		
						設置許可添付書類八	工認要目表	保安規定
Ｃ１～３、Ｄ１～３原子炉コントロールセンタ ＣＤ安全防護系原子炉コントロールセンタ	600A	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）非常用交流電源系統からの電源供給 B）非常用交流電源系統からの電源供給開始時間	－	－	－
Ａ、Ｂディーゼル発電機コントロールセンタ	－	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）非常用交流電源系統からの電源供給 B）非常用交流電源系統からの電源供給開始時間	－	－	－
Ａ、Ｂ加圧器後備ヒータ分電盤	－	MS-2	－／－	S	2）他系統設備への電源供給 A）異常状態の緩和機能の直接関連系	－	－	－
Ａ、Ｂ蓄電池	容量： 2200Ah	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 D）非常用直流電源系統からの電源供給	容量： 約2,200A・h×2組 （安全防護系用） 電圧：129V （浮動充電時） 組数：2（注2）	参考資料－２に示す。	参考資料－３に示す。
Ａ、Ｂ充電器盤	容量： 540A	MS-3	－／－	C(S)	1）安全上特に重要な関連機能 A）非常用交流電源系統からの電源供給 D）非常用直流電源系統からの電源供給 充電器の機能の安全重要度はMS-3であるが、長期の非常用交流電源からの直流給電機能も考慮してリストに挙げている。	交流入力： 3相 60Hz 440V 直流出力：129V （浮動充電時）	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第2条に定義される区分であり、技術基準規則第17条及び第55条が定める材料及び構造となるよう設計している。
　　なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。
注2：設置許可は、C蓄電池を含めて3と記載

表 3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス（DB／SA）（注1）	耐震クラス	安全機能	許認可書類に関連する記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B直流き電盤	容量：2000A	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 D）非常用直流電源系統からの電源供給	母線容量：約2,000A（1個当たり） 個数：2（注3）	－	－
中央制御室直流分電盤	－	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 D）非常用直流電源系統からの電源供給	－	－	－
リレー室直流分電盤	－	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 D）非常用直流電源系統からの電源供給	－	－	－
C、Dメタクラ室直流分電盤（A、Bトレイン）	－	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 D）非常用直流電源系統からの電源供給	－	－	－
A1～4、B1～4ソレノイド弁分電盤	－	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 D）非常用直流電源系統からの電源供給	－	－	－
タービン動補助給水ポンプ起動盤 タービン動補助給水ポンプB起動弁現地盤	－	MS-1	－／－	S	2）他系統設備への電源供給 B）原子炉停止後の除熱をする機能の直接関連系	－	－	－
A、B電動補助給水ポンプ起動盤	－	MS-1	－／－	S	2）他系統設備への電源供給 B）原子炉停止後の除熱をする機能の直接関連系	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第2条に定義される区分であり、技術基準規則第17条及び第55条が定める材料及び構造となるよう設計している。
　　なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。
注3：設置許可は、C直流母線を含めて3と記載

表 3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス（DB／SA）（注1）	耐震クラス	安全機能	許認可書類に関連する記載事項		
						設置許可添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、C、D計器用電源	－	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）非常用交流電源系統からの電源供給 D）非常用直流電源系統からの電源供給開始時間	容量： 約20kVA （1個当たり） 出力電圧： 115V	参考資料－２に示す。	－
A、B、C１、C２、D１、D２計器用分電盤	－	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）非常用交流電源系統からの電源供給 D）非常用直流電源系統からの電源供給開始時間	－	－	－
A、B、C、D計器用母線分電盤（後備用）	－	MS-1	－／－	S	－	－	－	－
A１、A２、B１、B２、C１、C２、D１、D２現場計器用分電盤	－	MS-1	－／－	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）非常用交流電源系統からの電源供給 D）非常用直流電源系統からの電源供給開始時間	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第2条に定義される区分であり、技術基準規則第17条及び第55条が定める材料及び構造となるよう設計している。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

(26) 計器用空気系統

目次

1. 概要 ..... 1.3-(26)-3
1.1. 系統の概要 ..... 1.3-(26)-3
2. 設計要件 ..... 1.3-(26)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等 ..... 1.3-(26)-4
2.2. 系統の設計要件 ..... 1.3-(26)-5
2.2.1. 安全機能に関する設計要件 ..... 1.3-(26)-6
2.2.2. 信頼性に関する設計要件 ..... 1.3-(26)-9
3. 設備の仕様及び安全機能 ..... 1.3-(26)-15
3.1. 系統構成設備 ..... 1.3-(26)-15

1. 概要

1.1. 系統の概要

計器用空気系統は、計器用空気圧縮機、計器用空気圧縮機空気だめ、計器用空気圧縮機空気乾燥器、配管、弁等で構成され、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に、原子炉格納容器内、原子炉補助建屋内、タービン建屋内等に設置されている空気作動弁、空気作動ダンパ、制御器、計測器等に清浄で乾燥した圧縮空気を供給する機能を有する系統である。

計器用空気系統の安全機能を期待する設計基準事故は 2.2.1.に示される。

計器用空気系統は、安全重要度分類上、特に重要度の高い安全機能である「安全上特に重要な関連機能（MS-1）」及び「放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（MS-1）」を有するため、多重性を持たせた設計としている。具体的には、計器用空気圧縮機は、A トレン、B トレンにそれぞれ 1 台ずつ設置され、設計基準事故時に要求される圧縮空気を片トレンのみで供給可能な容量を有している。

また、計器用空気系統は耐震 S クラスで設計される。

計器用空気圧縮機は、各トレンで独立した非常用母線に接続し、外部電源喪失時にはディーゼル発電機により給電する設計としている。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

計器用空気系統は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

[設置許可基準規則]

- 第二条　定義
- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止等
- 第十二条　安全施設
- 第十三条　運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第二十三条　計測制御系統施設
- 第二十四条　安全保護回路
- 第三十二条　原子炉格納施設
- 第三十三条　保安電源設備

[技術基準規則]

- 第十七条　材料及び構造
- 第十八条　使用中の亀裂等による破壊の防止
- 第二十条　安全弁等
- 第二十一条　耐圧試験等
- 第四十八条　準用

2.2. 系統の設計要件

2.1 で示した計器用空気系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに計器用空気系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十三条、第二十四条、第三十三条については、計器用空気系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御や駆動源）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は(19) 計測制御系統、(25) 非常用電源系統に記載することとし、本図書では記載しない。

① 安全機能に関する設計要求（2.2.1）

- 第十三条　運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第三十二条　原子炉格納施設

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2）

- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止等
- 第十二条　安全施設

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

計器用空気系統には、以下の安全機能が要求される。[1]

○　安全上特に重要な関連機能
○　異常状態の緩和機能（直接関連系）

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行うことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び、安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では、安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに、表 2.2.1-1 に示す計器用空気系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

1）安全上特に重要な関連機能

A）MS-1 の機能を有する補機への空気供給機能

計器用空気系統は、原子炉停止後の除熱機能、放射性物質の閉じ込め機能、及び放射線の遮へい及び放出低減機能を達成するために動作が期待される空気作動弁及びダンパに圧縮空気を供給できなければならない。表 2.2.1-2 に示す設計基準事象の安全解析において、主蒸気逃がし弁、安全補機室空気浄化系統、及びアニュラス空気再循環系統の弁及びダンパへ圧縮空気が供給され、各機器を動作させることが安全評価の想定に基づく設計要件となる。

ただし、安全評価においては、計器用空気系統設備のパラメータを使用しているものではないため、具体的な仕様に対する確認項目はない。

2）異常状態の緩和機能(直接関連系)

A）加圧器逃がし弁への空気供給機能

計器用空気系統は、表 2.2.1-3 に示す設計基準事象の安全解析において、１次冷却系統を減圧する機能を有する加圧器逃がし弁へ圧縮空気が供給され、各機器を動作させることが安全評価の想定に基づく設計要件となる。

ただし、安全評価においては、計器用空気系統設備のパラメータを使用しているものではないため、具体的な仕様に対する確認項目はない。

[1] 原子炉補機冷却水系統は CV バウンダリとしての放射性物質の閉じ込め機能（MS-1）を有するが、CV バウンダリに関しては、「(22) 原子炉格納施設」にて記載される。

表 2.2.1-1　計器用空気系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

解析において計器用空気系統を考慮している設計基準事象 ※1			安全機能	
			1）	2）
分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	安全上特に重要な関連機能	異常状態の緩和機能(直接関連系)
設計基準事象	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十　3.4.2	○	○
	原子炉冷却材喪失	添付書類十　3.4.4	○	－
	制御棒飛び出し	添付書類十　3.4.5	○	－

※1：解析評価において作動を想定している設備に対し、計器用空気系統から空気供給が行われる事象を抽出。

表 2.2.1-2　安全解析において安全上特に重要な関連機能として計器用空気系統からの空気の供給を想定している機器

分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	計器用空気系統からの空気供給によって動作が期待される設備
設計基準事象	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十　3.4.2	・主蒸気逃がし弁
	原子炉冷却材喪失	添付書類十　3.4.4	・補助建屋よう素除去排気ファン出口ダンパ ・アニュラス主排気弁 ・アニュラスバイパス排気弁 ・アニュラス排気隔離弁 ・アニュラス戻り循環隔離弁
	制御棒飛び出し	添付書類十　3.4.5	

表 2.2.1-3　安全解析において異常状態の緩和機能(直接関連系)として計器用空気系統からの空気の供給を想定している機器

分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	計器用空気系統からの空気供給によって動作が期待される設備
設計基準事象	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十　3.4.2	・加圧器逃がし弁

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、計器用空気系統は、『安全上特に重要な関連機能』、『放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能』を有する MS-1 に分類され、設置許可基準規則による「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（第十二条２項）及び「重要安全施設」（第十二条６項）に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条２項に従い、計器用空気系統の内、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、最も厳しい単一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条６項に従い、計器用空気系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

上記要求を踏まえ、計器用空気系統は 2 トレン構成としており、各トレンに計器用空気圧縮機を 1 台ずつ設置している。計器用空気圧縮機は、各トレンで独立のディーゼル発電機に接続し、構成する機器の単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている。また、計器用空気系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としている。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

１）地震による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

計器用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601 に基づく耐震設計としている。3 章に示す計器用空気系統に関する耐震設計の対象設備については、いずれも要求される耐震強度を有する設計としている。

２）津波による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

計器用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、計器用空気系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

i） 計器用空気系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設、及び耐震 S クラスの施設が該当する。

３）外部からの衝撃による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

計器用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条に従い、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

計器用空気系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) 計器用空気系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii) これら計器用空気系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) 計器用空気系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii) これら計器用空気系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。

i) 計器用空気系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」が定める重要度分類クラス１、２に属する施設が該当する。

ii) これら計器用空気系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。外部火災による二次的影響（ばい煙）については、適切な防護対策を講じることで防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

4）火災による損傷の防止（内部火災防護）

① 設置許可基準規則に基づく要求

計器用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第八条に従い、火災によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

計器用空気系統は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有するため、当該系統が設置される区画を「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」が定める火災区域又は火災区画として定めた上で、設定した火災区域及び火災区画に設置する設備、及び火災区域及び火災区画に対し、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」が定める火災防護対策を講じた設計としている。

5）溢水による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

計器用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

計器用空気系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。

6）耐環境性

① 設置許可基準規則に基づく要求

計器用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

② 設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

7）飛散物による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

計器用空気系統は、設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

② 設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高圧の流体を内包する１次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により計器用空気系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、１次冷却材管には、LBB を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、ＴＧカップリング、タービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。

8）材料及び構造

設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。

9）使用中の亀裂等による破壊の防止

クラス１機器、クラス１支持構造物、クラス２機器、クラス２支持構造物、クラス３機器、クラス４管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中のクラス１機器、クラス１支持構造物、クラス２機器、クラス２支持構造物、クラス３機器、クラス４管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

使用中のクラス１機器の耐圧部分は、貫通する亀裂その他の欠陥が発生しないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

１０） 安全弁等

蒸気タービン、発電機、変圧器及び遮断器を除く設計基準対象施設に設置する安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁は、日本機械学会「設計・建設規格」（JSME S NC1）及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2001）及び（JSME S NC1-2005）【事例規格】過圧防護に関する規定（NC-CC-001）」に適合するよう設計する。なお、安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁については、施設時に適用した告示（通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 55 年通商産業省告示第 501 号）」）の規定に適合する設計とする。

１１） 耐圧試験等

クラス１機器、クラス２機器、クラス３機器、クラス４管及び原子炉格納容器は、施設時に、当該機器の技術基準規則で定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあっては、最高使用圧力の 0.9 倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。

１２） 準用

① 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

計器用空気系統は、設計基準対象施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

3. 設備の仕様及び安全機能

3.1. 系統構成設備

計器用空気系統を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B計器用空気圧縮機	－	MS-1	DB3 (制御用空気圧縮機は－) ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）MS-1関連補機への空気供給機能	－	－	－
A、B計器用空気連絡しゃ断弁	電動弁	MS-1	DB3 ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）MS-1関連補機への空気供給機能	－	－	－
計器用空気ローカルレシーバ入口A、Bヘッダ第１逆止弁	逆止弁	MS-1	DB3 ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）MS-1関連補機への空気供給機能	－	－	－
計器用空気ローカルレシーバ入口A、Bヘッダ第２逆止弁	逆止弁	MS-1	DB3 ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）MS-1関連補機への空気供給機能	－	－	－
A、B格納容器行計器用空気隔離弁	電動弁	MS-2	DB2 ／ SA2	S	2）異常状態の緩和機能(直接関連系) A）加圧器逃がし弁への空気を供給する機能	－	－	－
格納容器内計器用圧縮空気供給ライン逆止弁	逆止弁	MS-2	DB2 ／ SA2	S	2）異常状態の緩和機能(直接関連系) A）加圧器逃がし弁への空気を供給する機能	－	－	－
A、B加圧器逃がし弁計器用空気供給用しゃ断弁	電動弁	MS-1	DB3 ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）MS-1関連補機への空気供給機能	－	－	－
配管・継手（MS-1関連補機への空気供給範囲）	－	MS-1	DB3 ／ －	S	1）安全上特に重要な関連機能 A）MS-1関連補機への空気供給機能	－	－	－
配管・継手（MS-2関連補機への空気供給範囲）	－	MS-2	DB3 (一部 DB2) ／ SA2 (一部 －)	S	2）異常状態の緩和機能(直接関連系) A）加圧器逃がし弁への空気を供給する機能	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。
なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

(27) 建物

目次

1. 概要 ..... 1.3-(27)-3
1.1. 建物の概要 ..... 1.3-(27)-3
2. 設計要件 ..... 1.3-(27)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等 ..... 1.3-(27)-4
2.2. 建物の設計要件 ..... 1.3-(27)-6
2.2.1. 安全機能に関する設計要件 ..... 1.3-(27)-7
2.2.2. 信頼性に関する設計要件 ..... 1.3-(27)-9
3. 設備の概略仕様 ..... 1.3-(27)-15

1. 概要

1.1. 建物の概要

本書では、基本的に耐震 S クラスの設備の間接支持機能を有する建屋を対象とする。その間接支持機能については、直接的法令要求はないが、(1) 耐震に記載する通り、耐震設計に係る工認審査ガイドに基づき、間接支持される設備の耐震設計上の重要度に応じた耐震評価を実施する。

耐震 S クラスの設備の間接支持機能を有する主な建物の概要を記載する。

(1) 原子炉格納施設

原子炉格納施設は鉄筋コンクリート造の建物・構築物であり、同一の円形基礎上に配置された原子炉格納容器、外部しゃへい建屋及び内部コンクリートから構成されている。基礎は堅硬な岩盤に直接支持される。

(2) 原子炉補助建屋

原子炉補助建屋は、燃料取扱建屋、補助建屋、制御建屋、中間建屋及びディーゼル建屋から構成され、これらの建屋は、原子炉格納施設を取り囲み、構造的に一体とした鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）の建物であり、E.L.-1.6m から E.L.+32.3m にわたって階段状に設けられている。基礎は、プラント北側に向かって高くなる階段状の岩盤に直接支持される。

(3) 緊急時対策所建屋

緊急時対策所建屋は、鉄筋コンクリート造壁式構造物である。基礎は人工岩盤に直接支持される。

なお、緊急時対策所建屋は、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）である緊急時対策所の観点で、本書の対象とする。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

建物は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

[設置許可基準規則]

- 第二条　定義
- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止
- 第十二条　安全施設
- 第十三条　運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止
- 第十九条　非常用炉心冷却設備
- 第二十五条　反応度制御系統及び原子炉停止系統
- 第二十六条　原子炉制御室等
- 第二十九条　工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護
- 第三十条　放射線からの放射線業務従事者の防護
- 第三十二条　原子炉格納施設
- 第三十八条　重大事故等対処施設の地盤
- 第三十九条　地震による損傷の防止
- 第四十条　津波による損傷の防止
- 第四十一条　火災による損傷の防止
- 第四十三条　重大事故等対処設備
- 第六十一条　緊急時対策所

[技術基準規則]

- 第二条　定義
- 第四条　設計基準対象施設の地盤
- 第五条　地震による損傷の防止
- 第六条　津波による損傷の防止
- 第七条　外部からの衝撃による損傷の防止

- 第十一条　火災による損傷の防止
- 第十二条　発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止
- 第四十九条　重大事故等対処施設の地盤
- 第五十条　地震による損傷の防止
- 第五十一条　津波による損傷の防止
- 第五十二条　火災による損傷の防止
- 第五十四条　重大事故等対処設備

＜関連する基準・ガイド等＞

- 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド
- 耐震設計に係る工認審査ガイド

2.2. 建物の設計要件

2.1 で示した建物が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに建物の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。

① 安全機能に関する設計要求（2.2.1 章）

- 第十三条　運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止
- 第十九条　非常用炉心冷却設備
- 第二十五条　反応度制御系統及び原子炉停止系統
- 第二十六条　原子炉制御室等
- 第二十九条　工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護
- 第三十条　放射線からの放射線業務従事者の防護
- 第三十二条　原子炉格納施設

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2 章）

- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止
- 第十二条　安全施設
- 第三十八条　重大事故等対処施設の地盤
- 第三十九条　地震による損傷の防止
- 第四十条　津波による損傷の防止
- 第四十一条　火災による損傷の防止
- 第四十三条　重大事故等対処設備

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

建物には、以下の安全機能が要求される。

○　放射線の遮蔽機能
○　原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能（放射性物質を貯蔵する機能）
○　未臨界維持機能
○　炉心冷却機能
○　放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能
○　重大事故等対処設備（緊急時対策所）

１）放射線の遮蔽機能

原子炉格納施設及び原子炉補助建屋のうち遮蔽設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時において、発電所周辺の一般公衆、放射線業務従事者の受ける線量を低減する機能を有しなければならない。

詳細な設計要件は、(21) 放射線管理施設に示す。

２）原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能（放射性物質を貯蔵する機能）

原子炉補助建屋のうち燃料貯蔵設備は燃料体等を貯蔵する機能を有していなければならない。

詳細な設計要件は、(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備に示す。

３）炉心冷却機能

原子炉格納施設のうち格納容器再循環サンプは、原子炉冷却材喪失時に炉心冷却機能として低圧注入系統へ供給ラインを提供する機能を有しなければならない。

詳細な設計要件は、(13) 安全注入系統に示す。

４）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能

原子炉格納施設のうち格納容器再循環サンプは、原子炉冷却材喪失時等に格納容器スプレイ系統へ燃料取替用水タンクのほう酸水及び再循環水を提供するための流路確保機能を有しなければならない 。

詳細な設計要件は、(13) 安全注入系統に示す。

５）重大事故等対処設備（緊急時対策所）

緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じ

た設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。

緊急時対策所遮蔽は、重大事故等時において、緊急時対策所にとどまる要員が過度な被ばくを受けないように設計する。

詳細な設計要件は、(29) 重大事故等対処設備に示す。

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される建物はない。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(6) 竜巻防護及び(8) 火山防護に明記される。

1）地震による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設及び重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第三条及び第四条、第三十八条、第三十九条、技術基準規則第四条及び第五条、第四十九条、第五十条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

ここで、耐震 S クラスの設備の間接支持構造物の機能を持つ建物については、耐震設計に係る工認審査ガイドに基づき、基準地震動 Ss による地震力に対して安全上支障が無い設計とする。

なお、緊急時対策所建屋についても同様とする。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、耐震 S クラスの設備を間接支持する建物及び緊急時対策所建屋については、建屋各層の基準地震動 Ss による最大せん断ひずみが許容限界を超えないこと及び基礎を構成する部材の基準地震動 Ss による発生応力が終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。

対象建屋については、表 3.1 に示す通りであり、いずれも要求される耐震性を有する設計（工認申請書の各間接支持構造物の計算書）としている。

2）津波による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設は、設置許可基準規則第五条に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれない設計とする必要がある。また、設置許可基準規則第二条にて規定される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は、設置許可基準規則第四十条に従い、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が、基準津波により、その安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。

３）外部からの衝撃による損傷の防止

Ａ）竜巻防護

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第六条及び技術基準規則第七条に従い、発電用原子炉施設内における外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設が想定される自然現象によりその安全性を損なうおそれがない設計とする必要がある。

設置許可基準規則第四十三条及び技術基準規則第五十四条に従い、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則、ガイドに基づき、設計竜巻、設計飛来物、竜巻の影響を考慮する施設、荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限界等を定めて竜巻の影響を評価し、防護設計を実施する。

② 設計方針

防護対象施設が、竜巻により、その安全機能が損なわれないよう、施設の設置状況等を考慮して竜巻からの影響を評価し、防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護対策を講じる設計とする。重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は竜巻により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が使用される条件の下における悪影響防止及び環境条件を考慮した設計とする。

Ｂ）火山防護

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第六条及び四十三条、技術基準規則第七条及び五十四条に従い、発電用原子炉施設内における外部からの衝撃による損傷の防止として、設計基準対象施設、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が想定される自然現象によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、その他の適切な措置を講じなければならない。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則及び以下のガイドに基づき、想定される火山事象に対する防護設計を実施する。

② 設計方針

火山防護設計において想定される火山事象は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設置（変更）許可を受けた「降下火砕物」であり、その直接的影響及び間接的影響について考慮する。

降下火砕物は、層厚、密度及び粒径の設定をし、降下火砕物の特徴を考慮する。

C）外部火災防護

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第六条及び技術基準規則第七条に従い、発電用原子炉施設内における外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設が想定される自然現象及び人為事象によりその安全性を損なうおそれがない設計とする必要がある。

設置許可基準規則第四十三条及び技術基準規則第五十四条に従い、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則、ガイドに基づき、外部火災の影響を考慮する施設を選定し、火災源ごとに危険距離等を算出し、離隔距離と比較する方法、建屋表面温度及び屋外施設の温度を算出し、許容温度と比較する方法等にて外部火災の影響を評価し、防護設計を実施する。

② 設計方針

発電用原子炉施設の外部火災防護設計は、防護対象施設について外部火災により安全機能を損なうおそれがある場合は防護措置その他の適切な措置を講じなければならないこと、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）については外部火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。

4）火災による損傷の防止（内部火災防護）

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第八条及び技術基準規則第十一条に従い設計基準対象施設は、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。また、設置許可基準規則第四十一条及び技術基準規則第五十二条に従い、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なうおそれがないよう、火災の防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。

具体的には、審査基準に適合するよう、火災防護対策を講じる設計とする。

② 設計方針

原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される、原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持する機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。

5）溢水による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第九条及び四十三条並びに技術基準規則第十二条及び五十四条に従い、発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止として、設計基準対象施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が、同施設内における溢水の発生によりその要求される機能を損なうおそれがある場合は、防護対策その他の適切な処置を実施しなければならない。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則、ガイドに基づき、溢水源や溢水影響等を想定し、溢水防護設計を実施する。

② 設計方針

原子炉施設内で溢水が発生した場合において、原子炉施設内に設ける壁、扉、堰等の浸水防護設備により、防護すべき設備がその要求される機能を損なうおそれのない設計とする。

防護すべき設備が設置される建屋の隣接建屋及び建屋外で発生を想定する溢水が、防護すべき設備が設置される建屋内へ流入し伝播しないことを確認する。

また、防護すべき設備が設置される建屋周囲の地下水については、湧水サンプに集水され、十分な処理能力を有する湧水サンプポンプにより、溢水防護区画へ伝播しないことを確認する。

使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。

また、放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体の漏えいを想定する場合には、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために、建屋内の堰等により管理区域外へ伝播しない設計とする。

6）耐環境性

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設は、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。また、設置許可基準規則第二条にて規定される重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は、設置許可基準規則第四十三条に従い、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できる設計とする必要がある。

② 設計方針

安全施設及び重大事故等対処設備は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及

び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計としている。重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重のみならず、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

3.　設備の概略仕様

2 章で記載した建物に係る設計要件を達成するために必要となる構造物を表 3.1 に示す。

以上

表 3.1　建物に関する概略仕様

建物・構築物名称 / 建物部位　※1	設計要件の種類 2.2.1	設計要件の種類 2.2.2.2	安全重要度	機器クラス（DB／SA）	耐震重要度	確認事項に関連する設計要件関連図書
原子炉格納施設	－	2.2.2.2 １）地震による損傷の防止（間接支持機能） ３）外部からの衝撃による損傷の防止 Ａ）竜巻防護 Ｂ）火山防護 Ｃ）外部火災防護 ４）火災による損傷の防止（内部火災防護） ５）溢水による損傷の防止	－	－／－	－	(1) 耐震 (3) 内部火災防護 (5) 内部溢水防護 (6) 竜巻防護 (4) 外部火災防護 (8) 火山防護
外部しゃへい建屋	2.2.1 ４）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	－	－	－／－	S	(22) 原子炉格納施設
外部遮蔽	2.2.1 １）放射線の遮蔽機能	－	－	－／－	S	(21) 放射線管理施設
格納容器再循環サンプ	2.2.1 ３）炉心冷却機能 ４）放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	－	－	－／－	S	(13) 安全注入系統
原子炉補助建屋	－	2.2.2.2 １）地震による損傷の防止（間接支持機能） ３）外部からの衝撃による損傷の防止 Ａ）竜巻防護 Ｂ）火山防護 Ｃ）外部火災防護 ４）火災による損傷の防止（内部火災防護） ５）溢水による損傷の防止	－	－／－	－	(1) 耐震 (3) 内部火災防護 (5) 内部溢水防護 (6) 竜巻防護 (4) 外部火災防護 (8) 火山防護
使用済燃料ピット	2.2.1 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであ	－	－	－／－	S	(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備 (6) 竜巻防護

※1：建物を構成する部位のうち、耐震重要度Ｓクラスに該当する部位及び重大事故等対処設備に該当する部位を記載する。

表 3.1　建物に関する概略仕様

建物・構築物名称	設計要件の種類		安全重要度	機器クラス（DB／SA）	耐震重要度	確認事項に関連する設計要件関連図書
建物部位　※1	2.2.1	2.2.2.2				
	って、放射性物質を貯蔵する機能（放射性物質を貯蔵する機能）					
中央制御室遮蔽	2.2.1 １）放射線の遮蔽機能	－	－	－／－	S	(21) 放射線管理施設
緊急時対策所建屋	－	2.2.2.2 １）地震による損傷の防止（間接支持機能） ４）火災による損傷の防止（内部火災防護）	－	－／－	－	(1) 耐震 (3) 内部火災防護
緊急時対策所	2.2.1 ５）重大事故等対処設備（緊急時対策所）	－	－	－／－	C	－
緊急時対策所遮蔽	2.2.1 ５）重大事故等対処設備（緊急時対策所）	－	－	－／－	－	－

※1：建物を構成する部位のうち、耐震重要度Ｓクラスに該当する部位及び重大事故等対処設備に該当する部位を記載する。

(28) 土木構造物

目次

1. 概要 ..... 1.3-(28)-3
1.1. 土木構造物の概要 ..... 1.3-(28)-3
2. 設計要件 ..... 1.3-(28)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等 ..... 1.3-(28)-4
2.2. 構造物の設計要件 ..... 1.3-(28)-6
2.2.1. 安全機能に関する設計要件 ..... 1.3-(28)-7
2.2.2. 信頼性に関する設計要件 ..... 1.3-(28)-8
3. 設備の概略仕様 ..... 1.3-(28)-12

1. 概要

1.1. 土木構造物の概要

本書では、土木構造物のうち工事計画認可申請において評価対象となる屋外重要土木構造物およびその他の土木構造物を対象とする。なお、S クラスの施設に対して津波による影響が発生することを防止する施設・設備に該当するものについては、(2) 津波防護に記載する。

屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、もしくは、非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物である。耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能は、直接的な法令要求はないが、耐震設計に係る工認審査ガイドに基づき、間接支持される設備の耐震設計上の重要度に応じた耐震評価を実施する。

本書で対象とする土木構造物の概要を記載する。

(1) 海水ポンプ室

海水ポンプ室は、S クラス機器である海水ポンプ等の間接支持機能が要求される鉄筋コンクリート造の地中構造物である。また、海水ポンプ室は、非常時における海水の通水機能が要求される。

なお、海水ポンプ室は、設計基準対象施設においては、S クラス施設の間接支持構造物及び非常用取水設備である屋外重要土木構造物に、重大事故等対処施設においては、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に分類される。

(2) 燃料油貯蔵タンク基礎

燃料油貯蔵タンクは、S クラス機器である燃料油貯蔵タンクの間接支持機能が要求される鉄筋コンクリート造の地中構造物である。

(3) 燃料油配管トレンチ

燃料油配管トレンチは、S クラス機器である燃料油配管クの間接支持機能が要求される鉄筋コンクリート造の地中構造物である。

(4) 海水管トレンチ

海水管トレンチは、S クラス機器である原子炉補機冷却系統の配管等の間接支持機能が要求される鉄筋コンクリート造の地中構造物である。

2. 設計要件

2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

土木構造物は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

[設置許可基準規則]

- 第二条　定義
- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止
- 第十二条　安全施設
- 第十三条　運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止
- 第二十二条　最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備
- 第三十八条　重大事故等対処施設の地盤
- 第三十九条　地震による損傷の防止
- 第四十条　津波による損傷の防止
- 第四十一条　火災による損傷の防止
- 第四十三条　重大事故等対処設備

[技術基準規則]

- 第二条　定義
- 第四条　設計基準対象施設の地盤
- 第五条　地震による損傷の防止
- 第六条　津波による損傷の防止
- 第七条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第十一条　火災による損傷の防止
- 第十二条　発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止
- 第四十九条　重大事故等対処施設の地盤
- 第五十条　地震による損傷の防止
- 第五十一条　津波による損傷の防止
- 第五十二条　火災による損傷の防止

- 第五十四条　重大事故等対処設備

＜関連する基準・ガイド等＞

- 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド
- 耐震設計に係る工認審査ガイド
- 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド
- 耐津波設計に係る工認審査ガイド

2.2. 構造物の設計要件

2.1 で示した土木構造物が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに土木構造物の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。

① 安全機能に関する設計要求（2.2.1 章）

- 第十三条　運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止
- 第二十二条　最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備

② 信頼性に関する設計要件（2.2.2 章）

- 第三条　設計基準対象施設の地盤
- 第四条　地震による損傷の防止
- 第五条　津波による損傷の防止
- 第六条　外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条　火災による損傷の防止
- 第九条　溢水による損傷の防止
- 第十二条　安全施設
- 第三十八条　重大事故等対処施設の地盤
- 第三十九条　地震による損傷の防止
- 第四十条　津波による損傷の防止
- 第四十一条　火災による損傷の防止
- 第四十三条　重大事故等対処設備

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

土木構造物には、以下の安全機能が要求される。

○　安全上特に重要な関連機能（直接関連系）

1）安全上特に重要な関連機能（直接関連系）

設計基準事故時に必要な原子炉補機冷却海水系に使用する海水を取水し、海水ポンプへ導水するための流路を構築するために、海水ポンプ室を設置することで、冷却に必要な海水を確保できる設計とする。

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」を参照すると、非常用取水設備は、『安全上特に重要な関連機能』を有する MS-1（直接関連系）に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条６項に従い、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。（ただし、共用又は相互接続することによって原子炉施設の安全性が向上する場合はこの限りではない。）

この設計構成を維持することが、重要安全施設としての設計要件となる。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件に対して、土木構造物については、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 耐環境性
- 溢水による損傷の防止

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(3) 内部火災防護、(5) 内部溢水防護及び(6) 竜巻防護に明記される。

１）地震による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条にて規定される設計基準対象施設及び重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第三条及び第四条、第三十八条、第三十九条、技術基準規則第四条及び第五条、第四十九条、第五十条に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。また、耐震重要施設及び重大事故等対処施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

ここで、屋外重要土木構造物については、耐震設計に係る工認審査ガイドに基づき、基準地震動 Ss による地震力に対して安全上支障が無い設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、屋外重要土木構造物については、基準地震動 Ss による地震力に対して、構造部材の曲げについては限界層間変形角、終局曲率又は許容応力度、せん断につ

いてはせん断耐力又は許容応力度を許容限界とし、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力に対して妥当な安全余裕をもたせることとし、機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。なお、海水ポンプ室は、運転時、設計基準事故時及び重大事故時の状態における圧力、温度等について、耐震評価における手法及び条件に有意な差異はなく、屋外重要土木構造物としての設計に包絡される。

対象設備については、表 3.1 に示す通りであり、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各土木構造物の計算書）としている。

耐震重要施設については、基準地震動 Ss による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）については、基準地震動 Ss による地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。

2）外部からの衝撃による損傷の防止

A）竜巻防護

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第六条及び技術基準規則第七条に従い、発電用原子炉施設内における外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設が想定される自然現象によりその安全性を損なうおそれがない設計とする必要がある。

設置許可基準規則第四十三条及び技術基準規則第五十四条に従い、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則、ガイドに基づき、設計竜巻、設計飛来物、竜巻の影響を考慮する施設、荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限界等を定めて竜巻の影響を評価し、防護設計を実施する。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、防護対象施設が、竜巻により、その安全機能が損なわれないよう、施設の設置状況等を考慮して竜巻からの影響を評価し、防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護対策を講ずる設計とする。重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が使用される条件の下における悪影響防止及び環境条件を考慮した設計とする。

３）火災による損傷の防止（内部火災防護）

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第八条及び技術基準規則第十一条に従い、設計基準対象施設は、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

また、設置許可基準規則第四十一条及び技術基準規則第五十二条に従い、重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。

具体的には、審査基準に適合するよう、火災防護対策を講じる設計とする。また、火災防護対策並びに火災防護対策を実施するための手順、機器及び職員の体制を含めた火災防護計画を策定する。

② 設計方針

原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される、原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持する機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。

４）耐環境性

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条にて規定される安全施設は、設置許可基準規則第十二条に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。また、設置許可基準規則第二条にて規定される重大事故等対処設備は、設置許可基準規則第四十三条に従い、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できる設計とする必要がある。

② 設計方針

安全施設及び重大事故等対処設備は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、

周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計としている。重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重のみならず、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

5）溢水による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第九条及び四十三条並びに技術基準規則第十二条及び五十四条に従い、発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止として、設計基準対象施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が、同施設内における溢水の発生によりその要求される機能を損なうおそれがある場合は、防護対策その他の適切な処置を実施しなければならない。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則、ガイドに基づき、溢水源や溢水影響等を想定し、溢水防護設計を実施する。

② 設計方針

原子炉施設内で溢水が発生した場合において、原子炉施設内に設ける壁、扉、堰等の浸水防護設備により、防護すべき設備がその要求される機能を損なうおそれのない設計とする。

防護すべき設備が設置される建屋の隣接建屋及び建屋外で発生を想定する溢水が、防護すべき設備が設置される建屋内へ流入し伝播しないことを確認する。

放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体の漏えいを想定する場合には、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために、建屋内の堰等により管理区域外へ伝播しない設計とする。

なお、放射性物質を含む液体の管理区域外漏えい防止の設計方針を適用すべき土木構造物はない。

3. 設備の概略仕様

2 章で記載した土木構造物に係る設計要件を達成するために必要となる構造物を表 3.1 に示す。

以上

表 3.1　土木構造物に関する概略仕様

土木構造物名称	設計要件の種類		安全重要度	機器クラス （DB／SA）	耐震重要度	確認事項に関連する 設計要件関連図書
	2.2.1	2.2.2.2				
海水ポンプ室	2.2.1 １）安全上特に重要な関連機能（直接関連系）	2.2.2.2 １）地震による損傷の防止（間接支持機能） ３）火災による損傷の防止（内部火災防護）	MS-1	－／－	C	要目表 (1) 耐震 (3) 内部火災防護 (16) 原子炉補機冷却海水系統
燃料油貯蔵タンク基礎	－	2.2.2.2 １）地震による損傷の防止（間接支持機能） ２）外部からの損傷による防止 Ａ）竜巻防護 ３）火災による損傷の防止（内部火災防護）	－	－／－	C	(1) 耐震 (3) 内部火災防護 (6) 竜巻防護
燃料油配管トレンチ	－	2.2.2.2 １）地震による損傷の防止（間接支持機能）	－	－／－	C	(1) 耐震
海水管トレンチ	－	2.2.2.2 １）地震による損傷の防止（間接支持機能） ３）火災による損傷の防止（内部火災防護）	－	－／－	C	(1) 耐震 (3) 内部火災防護

(29) 重大事故等対処設備

目次

1. 概要 ..... 1.3-(29)-3
1.1. 系統の概要 ..... 1.3-(29)-3
2. 設計要件 ..... 1.3-(29)-4
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等 ..... 1.3-(29)-4
2.2. 系統の設計要件 ..... 1.3-(29)-6
2.2.1. 安全機能に関する設計要件 ..... 1.3-(29)-6
2.2.2. 信頼性に関する設計要件 ..... 1.3-(29)-108
3. 設備の仕様及び安全機能 ..... 1.3-(29)-115
3.1. 系統構成設備 ..... 1.3-(29)-115

1.概要

1.1.系統の概要

重大事故等対処設備は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備、及び重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備である。

重大事故対処設備は、上記の機能を達成するために以下を考慮した設計としている。

- 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。
- 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。
- 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。
- 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。
- 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。
- 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

各重大事故等対処設備の具体的な安全機能及び安全機能を期待する事象は 2.2.1 に示される。

2.設計要件

2.1.準拠すべき設置許可基準規則等

重大事故等対処設備は、以下に示す設置許可基準規則に基づき設計する。

[設置許可基準規則]

- 第三十九条　地震による損傷の防止
- 第四十条　津波による損傷の防止
- 第四十一条　火災による損傷の防止
- 第四十三条　重大事故等対処設備
- 第四十四条　緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- 第四十五条　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 第四十六条　原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- 第四十七条　原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 第四十八条　最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- 第四十九条　原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- 第五十条　原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- 第五十一条　原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
- 第五十二条　水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- 第五十三条　水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
- 第五十四条　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
- 第五十五条　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
- 第五十六条　重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
- 第五十七条　電源設備
- 第五十八条　計装設備
- 第五十九条　運転員が原子炉制御室にとどまるための設備
- 第六十条　監視測定設備
- 第六十一条　緊急時対策所
- 第六十二条　通信連絡を行うために必要な設備

[技術基準規則]

- 第五十五条　材料及び構造
- 第五十六条　使用中の亀裂等による破壊の防止
- 第五十七条　安全弁等

- 第五十八条　耐圧試験等
- 第七十八条　準用

2.2.系統の設計要件

2.2.1. 安全機能に関する設計要件

重大事故等対処設備は、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであることが要求される。重大事故等対処設備としては、以下の機能別に必要な設備の設置が求められる。

１） 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
２） 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
３） 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
４） 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
５） 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
６） 原子炉格納容器内の冷却等のための設備
７） 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
８） 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
９） 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
１０） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
１１） 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
１２） 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
１３） 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
１４） 電源設備
１５） 計装設備
１６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備
１７） 監視測定設備
１８） 緊急時対策所
１９） 通信連絡を行うために必要な設備

上記に含まれる設備が、要求される対処機能に対して有効性を持つことは、重大事故等対処設備の有効性評価により確認している。そのため、重大事故等対処設備の有効性評価の想定の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では、上記項目ごとに関連する設備を取り上げたうえで、表 2.2.1-1 に示す重大事故等対処設備の動作を期待する有効性評価の事故シーケンスグループ（重要事故シーケンス）の想定に基づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

2.2.1.1. 重大事故等に対処するための設備

重大事故等対処設備として設置されている設備を、重大事故等に対処するための機能別に以

下に示す。

1） 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「ATWS」という。）が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

1－1） 原子炉トリップスイッチ

原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作）は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉保護系リレーラックの故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（手動による原子炉緊急停止）として、手動による原子炉緊急停止ができる設計とする必要がある。

1－2） ATWS 緩和設備

ATWS 緩和設備は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉保護系リレーラック及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、ATWS 緩和設備作動によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止により、1次冷却系から2次冷却系への除熱を過渡的に悪化させることで1次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を抑制できる設計とする必要がある。

また、復水タンクを水源とするタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプを自動起動させ、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により1次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

1－3） 主蒸気隔離弁

主蒸気隔離弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉保護系リレーラック及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、ATWS 緩和設備作動によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止により、1次冷却系から2次冷却系への除熱を過渡的に悪化させることで1次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を抑制できる設計とする必要がある。

主蒸気隔離弁（中央制御盤手動操作）は、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、中央制御室での操作により、手動で閉操作することができる設計とする必要がある。

１－４）　電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉保護系リレーラック及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、復水タンクを水源とし、蒸気発生器へ注水することで、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により１次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

電動補助給水ポンプ（中央制御盤手動操作）は、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、中央制御室での操作により、手動で起動できる設計とする必要がある。

１－５）　タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉保護系リレーラック及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、復水タンクを水源とし、蒸気発生器へ注水することで、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により１次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

タービン動補助給水ポンプ（中央制御盤手動操作）は、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、中央制御室での操作により、手動で起動できる設計とする必要がある。

１－６）　復水タンク

復水タンクは、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉保護系リレーラック及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）の電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生

器への注水の際の水源として、十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

１－７）　蒸気発生器

蒸気発生器は、重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、復水タンクを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプにより注水し、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により１次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

１－８）　主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉保護系リレーラック及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合、また、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、動作することにより、１次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

１－９）　主蒸気安全弁

主蒸気安全弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉保護系リレーラック及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合、また、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、動作することにより、１次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

１－１０）　加圧器逃がし弁

加圧器逃がし弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉保護系リレーラック及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合、また、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、開操作することにより、１次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

１－１１）　加圧器安全弁

加圧器安全弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場

合において、原子炉保護系リレーラック及び原子炉トリップしゃ断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合、また、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、動作することにより、１次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

１－１２）　ほう酸タンク

ほう酸タンクは、制御棒クラスタ、原子炉トリップしゃ断器及び原子炉保護系リレーラックの故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）のほう酸ポンプによるほう酸水の注水の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

１－１３）　ほう酸ポンプ

ほう酸ポンプは、制御棒クラスタ、原子炉トリップしゃ断器及び原子炉保護系リレーラックの故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、ほう酸タンクを水源とし、緊急ほう酸注入弁を介して、充てん／高圧注入ポンプにより原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする必要がある。

１－１４）　緊急ほう酸注入弁

緊急ほう酸注入弁は、制御棒クラスタ、原子炉トリップしゃ断器及び原子炉保護系リレーラックの故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、それを介することで、ほう酸タンクを水源とし、ほう酸ポンプと充てん／高圧注入ポンプにより原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする必要がある。

１－１５）　充てん／高圧注入ポンプ

充てん／高圧注入ポンプは、制御棒クラスタ、原子炉トリップしゃ断器及び原子炉保護系リレーラックの故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、ほう酸タンクを水源としたほう酸ポンプからの注入水を緊急ほう酸注入弁を介して原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする必要がある。

また、充てん／高圧注入ポンプは、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、燃料取替用水タンクを水源とし、ほう酸注入タンクを介して原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。

さらに、充てん／高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクが使用できない場合の

重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、燃料取替用水タンクを水源とし、化学体積制御系により原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする必要がある。

１－１６）　燃料取替用水タンク

燃料取替用水タンクは、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）の充てん／高圧注入ポンプによる原子炉への注入の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

１－１７）　ほう酸注入タンク

ほう酸注入タンクは、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、燃料取替用水タンクを水源とした充てん／高圧注入ポンプと、それを介した炉心注水として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

２）　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

２－１）　充てん／高圧注入ポンプ

充てん／高圧注入ポンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）として、燃料取替用水タンク又は格納容器再循環サンプを水源とした原子炉へのほう酸水の注水を行い、加圧器逃がし弁の開操作とあわせて、フィードアンドブリードができる設計とする必要がある。

２－２）　加圧器逃がし弁

加圧器逃がし弁は、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）として、充てん／高圧注入ポンプによる燃料取替用水タンク又は格納容器再循環サンプを水源とした原子炉へのほう酸水の注水とあわせて、開操作することでフィードアンドブリードができる設計とする必要がある。

２－３）　燃料取替用水タンク

燃料取替用水タンクは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復

水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）の充てん／高圧注入ポンプによる炉心注水の際の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

２－４）　格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）の再循環運転時の水源として十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

２－５）　格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）の再循環運転時に非常用炉心冷却設備の有効吸込水頭を確保できる設計とする必要がある。

２－６）　余熱除去ポンプ

余熱除去ポンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）として、１次冷却系のフィードアンドブリード停止後の余熱除去運転による炉心冷却操作ができる設計とする必要がある。

２－７）　余熱除去クーラ

余熱除去クーラは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系のフィードアンドブリード）として、１次冷却系のフィードアンドブリード停止後の余熱除去運転による炉心冷却操作に必要な冷却能力を有する必要がある。

２－８）　タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水タンクを水源とし、蒸気発生器に注水するため、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作と、人力によるタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によりタービン動補助

給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器２次側による炉心冷却によって、１次冷却系の十分な減圧及び冷却ができる設計とする必要がある。

また、タービン動補助給水ポンプは、復水タンクへの補給不能により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、送水車を使用した海水を水源とし、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする。

２－９）　タービン動補助給水ポンプ起動弁

タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水のため、人力による操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復できる設計とする必要がある。

２－１０）　空冷式非常用発電装置

本設備については、１４）電源設備を参照。

２－１１）　送水車

送水車は、復水タンクへの補給不能により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、海水を水源とし、可搬型ホースを介してタービン動補助給水ポンプへ海水を直接供給できる設計とする必要がある。

２－１２）　電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、空冷式非常用発電装置より給電することで機能を回復できる設計とする必要がある。

２－１３）　主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁（現場手動操作）は、重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、機能回復のため現場において専用工具を用いて人力で操作できる設計とする必要がある。

２－１４）　加圧器水位計

本設備については、１５）計装設備を参照。

２－１５）　蒸気発生器水位計（広域）

本設備については、１５）計装設備を参照。

２－１６）　蒸気発生器水位計（狭域）

本設備については、１５）計装設備を参照。

２－１７）　補助給水流量計

本設備については、１５）計装設備を参照。

２－１８）　復水タンク水位計

本設備については、１５）計装設備を参照。

２－１９）　蒸気発生器

蒸気発生器は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水タンクを水源とするタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプにより注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器２次側による炉心冷却によって１次冷却系の十分な減圧及び冷却ができる設計とする必要がある。

また、蒸気発生器は、復水タンクへの補給不能により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、送水車を使用した海水を水源としたタービン動補助給水ポンプにより注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

２－２０）　復水タンク

復水タンクは、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器へ注水の際の水源として十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

２－２１）　アキュムレータ

アキュムレータは、フィードアンドブリード中に、１次冷却材との圧力差によりほう酸水を原子炉へ注入できる設計とする必要がある。

２－２２）　アキュムレータ出口電動弁

アキュムレータ出口電動弁は、フィードアンドブリード中に、１次冷却材との圧力差によりほう酸水を原子炉へ注水後の１次冷却系統への窒素ガス混入防止のため、閉止できる設計とする必要がある。

２－２３）　軽油用ドラム缶

軽油用ドラム缶は、送水車の動作に必要な燃料を貯蔵できる設計とする必要がある。

２－２４）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

２－２５）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

２－２６）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

２－２７）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

３）　原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

３－１）　加圧器逃がし弁

加圧器逃がし弁は、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器２次側による炉心冷却を用いた１次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系の減圧）として、開操作することにより１次冷却系を減圧できる設計とする必要がある。

加圧器逃がし弁は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（加圧器逃がし弁の機能回復）として動作させることで１次冷却系を減圧できる設計とする必要がある。

また、加圧器逃がし弁は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、炉心溶融時における高圧溶融物放出及び原子炉格納容器内雰囲気直接加熱を防止するための重大事故等対処設備（１次冷却系統の減圧）として、使用できる設計とする必要がある。

さらに、加圧器逃がし弁は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、蒸気発生器伝熱管破損発生時の１次冷却材の原子炉格納容器外への漏

えい量を抑制、インターフェイスシステムＬＯＣＡ発生時の１次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するための重大事故等対処設備（１次冷却系の減圧）として、使用できる設計とする必要がある。

３－２）　充てん／高圧注入ポンプ

充てん／高圧注入ポンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器２次側による炉心冷却を用いた１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系の減圧）として、燃料取替用水タンク又は格納容器再循環サンプを水源とし、安全注入系により原子炉へほう酸水を注水できる設計とする必要がある。

３－３）　電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、加圧器逃がし弁の故障等により１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水タンクを水源とし、蒸気発生器へ注水することで蒸気発生器２次側での炉心冷却による１次冷却系の減圧ができる設計とする必要がある。

また、電動補助給水ポンプは、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（補助給水ポンプの機能回復）として、空冷式非常用発電装置より給電することで機能回復できる設計とする必要がある。

３－４）　タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、加圧器逃がし弁の故障等により１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水タンクを水源とし、蒸気発生器へ注水することで蒸気発生器２次側での炉心冷却による１次冷却系の減圧ができる設計とする必要がある。

また、タービン動補助給水ポンプは、復水タンクへの補給不能により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、送水車を使用した海水を水源とし、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（補助給水ポンプの機能回復）として、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作と、人力によるタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復できる設計とする必要がある。

３－５）　タービン動補助給水ポンプ起動弁

タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）は、全交流動力電源及び常

設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（補助給水ポンプの機能回復）として、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水のため、人力による操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復できる設計とする必要がある。

３－６）　蒸気発生器

蒸気発生器は、加圧器逃がし弁の故障等により１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水タンクを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプにより注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器２次側での炉心冷却による１次冷却系の減圧ができる設計とする必要がある。

３－７）　主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、加圧器逃がし弁の故障等により１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、開操作することで蒸気発生器２次側での炉心冷却による１次冷却系の減圧ができる設計とする必要がある。

また、主蒸気逃がし弁は、復水タンクへの補給不能により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、開操作することで蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

さらに、主蒸気逃がし弁（現場手動操作）は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（主蒸気逃がし弁の機能回復）として、現場において人力で操作できる設計とする必要がある。

加えて、主蒸気逃がし弁は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、蒸気発生器伝熱管破損発生時の１次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制、インターフェイスシステムＬＯＣＡ発生時の１次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するための重大事故等対処設備（１次冷却系の減圧）として、使用できる設計とする必要がある。

３－８）　燃料取替用水タンク

燃料取替用水タンクは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器２次側による炉心冷却を用いた１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系の減圧）の充てん／高圧注入ポンプによる炉心注水の際の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

３－９）　復水タンク

復水タンクは、加圧器逃がし弁の故障等により１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）の電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水の際の水源として十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

３－１０）　窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）

窒素ボンベ（加圧器逃がし弁用）は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した可搬型重大事故等対処設備（加圧器逃がし弁の機能回復）として、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を動作させることで１次冷却系を減圧できる設計とする必要がある。

３－１１）　可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）

可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事等対処設備（加圧器逃がし弁の機能回復）として、加圧器逃がし弁の電磁弁へ給電できる設計とする必要がある。

３－１２）　送水車

送水車は、復水タンクへの補給不能により２次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、海水を水源とし、可搬型ホースを介してタービン動補助給水ポンプへ海水を直接供給できる設計とする必要がある。

３－１３）　余熱除去ポンプ入口弁

余熱除去ポンプ入口弁は、インターフェイスシステムＬＯＣＡ時において、余熱除去系の隔離のため、遠隔駆動機構を用いることで離れた場所から遠隔操作できる設計とする必要がある。

３－１４）　空冷式非常用発電装置

本設備については、１４）電源設備を参照。

３－１５）　可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）

可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した可搬型重大事故等対処設備（加圧器逃がし弁の機能回復）として、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を動作させることで１次冷却系を減圧できる設計とする必要がある。

３－１６）　可搬式整流器

本設備については、１４）電源設備を参照。

３－１７）　格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器２次側による炉心冷却を用いた１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系の減圧）の再循環運転時の水源として十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

３－１８）　格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器２次側による炉心冷却を用いた１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系の減圧）の再循環運転時に非常用炉心冷却設備の有効吸込水頭を確保できる設計とする必要がある。

３－１９）　余熱除去ポンプ

余熱除去ポンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器２次側による炉心冷却を用いた１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系の減圧）として、１次冷却系のフィードアンドブリード停止後の余熱除去運転による炉心冷却操作ができる設計とする必要がある。

３－２０）　余熱除去クーラ

余熱除去クーラは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器２次側による炉心冷却を用いた１次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（１次冷却系の減圧）として、１次冷却系のフィードアンドブリード停止後の余熱除去運転による炉心冷却操作に必要な冷却能力を有する必要がある。

３－２１）　軽油用ドラム缶

軽油用ドラム缶は、送水車の動作に必要な燃料を貯蔵できる設計とする必要がある。

３－２２）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

３－２３）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

３－２４）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

３－２５）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

３－２６）　アキュムレータ

アキュムレータは、フィードアンドブリード中に、１次冷却材との圧力差によりほう酸水を原子炉へ注入できる設計とする必要がある。

３－２７）　アキュムレータ出口電動弁

アキュムレータ出口電動弁は、フィードアンドブリード中に、１次冷却材との圧力差によりほう酸水を原子炉へ注水後の１次冷却系統への窒素ガス混入防止のため、閉止できる設計とする必要がある。

４）　原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

４－１）　充てん／高圧注入ポンプ

充てん／高圧注入ポンプは、運転中の１次冷却材喪失事象時において格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（炉心注水）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とし、安全注入系又は化学体積制御系により原子炉へ注水できる設計とする必要がある。さらに、充てん／高圧注入ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合における溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止を目的とした重大事故等対処設備（炉心注水）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とし、安全注入系または化学体積制御系により原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

Ｃ充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）は、運転中の１次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源

とし、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

また、Ｃ充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）は、炉心の著しい損傷が発生した場合における溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とし、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

Ｂ充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）は、運転中の１次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大時等対処設備（高圧代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とし、代替補機冷却を用いることで高圧代替再循環運転ができ、原子炉格納容器内の冷却とあわせて原子炉を冷却できる設計とする必要がある。

４－２）　燃料取替用水タンク

燃料取替用水タンクは、重大事故等対処設備（炉心注水）の充てん／高圧注入ポンプ、重大事故等対処設備（代替炉心注水）のＣ充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）、重大事故等対処設備（代替炉心注水）のＡ、Ｂ内部スプレポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）、重大事故等対処設備（格納容器スプレイ）の内部スプレポンプ、重大事故等対処設備（代替炉心注水及び代替格納容器スプレイ）の恒設代替低圧注水ポンプ、重大事故等対処設備（炉心注水）の余熱除去ポンプ、並びに重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）の原子炉下部キャビティ注水ポンプの水源として十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

４－３）　復水タンク

復水タンクは、重大事故等対処設備（代替炉心注水及び代替格納容器スプレイ）の恒設代替低圧注水ポンプ、重大事故等対処設備（炉心注水）の充てん／高圧注入ポンプ、重大事故等対処設備（代替炉心注水）のＣ充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）の原子炉下部キャビティ注水ポンプ、並びに重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）の電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの水源として十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

４－４）　内部スプレポンプ

Ａ、Ｂ内部スプレポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）は、運転中の１次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞

の兆候が見られた場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水タンクを水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

また、A、B内部スプレポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）は、運転中の１次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、余熱除去クーラ、余熱除去ポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ連絡第１弁）及び余熱除去ポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ連絡第２弁）の故障等により余熱除去設備の再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とし、A内部スプレクーラ及び格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して代替再循環運転できる設計とする必要がある。

さらに、A、B内部スプレポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合における溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水タンクを水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

内部スプレポンプは、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉容器内の残存溶融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設備（格納容器スプレイ）として、燃料取替用水タンクを水源とし、原子炉格納容器内上部にあるスプレリングのスプレノズルより注水できる設計とする必要がある。

４－５）　内部スプレクーラ

A内部スプレクーラは、運転中の１次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、余熱除去クーラ、余熱除去ポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ連絡第１弁）及び余熱除去ポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ連絡第２弁）の故障等により余熱除去設備の再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環として必要な冷却能力を有する必要がある。

４－６）　恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、運転中の１次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプによる再循環運転又はA、B

内部スプレポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉容器内の残存溶融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレリングのスプレノズルより注水できる設計とする必要がある。

加えて、炉心の著しい損傷が発生した場合における溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

４－７）　可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプは、運転中の１次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、充てん／高圧注入ポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプによる再循環運転又はＡ、Ｂ内部スプレポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、送水車を使用した海水を水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

４－８）　格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプは、重大事故等対処設備（代替再循環運転）のＡ、Ｂ内部スプレポンプ（ＲＨＲ－ＣＳＳ連絡ライン使用）、重大事故等対処設備（低圧代替再循環運転及び高圧代替再循環運転）のＢ余熱除去ポンプ（海水冷却）、重大事故等対処設備（低圧代替再循環運転及び高圧代替再循環運転）のＢ充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）の水源として十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

４－９）　格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンは、再循環運転時に非常用炉心冷却設備及び内部スプレポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする必要がある。

４－１０）　大容量ポンプ

大容量ポンプは、運転中の１次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（低圧代替再循環運転及び高圧代替再循環運転）として、海を水源とし、Ａ１、Ａ２海水ストレーナブロー配管又は原子炉補機冷却系供給管（Ｂヘッダ）と可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却系に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする必要がある。

４－１１）　電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水タンクを水源とし、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

４－１２）　タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水タンクを水源とし、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

４－１３）　蒸気発生器

蒸気発生器は、運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水タンクを水源とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

４－１４）　主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、開操作することにより蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

また、主蒸気逃がし弁（現場手動操作）は、運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、現場において専用工具を用いて人力で操作することにより蒸気発生器２次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

４－１５）　余熱除去ポンプ

Ｂ余熱除去ポンプ（海水冷却）は、運転中の１次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（低圧代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とし、代替補機冷却を用いることで低圧代替再循環運転ができ、原子炉格納容器内の冷却とあわせて原子炉を冷却できる設計とする必要がある。

また、Ｂ余熱除去ポンプ（海水冷却）は、運転中の１次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（高圧代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とし、代替補機冷却を用いることで高圧代替再循環運転ができ、原子炉格納容器内の冷却とあわせて原子炉を冷却できる設計とする必要がある。

余熱除去ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合における溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした重大事故等対処設備（炉心注水）として、燃料取替用水タンクを水源とし、原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

４－１６）　送水車

送水車は、運転中の１次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、充てん／高圧注入ポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプによる再循環運転又はＡ、Ｂ内部スプレポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替炉

心注水）として、海水を補給することにより可搬式代替低圧注水ポンプの水源を確保できる設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉容器内の残存溶融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、海を水源とし、可搬型ホースを介して復水タンクへ海水を補給できる設計とする必要がある。

４－１７）　電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、運転中の１次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、充てん／高圧注入ポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプによる再循環運転又はＡ、Ｂ内部スプレポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、可搬式代替低圧注水ポンプに給電できる設計とする必要がある。

４－１８）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

４－１９）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

４－２０）　空冷式非常用発電装置

本設備については、１４）電源設備を参照。

４－２１）　アキュムレータ

アキュムレータは、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去クーラの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（炉心注水及び代替炉心注水）として、原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

４－２２）　原子炉下部キャビティ注水ポンプ

原子炉下部キャビティ注水ポンプは、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉容器内の残存溶融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設

備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレリングのスプレノズルより注水できる設計とする必要がある。

４－２３）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

４－２４）　軽油用ドラム缶

軽油用ドラム缶は、送水車の動作に必要な燃料を貯蔵できる設計とする必要がある。

４－２５）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

４－２６）　内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）

Ａ、Ｂ内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）は、運転中の１次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、余熱除去クーラ、余熱除去ポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ連絡第１弁）及び余熱除去ポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ連絡第２弁）の故障等により余熱除去設備の再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とし、Ａ、Ｂ内部スプレポンプ、Ａ内部スプレクーラ及び格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して代替再循環運転できる設計とする必要がある。

５）　最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

５－１）　電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、海水ポンプ及び１次系冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水タンクを水源とし、蒸気発生器へ注水できる設計とする必要がある。

５－２）　タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、海水ポンプ及び１次系冷却水ポンプの故障等に

より最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水タンクを水源とし、蒸気発生器へ注水できる設計とする必要がある。

５－３）　蒸気発生器

蒸気発生器は、海水ポンプ及び１次系冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、復水タンクを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプにより注水し、主蒸気逃がし弁は、現場で人力による操作ができることで、蒸気発生器２次側での除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする必要がある。

５－４）　主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁（現場手動操作）は、海水ポンプ及び１次系冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、現場で人力による操作ができることで、蒸気発生器２次側での除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする必要がある。

５－５）　復水タンク

復水タンクは、海水ポンプ及び１次系冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器２次側による炉心冷却）として、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプによる、蒸気発生器へ注水の際の水源として十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

５－６）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

５－７）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

５－８）　格納容器循環冷暖房ユニット

Ａ格納容器循環冷暖房ユニットは、海水ポンプ及び１次系冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動

力電源が喪失した場合における１次冷却材喪失事象時を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とする大容量ポンプと、Ａ１、Ａ２海水ストレーナブロー配管又は原子炉補機冷却系供給管（Ｂヘッダ）と可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却系を介して、海水を直接供給することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

また、Ａ格納容器循環冷暖房ユニットは、原子炉格納容器内雰囲気温度の上昇により自動動作するダクト開放機構を有し、重大事故等時において原子炉格納容器の最高使用圧力及び最高使用温度を下回る飽和温度にて確実に開放することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

５－９）　可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）

本設備については、１５）計装設備を参照。

５－１０）　大容量ポンプ

大容量ポンプは、海水ポンプ及び１次系冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における１次冷却材喪失事象時を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とし、Ａ１、Ａ２海水ストレーナブロー配管又は原子炉補機冷却系供給管（Ｂヘッダ）と可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却系を介して、Ａ格納容器循環冷暖房ユニットへ海水を直接供給できる設計とする必要がある。

また、１次系冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替補機冷却）として、海を水源とし、Ａ１、Ａ２海水ストレーナブロー配管又は原子炉補機冷却系供給管（Ｂヘッダ）と可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却系を介して、Ｂ充てん／高圧注入ポンプ及びＢ余熱除去ポンプの原子炉補機冷却系へ海水を直接供給できる設計とする必要がある。

５－１１）　空冷式非常用発電装置

本設備については、１４）電源設備を参照。

５－１２）　余熱除去ポンプ

Ｂ余熱除去ポンプについては、４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備を参照。

５－１３）　充てん／高圧注入ポンプ

Ｂ充てん／高圧注入ポンプについては、４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧

時に発電用原子炉を冷却するための設備を参照。

５－１４）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

５－１５）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

６）　原子炉格納容器内の冷却等のための設備

設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を以下に示す。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

６－１）　格納容器循環冷暖房ユニット

Ａ格納容器循環冷暖房ユニットは、１次冷却材喪失事象時において、内部スプレポンプ、内部スプレクーラ及び内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却)、また、１次冷却材喪失事象時に内部スプレポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、１次系冷却水ポンプによる１次系冷却水を供給することにより格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

また、Ａ格納容器循環冷暖房ユニットは、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却)、さらに、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とする大容量ポンプと、Ａ１、Ａ２海水ストレーナブロー配管又は原子炉補器冷却系供給管（Ｂヘッダ）と可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却系を介して海水を直接供給することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

さらに、Ａ格納容器循環冷暖房ユニットは、原子炉格納容器内雰囲気温度の上昇により自動動作するダクト開放機構を有し、重大事故等時において原子炉格納容器の最高使用圧力及び最高使用温度を下回る飽和温度にて確実に開放することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

６－２）　１次系冷却水ポンプ

１次系冷却水ポンプは、１次冷却材喪失事象時において、内部スプレポンプ、内部スプレクーラ及び内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）、また、１次冷却材喪失事象時に内部スプレポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、Ａ格納容器循環冷暖房ユニットに１次系冷却水を供給することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

６－３）　１次系冷却水クーラ

１次系冷却水クーラは、１次冷却材喪失事象時において、内部スプレポンプ、内部スプレクーラ及び内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）、また１次冷却材喪失事象時に内部スプレポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海水ポンプを用いて海水を供給することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

６－４）　１次系冷却水タンク

１次系冷却水タンクは、１次冷却材喪失事象時において、内部スプレポンプ、内部スプレクーラ及び内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）、また、１次冷却材喪失事象時に内部スプレポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、１次系冷却水の沸騰防止のため、窒素ボンベ（１次系冷却水タンク加圧用）を接続して窒素加圧することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

６－５）　窒素ボンベ（１次系冷却水タンク加圧用）

窒素ボンベ（１次系冷却水タンク加圧用）は、１次冷却材喪失事象時において、内部スプレポンプ、内部スプレクーラ及び内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）、また、１次冷却材喪失事象時に内部スプレポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納

容器内自然対流冷却）として、１次系冷却水の沸騰防止のため、１次系冷却水タンクに接続して窒素加圧することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

６－６）　海水ポンプ

海水ポンプは、１次冷却材喪失事象時において、内部スプレポンプ、内部スプレクーラ及び内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）、また、１次冷却材喪失事象時に内部スプレポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、１次系冷却水クーラへ海水を供給し、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

６－７）　恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、１次冷却材喪失事象時において、内部スプレポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）、１次冷却材喪失事象時に内部スプレポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）、また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレリングのスプレノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

６－８）　燃料取替用水タンク

燃料取替用水タンクは、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）の恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの際の水源として、十分なほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

また、燃料取替用水タンクは、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）の原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイの際の水源として、十分なほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

６－９）　復水タンク

復水タンクは、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）の恒設代替低圧

注水ポンプによる代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

６－１０）　大容量ポンプ

大容量ポンプは、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）、また全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とし、Ａ１、Ａ２海水ストレーナブロー配管又は原子炉補器冷却系供給管（Ｂヘッダ）と可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却系を介して、Ａ格納容器循環冷暖房ユニットへ海水を直接供給できる設計とする必要がある。

６－１１）　可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）

本設備については、１５）計装設備を参照。

６－１２）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

６－１３）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

６－１４）　原子炉下部キャビティ注水ポンプ

原子炉下部キャビティ注水ポンプは、１次冷却材喪失事象時において、内部スプレポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）、１次冷却材喪失事象時に内部スプレポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）、また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレリングのスプレノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

６－１５）　空冷式非常用発電装置

本設備については、１４）電源設備を参照。

６－１６）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

６－１７）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

６－１８）　送水車

送水車は、１次冷却材喪失事象時に内部スプレポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）、また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、海を水源とし、可搬型ホースを介して復水タンクへ海水を補給できる設計とする必要がある。

６－１９）　軽油用ドラム缶

軽油用ドラム缶は、送水車の動作に必要な燃料を貯蔵できる設計とする必要がある。

７）　原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

７－１）　内部スプレポンプ

内部スプレポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための重大事故等対処設備（格納容器スプレイ）として、燃料取替用水タンクを水源とし、原子炉格納容器内上部にあるスプレリングのスプレノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

７－２）　格納容器循環冷暖房ユニット

Ａ格納容器循環冷暖房ユニットは、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、１次系冷却水ポンプによる１次系冷却水を供給でき、原子炉格納容器内雰囲気温度の上昇により自動動作するダクト開放機構を有し、重大事故等時において原子炉格納容器の最高使用圧力及び最高使用温度を下回る飽和温度にて確実に開放することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

また、Ａ格納容器循環冷暖房ユニットは、全交流動力電源及び原子炉補機冷却

機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とする大容量ポンプと、Ａ１、Ａ２海水ストレーナブロー配管又は原子炉補機冷却系供給配管（Ｂヘッダ）と可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却系を介して海水を直接供給することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

７－３）　１次系冷却水ポンプ

１次系冷却水ポンプは、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、Ａ格納容器循環冷暖房ユニットに１次系冷却水を供給することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

７－４）　１次系冷却水クーラ

１次系冷却水クーラは、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海水ポンプを用いて海水を供給することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

７－５）　１次系冷却水タンク

１次系冷却水タンクは、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、１次系冷却水の沸騰防止のため、窒素ボンベ（１次系冷却水タンク加圧用）を接続して窒素加圧することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

７－６）　窒素ボンベ（１次系冷却水タンク加圧用）

窒素ボンベ（１次系冷却水タンク加圧用）は、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、１次系冷却水の沸騰防止のため、１次系冷却水タンクに接続して窒素加圧することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

７－７）　海水ポンプ

海水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、１次系冷却水クーラへ海水を供給し、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

７－８）　恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注入ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水タンク

又は復水タンクを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレリングのスプレノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

７－９）　燃料取替用水タンク

燃料取替用水タンクは、重大事故等対処設備（格納容器スプレイ）の内部スプレポンプ、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）の恒設代替低圧注水ポンプの水源として十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

７－１０）　復水タンク

復水タンクは、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）の恒設代替低圧注水ポンプの水源として、十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

７－１１）　大容量ポンプ

大容量ポンプは、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とし、Ａ１、Ａ２海水ストレーナブロー配管又は原子炉補機冷却系供給管（Ｂヘッダ）と可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却系を介して、Ａ格納容器循環冷暖房ユニットへ海水を直接供給できる設計とする必要がある。

７－１２）　可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）

本設備については、１５）計装設備を参照。

７－１３）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

７－１４）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

７－１５）　空冷式非常用発電装置

本設備については、１４）電源設備を参照。

７－１６）　送水車

送水車は、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、海を水源とし、可搬型ホースを介して復水タンクへ海水を補給できる設計とする必要がある。

７－１７）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

７－１８）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

７－１９）　軽油用ドラム缶

軽油用ドラム缶は、送水車の動作に必要な燃料を貯蔵できる設計とする必要がある。

７－２０）　原子炉下部キャビティ注水ポンプ

原子炉下部キャビティ注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレリングのスプレノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

８）　原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

８－１）　内部スプレポンプ

内部スプレポンプは、原子炉格納容器下部注水設備（格納容器スプレイ）として、燃料取替用水タンクを水源とし、原子炉格納容器内上部にあるスプレリングのスプレノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする必要がある。

８－２）　恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するための原子炉格納容器下部注水設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレリングのスプレノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周

部間の隙間等を通じ、原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、原子炉下部キャビティに長期的に十分な水量を蓄水できる設計とする必要がある。

８－３）　燃料取替用水タンク

燃料取替用水タンクは、原子炉格納容器下部注水設備（格納容器スプレイ）の内部スプレポンプ、原子炉格納容器下部注水設備（原子炉下部キャビティ直接注水）の原子炉下部キャビティ注水ポンプ、原子炉格納容器下部注水設備（代替格納容器スプレイ）の恒設代替低圧注水ポンプの水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

８－４）　復水タンク

復水タンクは、原子炉格納容器下部注水設備（代替格納容器スプレイ）の恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉格納容器下部注水設備（原子炉下部キャビティ直接注水）の原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイの際の水源として、長期的に十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

８－５）　原子炉下部キャビティ注水ポンプ

原子炉下部キャビティ注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するための原子炉格納容器下部注水設備（原子炉下部キャビティ直接注水）として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とし、燃料取替用水系を介して、原子炉下部キャビティに注水することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする必要がある。

８－６）　空冷式非常用発電装置

本設備については、１４）電源設備を参照。

８－７）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

８－８）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

８－９）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

８－１０）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

9）　水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

９－１）　静的触媒式水素再結合装置

静的触媒式水素再結合装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度を低減するための水素濃度制御設備（水素濃度低減）として、ジルコニウム－水反応等で短期的に発生する水素及び水の放射線分解等で長期的に緩やかに発生し続ける水素を除去することにより、原子炉格納容器内の水素濃度を継続的に低減できる設計とする必要がある。

９－２）　静的触媒式水素再結合装置温度監視装置

静的触媒式水素再結合装置温度監視装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度を低減するための水素濃度制御設備（水素濃度低減）として、中央制御室にて静的触媒式水素再結合装置の動作状況を温度上昇により確認できる設計とする必要がある。

９－３）　原子炉格納容器水素燃焼装置

原子炉格納容器水素燃焼装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度を低減するための水素濃度制御設備（水素濃度低減）として、炉心の著しい損傷に伴い事故初期に原子炉格納容器内に大量に放出される水素を計画的に燃焼させ、原子炉格納容器内の水素濃度ピークを制御できる設計とする必要がある。

９－４）　原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置

原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度を低減するための水素濃度制御設備（水素濃度低減）として、中央制御室にて原子炉格納容器水素燃焼装置の動作状況を温度上昇により確認できる設計とする必要がある。

９－５）　空冷式非常用発電装置

本設備については、１４）電源設備を参照。

９－６）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

９－７）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

９－８）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

９－９）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

９－１０）　可搬型格納容器内水素濃度計測装置

可搬型格納容器水素濃度計測装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための監視設備（水素濃度監視）として、格納容器ガス試料採取系統設備に接続することで、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置にて供給された原子炉格納容器内の雰囲気ガスの水素濃度を測定し、中央制御室にて原子炉格納容器内の水素濃度を監視できる設計とする必要がある。

９－１１）　可搬型格納容器ガス試料圧縮装置

可搬型格納容器ガス試料圧縮装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための監視設備（水素濃度監視）として、格納容器ガス試料採取系統設備に接続することで、原子炉格納容器内の雰囲気ガスを可搬型格納容器内水素濃度計測装置へ供給できる設計とする必要がある。

９－１２）　可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ

可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための監視設備（水素濃度監視）として、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においては、原子炉補機冷却系に接続することで、サンプリングガスを冷却するための１次系冷却水を供給できる設計とする必要がある。

９－１３）　大容量ポンプ

大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための監視設備（水素濃度監視）として、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合において、

24時間経過した後のサンプリングガスの冷却として、海を水源とし、Ａ１、Ａ２海水ストレーナブロー配管又は原子炉補機冷却系供給管（Ｂヘッダ）と可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却系へ海水を直接供給できる設計とする必要がある。

９－１４）　格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器

格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための監視設備（水素濃度監視）として、サンプリングガスを冷却し、計測可能な温度範囲に収めることができる設計とする必要がある。

９－１５）　格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器

格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための監視設備（水素濃度監視）として、サンプリングガスの湿分を計測可能な範囲に収めることができる設計とする必要がある。

１０）　水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

１０－１）　アニュラス循環ファン

アニュラス循環ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素等を含む空気を吸入し、格納容器排気筒から排出することでアニュラス部に水素が滞留しないことができる設計とする。

１０－２）　アニュラス循環フィルタユニット

アニュラス循環フィルタユニットは、アニュラス循環ファンによりアニュラス部空気を格納容器排気筒から排出する際に、放射性物質を低減できる設計とする。

１０－３）　窒素ボンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）

窒素ボンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）は、水素排出設備（アニュラスからの水素排出）として、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置によりＢ系アニュラス循環系のダンパの電磁弁を開放することで、Ｂ系アニュラス循環系のダンパを開操作できる設計とする。

１０－４）　空冷式非常用発電装置

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１０－５）　燃料油貯蔵タンク

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１０－６）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１０－７）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１０－８）　格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）

本設備の設計要件については、１５）計装設備を参照。

１０－９）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

１０－１０）可搬型アニュラス内水素濃度計測装置

本設備の設計要件については、１５）計装設備を参照。

１１）　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

１１－１）　大容量ポンプ（放水砲用）

大容量ポンプ（放水砲用）は、海を水源とし、可搬型ホースを介して放水砲を接続することにより、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。

１１－２）　送水車

送水車は、使用済燃料ピットポンプ及び使用済燃料ピットクーラの故障等によ

り使用済燃料ピットの冷却機能が喪失、燃料取替用水ポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により使用済燃料ピットの注水機能が喪失又は使用済燃料ピットに接続する配管の破損等により使用済燃料ピット水の小規模な漏えいにより使用済燃料ピットの水位が低下した場合の可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）として、海水を水源とし、使用済燃料ピットへ注水できる設計とする必要がある。

また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合の可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）として、海を水源とし、可搬型ホースによりスプレイヘッダを介して使用済燃料ピットへスプレイできる設計とする必要がある。

１１－３）　空冷式非常用発電装置

本設備については、１４）電源設備を参照。

１１－４）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

１１－５）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１１－６）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１１－７）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

１１－８）　軽油用ドラム缶

軽油用ドラム缶は、送水車の動作に必要な燃料を貯蔵できる設計とする必要がある。

１１－９）　スプレイヘッダ

スプレイヘッダは、送水車送水用ホースと接続し、送水車により海水を使用済燃料ピットへスプレイできる設計とする必要がある。

１１－１０）放水砲

放水砲は、大容量ポンプ放水砲用 50m、20m、10m、5m 送水用ホースと接続し、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建

屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。

１１－１１） 使用済燃料ピット水位（広域）

使用済燃料ピット水位（広域）は、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする必要がある。また、測定結果は中央制御室に指示し、記録及び保存できる設計とする必要がある。

１１－１２） 使用済燃料ピット温度（ＡＭ用）

使用済燃料ピット温度（ＡＭ用）は、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする必要がある。また、測定結果は中央制御室に指示し、記録及び保存できる設計とする必要がある。

１１－１３） 可搬型使用済燃料ピット水位

可搬型使用済燃料ピット水位は、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする必要がある。また、測定結果は中央制御室に指示し、記録及び保存できる設計とする必要がある。

１１－１４） 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ

可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、重大事故等時に使用済燃料ピットに係る監視に必要な設備として、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とするとともに、計測結果は中央制御室に表示し、記録及び保存でき、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする必要がある。

加えて、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係の評価及び各設置場所間での関係性を把握し、測定結果の傾向を確認することで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする必要がある。

１１－１５） 使用済燃料ピットエリア監視カメラ

使用済燃料ピットエリア監視カメラは、燃料貯蔵設備に係る重大事故等時において、赤外線の機能により使用済燃料ピットの状態及び使用済燃料ピットの水温の傾向を中央制御室で監視できる設計とする必要がある。

１１－１６） 使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置（コンプレッサ、ドライヤ）

使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置は、燃料取扱建屋での重大事故等時における高温環境下においても使用済燃料ピットエリア監視カメラの機能維持を図るためにカメラ本体を冷却するための空気を供給できる設計とする必要がある。

また、使用済燃料ピットエリア監視カメラに空気を供給するコンプレッサ、コンプレッサの発生する熱等により供給する空気の温度が上昇することを防止するためのドライヤ及び断熱ホース等で構成され人力により運搬、移動ができる設計とする必要がある。

１２）　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

１２－１）　大容量ポンプ（放水砲用）

大容量ポンプ（放水砲用）は、可搬型ホースにより放水砲に接続することにより、海を水源として、原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。また、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。

加えて、可搬型ホースにより放水砲に接続することにより、海を水源として、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする必要がある。

１２－２）　送水車

送水車は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として海を水源とし、スプレイヘッダを介して原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする必要がある。

１２－３）　スプレイヘッダ

スプレイヘッダは、送水車送水用ホースと接続し、送水車により海水を使用済燃料ピットへスプレイできる設計とする必要がある。

１２－４）　放水砲

放水砲は、大容量ポンプ放水砲用 50m、20m、10m、5m 送水用ホースと接続し、原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水できる設計とする必要がある。

１２－５）　泡混合器

泡混合器は、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応する際、原子炉格納容器周辺へ放水しながら泡消火剤と混合できる設計とする必要がある。

１２－６）　シルトフェンス

シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋に流出する 2 箇所（取水口側 1 箇所、放水口側 1 箇所）に設置できる設計とする必要がある。

また、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする必要がある。

１２－７）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

１２－８）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

１２－９）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１２－１０）軽油用ドラム缶

軽油用ドラム缶は、送水車の動作に必要な燃料を貯蔵できる設計とする必要がある。

１３）　重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

１３－１）　燃料取替用水タンク

燃料取替用水タンクは、重大事故等により、蒸気発生器２次側への注水手段の水源となる復水タンクが枯渇又は破損した場合に炉心冷却の代替手段である１次冷却系のフィードアンドブリードの水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

１３－２）　充てん／高圧注入ポンプ

充てん／高圧注入ポンプは、重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替水源である復水タンク及び送水車を水源とし、代替炉心注水ができる設計とする必要がある。

Ｂ充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）は、運転中の１次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止

中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環設備（高圧代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とし、代替補機冷却を用いることで代替再循環運転ができる設計とする必要がある。

１３－３）　加圧器逃がし弁

本設備については、２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備を参照。

１３－４）　復水タンク

復水タンクは、重大事故等で以下の場合に使用する際の水源として、十分な水量を貯蔵しなければならない。

・　重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の水源として、使用できる設計とする必要がある。
・　格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である恒設代替低圧注水ポンプ又は原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源として、使用できる設計とする必要がある。重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である充てん／高圧注入ポンプによる代替炉心注水の水源として、使用できる設計とする必要がある。
・　重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクが枯渇した場合の重大事故等対処設備（復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給）として、燃料取替用水タンクへの移送ラインにより、水頭圧にて燃料取替用水タンクへ補給できる設計とする必要がある。

１３－５）　恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、重大事故等により、炉心注水又は格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替炉心注水、代替格納容器スプレイとして、代替水源である復水タンク、送水車を水源とし、原子炉又は原子炉格納容器へ水を注水できる設計とする必要がある。

１３－６）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

１３－７）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

１３－８）　可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプは、重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替炉心注水として、海水を水源とし、余熱除去系を介して、原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

１３－９）　電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合において、全交流動力電源が喪失した場合においても、可搬式代替低圧注水ポンプに給電できる設計とする必要がある。

１３－１０）送水車

送水車は、重大事故等により、蒸気発生器２次側への注水手段の水源となる復水タンクへの補給が不能となった場合の代替手段である重大事故等対処設備（海からタービン動補助給水ポンプへの直接供給）として、可搬型ホースを介してタービン動補助給水ポンプへ水を供給できる設計とする必要がある。

また、重大事故等により、蒸気発生器２次側への注水手段の水源となる復水タンクが枯渇した場合の重大事故等対処設備（海から復水タンクへの補給）として、可搬型ホースを介して復水タンクへ水を補給できる設計とする必要がある。

また、重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の水源として、充てん／高圧注入ポンプによる代替炉心注水の水源として、また、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である恒設代替低圧注水ポンプ又は原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源として、可搬型ホースを介して復水タンクへ水を補給できる設計とする必要がある。

また、重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の水源として、海水を水源とし、可搬式代替低圧注水ポンプの水源を確保できる設計とする必要がある。

また、重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクが枯渇した場合の重大事故等対処設備（復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給）として、可搬型ホースを介して復水タンクへ水を補給できる設計とする必要がある。

また、送水車は、重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、海を水源とし、可搬型ホースによ

り使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする必要がある。

また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続し、燃料損傷に至った場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を注水するための設備、できる限り燃料損傷の進行を緩和し放射性物質の放出を低減するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備である可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）又は放水設備（原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、可搬型ホースによりスプレイヘッダを介して使用済燃料ピットへスプレイ又は原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする必要がある。

１３－１１） 格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプは、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の代替再循環設備（代替再循環運転）のＡ、Ｂ内部スプレポンプの水源として十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

格納容器再循環サンプは、運転中の１次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環設備（高圧代替再循環運転）のＢ余熱除去ポンプ、Ｂ充てん／高圧注入ポンプの水源として十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

格納容器再循環サンプは、運転中の１次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環設備（低圧代替再循環運転）のＢ余熱除去ポンプ、の水源として十分な水量を貯蔵できる設計とする必要がある。

１３－１２） 格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンは、再循環運転時に非常用炉心冷却設備及び内部スプレポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする必要がある。

１３－１３） 余熱除去ポンプ

Ｂ余熱除去ポンプ（海水冷却）については、４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備を参照。

１３－１４） 内部スプレポンプ

Ａ、Ｂ内部スプレポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）は、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の

代替再循環設備（代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転ができる設計とする必要がある。

１３－１５） 内部スプレクーラ

Ａ内部スプレクーラは、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の代替再循環設備（代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環として必要な冷却能力を有しなければならない。

１３－１６） 大容量ポンプ

大容量ポンプは、運転中の１次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環設備（高圧代替再循環運転及び低圧代替再循環運転）として、海を水源とし、Ａ１、Ａ２海水ストレーナブロー配管又は原子炉補機冷却系供給管（Ｂヘッダ）と可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却系に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする必要がある。

１３－１７） 大容量ポンプ（放水砲用）

大容量ポンプ（放水砲用）は、放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、海を水源とし、可搬型ホースを介して放水砲と接続することにより原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水できるとともに、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に放水できる設計とする必要がある。

１３－１８） スプレイヘッダ

スプレイヘッダは、可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）又は放水設備（原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、送水車を介して使用済燃料ピットへスプレイ又は原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする必要がある。

１３－１９） 放水砲

放水砲は、放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、可搬型ホースにより海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）に接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水できる設計とする必要がある。

１３－２０） タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、重大事故等により、蒸気発生器２次側への注水手段の水源となる復水タンクへの補給が不能となった場合の代替手段である重大事故等対処設備（海からタービン動補助給水ポンプへの直接供給） として、海を水源として送水車と可搬型ホースを介して水を供給できる設計とする必要がある。

１３－２１） 軽油用ドラム缶

軽油用ドラム缶は、送水車の動作に必要な燃料を貯蔵できる設計とする必要がある。

１３－２２） 空冷式非常用発電装置

本設備については、１４）電源設備を参照。

１３－２３） 可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１３－２４） 燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１３－２５） 原子炉下部キャビティ注水ポンプ

原子炉下部キャビティ注水ポンプは、重大事故等により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替格納容器スプレイとして、復水タンク、送水車を水源とし、原子炉格納容器へ水を注水できる設計とする必要がある。

１４） 電源設備

設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

１４－１） 空冷式非常用発電装置

空冷式非常用発電装置は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びＲＣＰシールＬＯＣＡが発生する事故」時に必要な交流負荷へ電力を

供給できる常設代替電源設備として設計する必要がある。

１４－２）　燃料油貯蔵タンク

燃料油貯蔵タンクは、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、空冷式非常用発電装置から重大事故等の対応に必要な交流負荷へ電力を供給するため、可搬式オイルポンプ又はタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて、空冷式非常用発電装置に燃料を補給できる設計とする必要がある。

１４－３）　可搬式オイルポンプ

可搬式オイルポンプは、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、空冷式非常用発電装置から重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給するために燃料油貯蔵タンクより空冷式非常用発電装置に燃料を補給できる設計とする必要がある。

１４－４）　燃料油移送ポンプ

燃料油移送ポンプは、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、空冷式非常用発電装置から重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給するため、タンクローリーを用いて燃料油貯蔵タンクより空冷式非常用発電装置に燃料を補給できる設計とする必要がある。

１４－５）　蓄電池（安全防護系用）

蓄電池（安全防護系用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給することができる設計とする必要がある。

１４－６）　計器用電源（無停電電源装置）

計器用電源（無停電電源装置）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）し、直流母線から不要負荷として切り離された後、非常用高圧母線の電圧が確認できた場合、運転コンソールへ電力を供給することができる設計とする必要がある。

１４－７）　ＳＡ監視計器用電源

ＳＡ監視計器用電源は、重大事故等の対応に必要な監視計器に電力を供給できる設計とする必要がある。

１４－８）　代替所内電気設備変圧器

代替所内電気設備変圧器は、２系統の非常用母線等の機能が喪失したことに

より発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、空冷式非常用発電装置から受電し、代替所内電気設備分電盤を介して電力を供給できる設計とする必要がある。

１４－９）　代替所内電気設備分電盤

代替所内電気設備分電盤は、２系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、空冷式非常用発電装置から代替所内電気設備変圧器を介して受電し、必要な設備に電力を供給できる設計とする必要がある。

１４－１０）タンクローリー

タンクローリーは、外部電源の喪失に加え、設計基準事故対処設備の電源であるディーゼル発電機の全てが機能喪失したことにより全交流動力電源喪失が発生した場合において、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）及び大容量ポンプに燃料を補給できる設計とする必要がある。

１４－１１）電源車

電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合（全交流動力電源喪失（24 時間）＋原子炉補機冷却機能喪失）に、重大事故等の対応に最低限必要な負荷（蒸気発生器による１次系冷却材系統の除熱及びプラント監視機能の維持）に電力を供給できる設計とする必要がある。

１４－１２）可搬式整流器

可搬式整流器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型直流電源設備として、電源車からの交流電源を整流し直流母線へ接続することにより、24 時間にわたり電力を供給できる設計とする必要がある。

１４－１３）ディーゼル発電機

ディーゼル発電機は、重大事故等時に電力供給が可能な場合には、重大事故等時の対応に必要な設備へ電力を供給可能な設計とする。

１４－１４）蓄電池（３系統目）

蓄電池（３系統目）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するため、特に信頼性を有する設計とする必要がある。

１５）　計装設備

計装設備は、重大事故等時において、当該事故に対処するために監視が必要なパラメータ、及び炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策のために必要な原子炉施設の状態を把握するために必要なパラメータを監視できる設備を設け、中央制御室において表示、及び記録できる設計とする。

また、重大事故等時において監視が必要なパラメータが監視不能となった場合に推定するための代替パラメータのうち、重要なものは監視が必要なパラメータと同様に重大事故等時に監視できる設備を設け、中央制御室において表示、及び記録できる設計とする。

１５－１）　設計基準事故と兼用するパラメータ

監視パラメータのうち、設計基準事故における監視パラメータと同じであり、計測範囲などの要求を満足する場合には、演算処理を行う設備を除き兼用する設計とする。

重大事故等時に監視するパラメータのうち兼用するものを以下に示す。

・　１次冷却材高温側広域温度
・　１次冷却材低温側広域温度
・　冷却材圧力（広域）
・　加圧器水位
・　安全注入流量
・　補助安全注入流量
・　余熱除去クーラ出口流量
・　格納容器内温度
・　格納容器圧力
・　格納容器圧力（広域）
・　格納容器再循環サンプ水位（広域）
・　格納容器再循環サンプ水位（狭域）
・　出力領域中性子束
・　中間領域中性子束
・　中性子源領域中性子束
・　蒸気発生器水位（狭域）
・　蒸気発生器水位（広域）
・　補助給水流量
・　主蒸気圧力
・　１次冷却水タンク水位
・　燃料取替用水タンク水位
・　ほう酸タンク水位
・　復水タンク水位
・　格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）

・　格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）

１５－２）　重大事故等時用として設置するパラメータ

重大事故等時に監視するパラメータとして、重大事故等専用に設置するものを以下に示す。

・　原子炉水位
・　恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算
・　原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算
・　格納容器スプレイ流量積算
・　原子炉格納容器水位
・　原子炉下部キャビティ水位
・　静的触媒式水素再結合装置温度
・　原子炉格納容器水素燃焼装置温度
・　１次系冷却水タンク加圧ライン圧力
・　可搬型アニュラス内水素濃度計測装置
・　可搬型格納容器内水素濃度計測装置
・　可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）

１５－３）　空冷式非常用発電装置

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１５－４）　電源車

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１５－５）　燃料油貯蔵タンク

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１５－６）　タンクローリー

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１５－７）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１５－８）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１５－９）　蓄電池（安全防護系用）

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１５－１０）　可搬式整流器

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１５－１１）　蓄電池（３系統目）

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１６）　運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

原子炉制御室（以下「中央制御室」という。）には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備をいかに示す。

１６－１）　中央制御室遮蔽

中央制御室遮蔽は、重大事故等時において、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度な被ばくを受けないように設計する。

１６－２）　中央制御室非常用循環ファン

中央制御室非常用循環ファンは、重大事故等時において、中央制御室の空気中の放射性物質の低減のために中央制御室非常用循環フィルタユニットを通して循環できる設計とする。

１６－３）　制御建屋送気ファン

制御建屋送気ファンは、重大事故等時において、中央制御室の空気中の放射性物質の低減及び冷却のために中央制御室の空気を循環できる設計とする。

１６－４）　制御建屋循環ファン

制御建屋循環ファンは、重大事故等時において、中央制御室の空気中の放射性物質の低減及び冷却のために中央制御室の空気を循環できる設計とする。

１６－５）　中央制御室非常用循環フィルタユニット

中央制御室非常用循環フィルタユニットは、重大事故等時において、中央制御室の空気中の放射性物質を低減できる設計とする。

１６－６）　アニュラス循環ファン

アニュラス循環ファンは、アニュラス内を負圧に保ち、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいした空気をアニュラス循環フィルタユニットに通じ、排気

中の微粒子及び放射性よう素を除去低減したのち、格納容器排気筒から大気へ放出することができる設計とする。

１６－７）　アニュラス循環フィルタユニット

本設備については、１０）水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備を参照。

１６－８）　窒素ボンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）

本設備については、１０）水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備を参照。

１６－９）　可搬型照明（ＳＡ）

可搬型照明（ＳＡ）は、重大事故等時に常設の照明が使用できなくなった場合においても、中央制御室の制御盤での操作及び中央制御室出入口付近に設けるチェンジングエリアでの身体サーベイ及び作業服の着替え等に必要な照度を確保できる設計とする必要がある。

１６－１０）酸素濃度計（中央制御室）

酸素濃度計（中央制御室）は、原子炉冷却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生した場合において、中央制御室内の酸素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できる設計とする必要がある。

１６－１１）二酸化炭素濃度計（中央制御室）

二酸化炭素濃度計（中央制御室）は、原子炉冷却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生した場合において、中央制御室内の二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できる設計とする必要がある。

１６－１２）空冷式非常用発電装置

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１６－１３）燃料油貯蔵タンク

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１６－１４）可搬式オイルポンプ

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１６－１５）タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

１６－１６） 燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１７） 監視測定設備

重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備、並びに重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

１７－１） 空冷式非常用発電装置

本設備の設計要件については、１４）電源設備を参照。

１７－２） 燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

１７－３） タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

１７－４） 可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１７－５） 燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１７－６） 可搬式モニタリングポスト

可搬式モニタリングポストは、重大事故等の発生により固定式周辺モニタリング設備が機能喪失した場合に代替する移動式周辺モニタリング設備として、発電所山岳及び海岸の敷地境界を含む原子炉格納施設を囲む 8 方位を監視、測定及び記録できる設計とする必要がある。

また、伝送装置（衛星回線）により中央制御室へ伝送でき、加えて、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）により緊急時対策所へ伝送できる設計とする必要がある。

１７－７） 電離箱サーベイメータ

電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺

（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、測定するための移動式周辺モニタリング設備として、電離箱サーベイメータを設け、測定結果を記録できるように測定値を表示する設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする必要がある。

１７－８）　可搬式ダストサンプラ

可搬式ダストサンプラは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、測定するための移動式周辺モニタリング設備として、可搬式ダストサンプラを設け、放射線量を測定するための試料を採取できる設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定するための試料を採取できる設計とする必要がある。

１７－９）　汚染サーベイメータ

汚染サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、測定するための移動式周辺モニタリング設備として、汚染サーベイメータを設け、測定結果を記録できるように測定値を表示する設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする必要がある。

１７－１０）　ＮａＩシンチレーションサーベイメータ

ＮａＩシンチレーションサーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、測定するための移動式周辺モニタリング設備として、ＮａＩシンチレーションサーベイメータを設け、測定結果を記録できるように測定値を表示する設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする必要がある。

１７－１１） ＺｎＳシンチレーションサーベイメータ

ＺｎＳシンチレーションサーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、測定するための移動式周辺モニタリング設備として、ＺｎＳシンチレーションサーベイメータを設け、測定結果を記録できるように測定値を表示する設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする必要がある。

１７－１２） β線サーベイメータ

β線サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、測定するための移動式周辺モニタリング設備として、β線サーベイメータを設け、測定結果を記録できるように測定値を表示する設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする必要がある。

１７－１３） 小型船舶

小型船舶は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする必要がある。

１７－１４） 可搬型気象観測装置

可搬式気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速、その他の気象条件を測定し、測定結果を記録できる設計とする必要があり、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする必要がある。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする必要があるとともに、記録の管理については運用を定める必要がある。また、指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする必要がある。

１７－１５） 電源車（緊急時対策所用）

本設備については、１８）緊急時対策所を参照。

１８）　緊急時対策所

重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまるために必要な重大事故等対処設備、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる重大事故等対処設備、及び原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

１８－１）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

１８－２）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

１８－３）　空冷式非常用発電装置

本設備については、１４）電源設備を参照。

１８－４）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１８－５）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１８－６）　電源車（緊急時対策所用）

電源車（緊急時対策所用）は、緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な緊急時対策所非常用空気浄化ファン、照明設備、通信連絡設備及び室内空調設備、並びにモニタリング設備に電力を供給できる設計とする必要がある。

１８－７）　緊急時対策所非常用空気浄化ファン

緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するとともに、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した換気を行うため、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを介して緊急時対策所へ屋外の空気を供給することで緊急時対策所内の正圧を維持し、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準を超えない設計とする必要がある。

１８－８）　緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット

緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、重大事故等が発生した場

合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するとともに、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した換気を行うため、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを使用し、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを介して緊急時対策所へ屋外の空気を供給することで微粒子及び放射性よう素を除去低減し、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準を超えない設計とする必要がある。

１８－９）　空気供給装置

空気供給装置は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を防止するために、空気供給装置により清浄な空気を緊急時対策所内に供給し正圧に保つことで、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準を超えない設計とする必要がある。

１８－１０）酸素濃度計（緊急時対策所）

酸素濃度計（緊急時対策所）は、原子炉冷却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できる設計とする必要がある。

１８－１１）二酸化炭素濃度計（緊急時対策所）

二酸化炭素濃度計（緊急時対策所）は、原子炉冷却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できる設計とする必要がある。

１８－１２）緊急時対策所内可搬型エリアモニタ

緊急時対策所内可搬型エリアモニタは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の浸入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする必要がある。

１８－１３）緊急時対策所外可搬型エリアモニタ

緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の浸入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする必要がある。

１８－１４） 可搬式モニタリングポスト

本設備については、１７）監視測定設備を参照。

１８－１５） 衛星電話（固定）

本設備については、１９）通信連絡を行うために必要な設備を参照。

１８－１６） 衛星電話（携帯）

本設備については、１９）通信連絡を行うために必要な設備を参照。

１８－１７） 衛星電話（可搬）

本設備については、１９）通信連絡を行うために必要な設備を参照。

１８－１８） 携行型通話装置

本設備については、１９）通信連絡を行うために必要な設備を参照。

１８－１９） 安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）（３号機に設置）

本設備については、１９）通信連絡を行うために必要な設備を参照。

１８－２０） 安全パラメータ伝送システム

本設備については、１９）通信連絡を行うために必要な設備を参照。

１８－２１） ＳＰＤＳ表示装置

本設備については、１９）通信連絡を行うために必要な設備を参照。

１８－２２） 緊急時衛星通報システム

本設備については、１９）通信連絡を行うために必要な設備を参照。

１８－２３） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（ＴＶ会議システム、ＩＰ電話、ＩＰ－ＦＡＸ）

本設備については、１９）通信連絡を行うために必要な設備を参照。

１８－２４） 緊急時対策所遮蔽

緊急時対策所遮蔽は、重大事故等時において、緊急時対策所にとどまる要員が過度な被ばくを受けないように設計する。

１９） 通信連絡を行うために必要な設備

重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

１９－１）　空冷式非常用発電装置

本設備については、１４）電源設備を参照。

１９－２）　燃料油貯蔵タンク

本設備については、１４）電源設備を参照。

１９－３）　可搬式オイルポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１９－４）　燃料油移送ポンプ

本設備については、１４）電源設備を参照。

１９－５）　タンクローリー

本設備については、１４）電源設備を参照。

１９－６）　電源車（緊急時対策所用）

本設備については、１８）緊急時対策所を参照。

１９－７）　衛星電話（固定）

衛星電話（固定）は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所内外）として、中央制御室及び緊急時対策所に設置される設計とする必要がある。

また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする必要がある。

１９－８）　衛星電話（携帯）

衛星電話（携帯）は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所内外）として、緊急時対策所に保管する設計とする必要がある。

１９－９）　衛星電話（可搬）

衛星電話（可搬）は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所外）として、緊急時対策所に保管する設計とする必要がある。

また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする必要がある。

１９－１０）トランシーバー

トランシーバーは、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所内）として、緊急時対策所に保管する設計とする必要がある。

１９－１１） 携行型通話装置

携行型通話装置は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所内）として、制御建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする必要がある。

１９－１２） 安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）

安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）は、重大事故等が発生した場合に、データ伝送設備（発電所内外）として、中間建屋に設置する設計とする必要がある。

１９－１３） ＳＰＤＳ表示装置

ＳＰＤＳ表示装置は、重大事故等が発生した場合に、データ伝送設備（発電所内）として、緊急時対策所に設置する設計とする必要がある。

１９－１４） 安全パラメータ伝送システム

安全パラメータ伝送システムは、重大事故等が発生した場合に、データ伝送設備（発電所外）として、中間建屋に設置する設計とする必要がある。

１９－１５） 緊急時衛星通報システム

緊急時衛星通報システムは、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所外）として、緊急時対策所に設置する設計とする必要がある。

１９－１６） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（ＴＶ会議システム、ＩＰ電話、ＩＰ－ＦＡＸ）

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合に、通信設備（発電所外）として、緊急時対策所に設置する設計とする必要がある。

2.2.1.2.　重大事故等に対処するための設備の設計要件

2.2.1.1 章にて示した重大事故等対処設備に対する設計要件を以下に示す。

1）　充てん／高圧注入ポンプ

充てん／高圧注入ポンプが 2.2.1.1 章１）、２）、３）、４）、５）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

充てん／高圧注入ポンプの流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、その解析使用値を満足することが有効性を確保するための確認項目となる。

また、重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(13) 安全注入系統 2.2.1 章１－１）－A)及び(14) 化学体積制御系統 2.2.1 章５－２）－A)の設計要件に対応する。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては安全注入系及び化学体積制御設備と兼用であることから、(13) 安全注入系統及び(14) 化学体積制御系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

B) 自己冷却機能

Ｃ充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、自己冷却ラインにより代替補機冷却することでポンプ運転できる機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

C) 海水冷却機能

Ｂ充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、海水により代替補機冷却することでポンプ運転できる機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

２）　ほう酸ポンプ

ほう酸ポンプが 2.2.1.1 章１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

ほう酸ポンプは、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては化学体積制御設備と兼用であることから、(14) 化学体積制御系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

３）　余熱除去ポンプ

余熱除去ポンプが、2.2.1.1 章２)、３)、４)、５）及び１３）の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

余熱除去ポンプの流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、その解析使用値を満足することが有効性を確保するための確認項目となる。このうち一部の事象において想定する長期的な余熱除去運転時には、余熱除去系による崩壊熱除去に期待しているに過ぎないことから、重大事故等対策の有効性評価の観点からは余熱除去ポンプの流量の影響は小さい。このことから、余熱除去運転時の余熱除去ポンプの流量は設計要件となるが有効性を確保するための確認項目として必須ではない。

また、重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(12) 余熱除去系統 2.2.1 章２－１）－A)の設計要件に対応する。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては余熱除去系と兼用であることから、(12) 余熱除去系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

B) 動作遅れ時間

余熱除去ポンプにおける動作遅れ時間は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(12) 余熱除去系統 2.2.1 章２－１）－B)の設計要件に対応する。

C) 海水冷却機能

Ｂ余熱除去ポンプ（海水冷却）は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、海水により代替補機冷却することでポンプ運転できる機能を有することが有効性を確保するた

めの設計要件となる。

4） タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプが、2.2.1.1 章１）、２）、３）、４）、５）及び１３）の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

タービン動補助給水ポンプの流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値および要求される機能を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、その解析使用値を満足することが有効性を確保するための確認項目となる。

ここで、タービン動補助給水ポンプのみによる給水を想定している事象と、電動補助給水ポンプとタービン動補助給水ポンプの両方による給水を想定している事象があるため、補助給水系統全体として流量が確保されるかを確認する必要がある。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては補給水系と兼用であることから、(18) 補助給水系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

B) 供給開始時間

タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水開始時間は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(18) 補助給水系統 2.2.1 章１）－C)の設計要件に対応する。

C) 手動操作機能

タービン動補助給水ポンプは、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、中央制御室での手動操作による起動、及び、現場手動操作による起動機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

D) 流量調整機能

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、補助給水系統からの給水によって蒸気発生器が満水に至ることのないよう、蒸気発生器水位を所定の水位に維持するための流量調整が必要であるが、この機能は(18) 補助給水系統 2.2.1 章１）－F)の設計要件に対応する。

5） 電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプが、2.2.1.1 章１）、２）、３）、４）及び５）の対処設備としての有

効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

電動補助給水ポンプの流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値および要求される機能を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、その解析使用値を満足することが有効性を確保するための確認項目となる。

ここで、蒸気発生器への給水は電動補助給水ポンプ単独によるものでなく、電動補助給水ポンプとタービン動補助給水ポンプの両方による給水が想定されているため、補助給水系統全体として流量が確保されるかを確認する必要がある。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては補給水系と兼用であることから、(18) 補助給水系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

B) 供給開始時間

電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水開始時間は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(18) 補助給水系統 2.2.1 章１）－C)の設計要件に対応する。

C) 手動起動機能

電動補助給水ポンプは、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、中央制御室からの手動操作による起動を可能とすることが有効性を確保するための設計要件となる。

D) 流量調整機能

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、補助給水系統からの給水によって蒸気発生器が満水に至ることのないよう、蒸気発生器水位を所定の水位に維持するための流量調整が必要であるが、この機能は(18) 補助給水系統 2.2.1 章１）－F)の設計要件に対応する。

6） 内部スプレポンプ

内部スプレポンプが 2.2.1.1 章４)、７)、８）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

Ａ、Ｂ内部スプレポンプの流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(23) 格納容器圧力低減系統 2.2.1 章１）－B)項の設計要件に対応する。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては格納容器スプレイ設備と兼用であることから、(23) 格納容器圧力低減系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

また、C、D内部スプレポンプは、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値及び要求される機能を満足する必要がある。この機能は、設計基準事象での想定と同じであり、(23) 格納容器圧力低減系統 2.2.1 章１）－B)項の設計要件に対応する。

B) 動作遅れ時間

格納容器スプレイの遅れ時間は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(23) 格納容器圧力低減系統 2.2.1 章１）－C)項の設計要件に対応する。

C) A、B内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能

A、B内部スプレポンプは、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いることにより、代替炉心注水ができるようにすることが有効性を確保するための設計要件となる。

7） 1次系冷却水ポンプ

1次系冷却水ポンプが、2.2.1.1 章６）及び７）の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

1次系冷却水ポンプの流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値および要求される機能を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、その解析使用値を満足することが有効性を確保するための確認項目となる。ただし、長期的な余熱除去運転時には、余熱除去系による崩壊熱除去に期待しているに過ぎないことから、重大事故等対策の有効性評価の観点からは1次系冷却水ポンプの流量の影響は小さい。このことから、余熱除去運転時の1次系冷却水ポンプの流量は設計要件となるが有効性を確保するための確認項目として必須ではない。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては原子炉補機冷却系と兼用であることから、(15) 原子炉補機冷却系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

８） 海水ポンプ

海水ポンプが、2.2.1.1 章６）及び７）の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

海水ポンプは、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては原子炉補機冷却海水系と兼用であることから、(16) 原子炉補機冷却海水系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

９） 恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプが、2.2.1.1 章４）、６）、７）、８）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

恒設代替低圧注水ポンプの流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、その解析使用値を満足することが有効性を確保するための設計要件となる。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては先に述べた機能と同じであり、上述の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

１０）原子炉下部キャビティ注水ポンプ

原子炉下部キャビティ注水ポンプが、2.2.1.1 章４）、６）、７）、８）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

原子炉下部キャビティ注水ポンプの流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、その解析使用値を満足することが有効性を確保するための設計要件となる。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては先に述べた機能と同じであり、上述の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

１１） 可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプが、2.2.1.1 章４）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

可搬式代替低圧注水ポンプは、恒設代替低圧注入ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプにおいて有効性が確認されている流量を満足することが有効性を確保するための設計要件となる。

１２） 大容量ポンプ

大容量ポンプが、2.2.1.1 章４）、５）、６）、７）、９）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

格納容器循環冷暖房ユニット、余熱除去ポンプ、余熱除去ポンプモータ、充てん／高圧注入ポンプ、充てん／高圧注入ポンプモータ及び格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器の必要冷却海水流量の合計を上回ることが設計要件である。

１３） 大容量ポンプ（放水砲用）

大容量ポンプ（放水砲用）が、2.2.1.1 章１１）、１２）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

直線状の放水により原子炉格納容器の最高点である頂部に又は噴霧状の放水により広範囲において原子炉補助建屋等に放水できる容量を有することが設計要件である。

また、国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアルに規定されている泡消火時に必要な容量を上回ることが設計要件である。

１４） 可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ

可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプが、2.2.1.1 章９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故発生時に原子炉格納容器内の雰囲気ガスを一部サンプルガスとして格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器にて冷却するために必要な１次系冷却水流量を上回ることが設計要件である。

１５）可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）

可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）が 2.2.1.1 章３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 空気供給

可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）は、重大事故対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していないが、機能として、重大事故時に加圧器逃がし弁へ空気を供給できることが必要となる。

１６）可搬型格納容器ガス試料圧縮装置

可搬型格納容器ガス試料圧縮装置が 2.2.1.1 章９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 空気供給

可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置は、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していないが、機能として、重大事故時に原子炉格納容器内の雰囲気ガスを可搬型格納容器内水素濃度計測装置へ供給できることが必要となる。

１７）アニュラス循環ファン

アニュラス循環ファンが、2.2.1.1 章１０）、１６）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 水素排出機能

重大事故等時に原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした水素を含む空気を排出するために起動できることが設計要件となるとともに、アニュラス内に放射性物質を閉じ込める有効性評価において使用されている時間以内にアニュラスを負圧達成することが設計要件となる。尚、重大事故等時の負圧達成時間は通常時に確認できないため、その代わりにアニュラス排気が確立することが設計要件である。

B) 放射性物質閉じ込め機能

重大事故等時に原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした放射性物質を閉じ込めるために、有効性評価において使用されている時間以内にアニュラスを負圧達成することが設計要件となる。尚、重大事故等時の負圧達成時間は通常時に確認できないため、その代わりにアニュラス排気が確立することが設計要件である。

C) 放射性物質濃度低減機能

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器からアニュラスに漏え

いした放射性物質等を含む空気を排出するために起動できることが設計要件となるとともに、アニュラス内に放射性物質を閉じ込める有効性評価において使用されている時間以内にアニュラスを負圧達成することが設計要件となる。尚、重大事故等時の負圧達成時間は通常時に確認できないため、その代わりにアニュラス排気が確立することが設計要件である。

１８）中央制御室非常用循環ファン

中央制御室非常用循環ファンが、2.2.1.1 章１６）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射性物質低減機能

重大事故等時に中央制御室内に流入した放射性物質を低減するために有効性評価において使用されている風量を確保できることが設計要件である。

１９）制御建屋送気ファン

制御建屋送気ファンが、2.2.1.1 章１６）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射性物質低減機能

重大事故等時に中央制御室内に流入した放射性物質を低減するために有効性評価において使用されている風量に加え、中央制御室内で発生する放散熱量の除去を考慮した風量を確保できることが設計要件である。

２０）制御建屋循環ファン

制御建屋循環ファンが、2.2.1.1 章１６）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射性物質低減機能

重大事故等時に中央制御室内に流入した放射性物質を低減するために有効性評価において使用されている風量に加え、中央制御室内で発生する放散熱量の除去を考慮した風量を確保できることが設計要件である。

２１）緊急時対策所非常用空気浄化ファン

緊急時対策所非常用空気浄化ファンが、2.2.1.1 章１８）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 緊急時対策所加圧及び換気機能

重大事故等時に緊急時対策所を正圧に維持し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度

を緊急時対策内所にとどまる対策要員の活動に支障なく維持することができる風量を確保できることが設計要件である。

２２）蒸気発生器

蒸気発生器が 2.2.1.1 章１)、２)、３)、４）及び５）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 伝熱性能

蒸気発生器の伝熱性能は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象おいて使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(11) １次冷却系統 2.2.1 章２）－A)項の設計要件に対応する。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては１次冷却系統設備と兼用であることから、(11) １次冷却系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目として必須ではない。

２３）余熱除去クーラ

余熱除去クーラが、2.2.1.1 章２）及び３）の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 冷却性能

余熱除去クーラの冷却性能は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、その解析使用値を満足することが有効性を確保するための確認項目となる。ただし、長期的な余熱除去運転時には、余熱除去系による崩壊熱除去に期待しているに過ぎないことから、重大事故等対策の有効性評価の観点からは余熱除去クーラの冷却性能の影響は小さい。このことから、余熱除去運転時の余熱除去クーラの冷却性能は設計要件となるが有効性を確保するための確認項目として必須ではない。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては余熱除去系と兼用であることから、(12) 余熱除去系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

２４）内部スプレクーラ

内部スプレクーラが 2.2.1.1 章４）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 冷却性能

Ａ内部スプレクーラによる冷却性能は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(23) 格納容器圧力低減系統 2.2.1 章１）－A)の設計要件に対応する。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては格納容器スプレイ設備と兼用であることから、(23) 格納容器圧力低減系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

また、Ｂ内部スプレクーラは、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値及び要求される機能を満足する必要がある。この機能は、設計基準事象での想定と同じであり、(23) 格納容器圧力低減系統 2.2.1 章１） －A)項の設計要件に対応する。

B) Ａ内部スプレクーラによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能

Ａ内部スプレクーラは、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いることにより、代替炉心注水ができるようにすることが有効性を確保するための設計要件となる。

２５） １次系冷却水クーラ

１次系冷却水クーラが、2.2.1.1 章６）及び７）の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 冷却性能

１次系冷却水クーラの冷却性能は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値および要求される機能を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、その解析使用値を満足することが有効性を確保するための確認項目となる。ただし、長期的な余熱除去運転時には、余熱除去系による崩壊熱除去に期待しているに過ぎないことから、重大事故等対策の有効性評価の観点からは１次系冷却水クーラの冷却性能の影響は小さい。このことから、余熱除去運転時の１次系冷却水クーラの冷却性能は設計要件となるが有効性を確保するための確認項目として必須ではない。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては原子炉補機冷却系統と兼用であることから、(15) 原子炉補機冷却系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

２６）格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器

格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器が 2.2.1.1 章９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 冷却性能

格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器は、サンプリングガスを冷却し、計測可能な温度範囲に収めることが設計要件となるが、流路が確保されていることが前提となるため、管理項目から除外される。

２７）格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器

格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器が 2.2.1.1 章９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 湿分低減

格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器は、サンプリングガスの湿分を低減し、計測可能な範囲に収めることが設計要件となるが、流路が確保されていることが前提となるため、確認項目として必須ではない。

２８）格納容器循環冷暖房ユニット

格納容器循環冷暖房ユニットが 2.2.1.1 章５）、６）及び７）の対処機能の有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 格納容器除熱機能

Ａ格納容器循環冷暖房ユニットによる格納容器気相部の除熱は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値および要求される機能を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、その解析使用値を満足することが有効性を確保するための設計要件である。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては先に述べた機能と同じであることから、上述の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

２９）加圧器逃がし弁

加圧器逃がし弁が 2.2.1.1 章１）、２）、３）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 容量

加圧器逃がし弁の容量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値および要求される機能を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(11) １次冷却系統 2.2.1 章６－１）の設計要件に対応する。

B) 自動作動

加圧器逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、加圧器逃がし弁作動信号を受けて自動作動する機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

C) 中央制御室からの手動操作機能

加圧器逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、中央制御室からの手動操作による弁の開閉機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。この機能は、設計基準事象での想定と同じであり、(11) １次冷却系統 2.2.1 章６－１）の設計要件に対応する。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては１次冷却系統設備と兼用であることから、(11) １次冷却系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目として必須ではない。

３０）加圧器安全弁

加圧器安全弁が 2.2.1.1 章１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 容量

加圧器安全弁の容量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(11) １次冷却系統 2.2.1 章３）－A)の設計要件に対応する。

B) 作動圧力

加圧器安全弁の作動圧力は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(11) １次冷却系統 2.2.1 章３）－B)の設計要件に対応する。

３１）緊急ほう酸注入弁

緊急ほう酸注入弁が 2.2.1.1 章１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

緊急ほう酸注入弁は、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては化学体積制御設備と兼用

であることから、(14) 化学体積制御系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

３２）主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁が 2.2.1.1 章１）、２）、３）、４）及び５）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 容量

主蒸気逃がし弁の容量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(17) 主蒸気及び主給水系統 2.2.1 章１）－C)の設計要件に対応する。

B) 自動作動

主蒸気逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、主蒸気逃がし弁作動信号を受けて自動作動する機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

C) 中央制御室からの手動操作機能

主蒸気逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、中央制御室からの手動操作による弁の開閉機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。この機能は、設計基準事象での想定と同じであり、(17) 主蒸気及び主給水系統 2.2.1 章１）－C)の設計要件に対応する。

D) 現場での手動操作機能

主蒸気逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、現場手動操作による弁の開閉機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

３３）主蒸気安全弁

主蒸気安全弁が 2.2.1.1 章１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 容量

主蒸気安全弁の容量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、その解析使用値を満足することが有効性を確保するための確認項目となる。ただし、当該事象において使用された安全弁容量は被ばく評価を厳しくする観点から設定されているものの、被ばく評価結果は判断基準に対して十分な裕度があり、安全弁容量が

解析結果に与える影響は小さい。このことから、有効性評価のうち固有設計条件として使用されている安全弁容量は設計要件となるが有効性を確保するための確認項目として必須ではない。

また、重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(17) 主蒸気及び主給水系統 2.2.1 章１）－A)の設計要件に対応する。

B) 作動圧力

主蒸気安全弁の作動圧力は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(17) 主蒸気及び主給水系統 2.2.1 章１）－B)の設計要件に対応する。

３４） 主蒸気隔離弁

主蒸気隔離弁が 2.2.1.1 章１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 閉止時間

主蒸気隔離弁の閉止時間は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(17) 主蒸気及び主給水系統 2.2.1 章１）－D)の設計要件に対応する。

B) 中央制御室からの手動操作

主蒸気隔離弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、中央制御室からの手動操作による弁の開閉機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。この機能は、(17) 主蒸気及び主給水系統 2.2.1 章１）－D)の設計要件に対応する。

３５） タービン動補助給水ポンプ起動弁

タービン動補助給水ポンプ起動弁が、2.2.1.1 章２）及び３）の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

ただし、上記に加え、１）、４）及び５）においてもタービン動補助給水ポンプ起動弁の使用が想定されるが、この場合、中央制御室からの操作によるものであるため、ここでは現場操作が対象となる２）及び３）の設計要件のみを示した。

A) 手動操作機能

タービン動補助給水ポンプ起動弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、現場操作による開機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

３６）余熱除去ポンプ入口弁

余熱除去ポンプ入口弁が、2.2.1.1 章３）の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 隔離機能

余熱除去ポンプ入口弁は、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、余熱除去系統からの漏えいがある場合に、１次系保有水量の低下を抑制するため、弁の閉止により、余熱除去系統の隔離機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

３７）内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）

Ａ、Ｂ内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）が 2.2.1.1 章４）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

Ａ、Ｂ内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）は、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては格納容器圧力低減系統と兼用であることから、(23) 格納容器圧力低減系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

３８）アキュムレータ出口電動弁

アキュムレータ出口電動弁が 2.2.1.1 章２）及び３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 非凝縮性ガス混入防止のための隔離機能

蓄圧注入系は、１次冷却材圧力がアキュムレータの保持圧力以下に低下すると、自動的にほう酸水が１次冷却系に注入される。蓄圧注入系からの注入量は有限であることから、その機能が求められる状態が解消すれば出口弁を閉止して注水機能を停止することになる。特に、アキュムレータの水が全て注水された後も出口電動弁の開状態を継続すると、窒素ガス（非凝縮性ガス）が１次冷却系内に流入し、１次冷却材ポンプ停止後における１次冷却系自然循環が阻害されることから、注水終了前に出口電動弁を閉止できなければならない。

アキュムレータ出口電動弁は、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、非凝縮性ガス混入防止のための隔離機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

B) 手動開操作機能

アキュムレータ出口電動弁は、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策の有効性評価のう

ち固有設計条件を使用した想定事象においては、運転員による手動開操作機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

３９）ほう酸タンク

ほう酸タンクが 2.2.1.1 章１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

ほう酸タンクは、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては化学体積制御設備と兼用であることから、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

４０）ほう酸注入タンク

ほう酸注入タンクが 2.2.1.1 章１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

ほう酸注入タンクは、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては安全注入系統と兼用であることから、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

４１）アキュムレータ

アキュムレータが 2.2.1.1 章２）、３）及び４）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 保持圧力

アキュムレータの保持圧力は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち、固有設計条件を使用した想定事象においては、その解析使用値を満足することが有効性を持つための確認項目となる。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(13) 安全注入系統 2.2.1 章１－２）－A)の設計要件に対応する。

B) 保有水量

アキュムレータの保有水量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(13) 安全注入系統 2.2.1 章１－２）－B)の設計要件に対応する。

４２）１次系冷却水タンク

１次系冷却水タンクが、2.2.1.1 章６）及び７）の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

１次系冷却水タンクは、表 2.2.1.2-1 に示す一部の想定事象において、重大事故等対策の格納容器循環冷暖房ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却を実施するため、１次系冷却水を加圧することで１次系冷却水の沸騰防止機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

なお、上記以外の重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては原子炉補機冷却系と兼用であることから、(15) 原子炉補機冷却系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

４３）復水タンク

復水タンクが、2.2.1.1 章１）、２）、３）、４）、５）、６）、７）、８）及び１３）の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 水量

復水タンク水量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値、および要求される機能を満足する必要がある。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては補助給水設備と兼用であることから、(18) 補助給水系統 2. 2.1 章１）－D)の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

４４）燃料取替用水タンク

燃料取替用水タンクが 2.2.1.1 章１）、２）、３）、４）、６）、７）、８）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) ほう素濃度

燃料取替用水タンク水のほう素濃度は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値、および要求される機能を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備 2.2.1 章１）－A)の設計要件に対応する。

B) 水量

燃料取替用水タンク水の水量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、使用された解析使用値、および要求される機能を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち設計基準事象と同等の解析条件を使用した想定事象においては、(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備 2.2.1 章２）－A)、３）－A)項の設計要件に対応する。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては燃料貯蔵設備及び取扱設備と兼用であることから、(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが確認項目として必須ではない。

４５）格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプが 2.2.1.1 章２)、３)、４）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 形状

格納容器再循環サンプの形状は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、格納容器最下層部を格納容器再循環サンプ形状として扱っており、再循環運転時の水位の確保、下部キャビティへの注水経路の機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

なお、重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては、安全注入機能と兼用であることから、(13) 安全注入系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが、確認項目として必須ではない。

４６）格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンが 2.2.1.1 章２)、３)、４）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流路の確保

格納容器再循環サンプスクリーンの流路は、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象においては、機能としては、安全注入系統と兼用であることから、(13) 安全注入系統の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが、確認項目として必須ではない。

４７）アニュラス循環フィルタユニット

アニュラス循環フィルタユニットが、2.2.1.1 章１０)、１６）の対処機能の有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射性物質低減機能

重大事故等時に原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした放射性物質を排気筒から大気へ放出する際に有効性評価において使用されているよう素除去効率及び粒子除去効率を確保することが設計要件である。

４８）中央制御室非常用循環フィルタユニット

中央制御室非常用循環フィルタユニットが、2.2.1.1 章１６）の対処機能の有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射性物質低減機能

重大事故等時に中央制御室内に流入した放射性物質を低減するために中央制御室の居住性に係る被ばく評価において使用されているよう素除去効率及び粒子除去効率を確保することが設計要件である。

４９）緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット

緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットが、2.2.1.1 章１８）の対処機能の有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射性物質低減機能

重大事故等時に緊急時対策所に給気する空気中の放射性物質を低減するために緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価において使用されているよう素除去効率及び粒子除去効率を確保することが設計要件である。

５０）送水車

送水車が、2.2.1.1 章２）、３）、４）、６）、７）、１１）、１２）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故等時における使用済燃料ピットへの注水､使用済燃料ピットへのスプレイ、格納容器スプレイ時又は燃料取替用水タンク水移送時の復水タンクへの補給、炉心注水時の復水タンクへの補給又は可搬式代替低圧注水ポンプへの供給、蒸気発生器への注水時の復水タンクへの補給又はタービン動補助給水ポンプへの供給の機能について、同時に実施することが想定されるすべての組み合わせに対して必要な容量を上回ることが設計要件である。

５１）軽油用ドラム缶

軽油用ドラム缶が、2.2.1.1 章２）、３）、４）、６）、７）、１１）、１２）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故等発生時において、7 日間事故収束対応を維持できるように、想定される事故シーケンスのうち、軽油の消費量が最大時（事故シナリオの内、格納容器過圧破損、過温破損以外）を上回ることが設計要件である。

５２）窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）

窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）が、2.2.1.1 章３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故等時に動作が必要な加圧器逃がし弁の開放及び開維持に必要な容量に対して窒素量が上回ることが設計要件である。

５３）窒素ボンベ（１次系冷却水タンク加圧用）

窒素ボンベ（１次系冷却水タンク加圧用）が、2.2.1.1 章６）及び７）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故等時に１次系冷却水の沸騰を防止するために１次系冷却水タンクの気相部を加圧するのに必要な窒素量を上回ることが設計要件である。

５４）窒素ボンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）

窒素ボンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）が、2.2.1.1 章１０）、１６）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故等時にアニュラス循環系ダンパの全開に必要な容量に対して窒素量が上回ることが設計要件である。

５５）可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）

可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）が、2.2.1.1 章３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

常設直流電源系統が喪失した場合において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁の開放に用いる電磁弁に対して、可搬式整流器を用いて直流電源を供給するまでの時間、給電できることが設計要件である。

５６）スプレイヘッダ

スプレイヘッダが、2.2.1.1 章１１）、１２）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 外径

先行 PWR プラント実績に基づき定めた標準流速における流量が、当該配管に要求される設計流量を上回る外径とすることが設計要件である。

５７）放水砲

放水砲が、2.2.1.1 章１１）、１２）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 外径

先行 PWR プラント実績に基づき定めた標準流速における流量が、大容量ポンプが供給する放水海水流量を上回る外径とすることが設計要件である。

５８）静的触媒式水素再結合装置

静的触媒式水素再結合装置が、2.2.1.1 章９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 水素処理性能

静的触媒式水素再結合装置による水素処理性能は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において要求される機能を満足する必要がある。

重大事故等対策の有効性評価のうち固有設計条件を使用した想定事象においては、性能評価式通りの水素処理性能を発揮することが有効性を確保するための設計要件となる。

B) 台数及び配置

静的触媒式水素再結合装置の設置台数及び配置場所は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、解析使用値及び要求される機能を満足する必要がある。

５９）原子炉格納容器水素燃焼装置

原子炉格納容器水素燃焼装置が 2.2.1.1 章９）の設計要件対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 水素処理性能

原子炉格納容器水素燃焼装置の水素処理性能は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、所定の水素濃度以下において着火できることが有効性を確保するための設計要件となる。

B) 台数及び配置

原子炉格納容器水素燃焼装置は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、原子炉格納

容器内の水素放出の想定個所に加え、その隣接区画、水素の通過経路及び上部ドーム区画に所定の個数を配置することが有効性を確保するための設計要件となる。

６０）原子炉トリップスイッチ

原子炉トリップスイッチが、2.2.1.1 章１）の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

原子炉トリップスイッチは、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、中央制御室での手動操作によるトリップ操作機能を有することが有効性を確保するための設計要件となる。

６１）ATWS 緩和設備

ATWS 緩和設備が、2.2.1.1 章１）の有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

ATWS 緩和設備は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、機器動作のための信号を出力することが有効性を確保するための設計要件である。

・蒸気発生器水位（狭域）（ATWS 緩和設備動作信号）

６２）泡混合器

泡混合器が、2.2.1.1 章１２）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 泡消火剤容量

空港での防災業務について定めている国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアル（第 1 部）より規定されている容量を上回ることが設計要件である。

６３）シルトフェンス

シルトフェンスが、2.2.1.1 章１２）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 長さ

汚染水が発電所から海洋へ流出する箇所を囲うことができることが設計要件である。

B) 高さ

満潮時の高さを考慮しても海底まで届くことが設計要件である。

６４）中央制御室遮蔽

中央制御室遮蔽が、2.2.1.1 章１６）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 遮蔽厚

重大事故等時の中央制御室の放射線の遮蔽評価に使用されている設備仕様上の遮蔽厚を確保することが設計要件となる。

B) 密度

重大事故等時の中央制御室の放射線の遮蔽評価に使用されている設備仕様上の密度を確保することが設計要件となる。

６５）緊急時対策所遮蔽

緊急時対策所遮蔽が、2.2.1.1 章１８）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 遮蔽厚

重大事故等時の緊急時対策所の放射線の遮蔽評価に使用されている設備仕様上の遮蔽厚を確保することが設計要件となる。

B) 密度

重大事故等時の緊急時対策所の放射線の遮蔽評価に使用されている設備仕様上の密度を確保することが設計要件となる。

６６）空冷式非常用発電装置

空冷式非常用発電装置が、2.2.1.1 章２）～１１）及び１３）～１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 発電機容量

空冷式非常用発電装置は、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する必要がある。

６７）燃料油貯蔵タンク

燃料油貯蔵タンクが、2.2.1.1 章２）～１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 燃料保有量

燃料油貯蔵タンクは、非常用電源系統と兼用であり、設計要件は、(25) 非常用電源系統 2.2.1 章のうち、１）－C)に記載の通りである。

６８）可搬式オイルポンプ

可搬式オイルポンプが、2.2.1.1 章２）～１１）及び１３）～１９）の対処機能が有効性

を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

可搬式オイルポンプは、時間当たりの燃料消費量が最大となる事象時に空冷式非常用発電装置を 2 台同時に起動した場合の 4 時間当たりの燃料消費量を上回ることが設計要件である。

６９）燃料油移送ポンプ

燃料油移送ポンプが、2.2.1.1 章２）～１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

燃料油移送ポンプは、タンクローリーに必要な燃料を補給できる容量を有する必要がある。

７０）タンクローリー

タンクローリーが、2.2.1.1 章２）～１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

4 時間当たりに 1 回燃料を汲み上げることができるため、時間当たりの燃料消費量が最大となる事象（大ＬＯＣＡ及びＥＣＣＳ注入失敗、格納容器スプレイ失敗が生じた時）における 4 時間当たりの燃料消費量を上回ることが設計要件である。

７１）電源車

電源車が、2.2.1.1 章１４）及び１５）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 可搬型代替電源設備（交流）

供給電力が、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合（全交流電源喪失（24 時間）＋原子炉補機冷却機能喪失）に、重大事故等時の対応に最低限必要とされる蒸気発生器による１次冷却材系統の除熱及びプラント監視機能を維持するための所要負荷を上回ることが設計要件である。

７２）蓄電池（安全防護系用）

蓄電池（安全防護系用）が、2.2.1.1 章１４）及び１５）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 蓄電池容量

蓄電池（安全防護系用）は、負荷切り離しを行わずに 24 時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）にわたって電力を供給できる容量に対して十分であることを確認した蓄電容量を有する必要がある。

７３）計器用電源（無停電電源装置）

計器用電源（無停電電源装置）が、2.2.1.1 章１４）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

設計基準対象施設の電源が喪失（全交流動力電源喪失）し、直流母線から負荷の切離しが行われた後、非常用高圧母線の電圧が確認できた場合、運転コンソールを復旧するために必要な設備に電力を供給できる容量を有する必要がある。

７４）ＳＡ監視計器用電源

ＳＡ監視計器用電源が、2.2.1.1 章１４）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

ＳＡ監視計器用電源は、重大事故等の対応に必要な監視計器に電力を供給できる容量を有する必要がある。

７５）可搬式整流器

可搬式整流器が、2.2.1.1 章３）、１４）及び１５）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

設計基準対象施設の電源が喪失後、蓄電池（安全防護系用）が枯渇する 24 時間後も継続して供給することを想定し、事象発生後 1 時間以降に必要とされる負荷に加え、加圧器逃がし弁用電磁弁、メタクラ及びパワーセンタそれぞれ 1 系統動作可能な直流電力を供給できることが設計要件である。

７６）代替所内電気設備変圧器

代替所内電気設備変圧器が、2.2.1.1 章１４）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

代替所内電気設備変圧器は、２系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する必要がある。

７７）代替所内電気設備分電盤

代替所内電気設備分電盤が、2.2.1.1 章１４）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

代替所内電気設備分電盤は、２系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する必要がある。

７８）設計基準事故と兼用するパラメータ

設計基準事故における監視パラメータと同じであり、計測範囲などの要求を満足することから、演算処理を行う設備を除き兼用する設計とする。重大事故等時に監視するパラメータのうち兼用するものは以下の通りである。

・ １次冷却材高温側広域温度
・ １次冷却材低温側広域温度
・ 冷却材圧力（広域）
・ 加圧器水位
・ 安全注入流量
・ 補助安全注入流量
・ 余熱除去クーラ出口流量
・ 格納容器内温度
・ 格納容器圧力
・ 格納容器圧力（広域）
・ 格納容器再循環サンプ水位（広域）
・ 格納容器再循環サンプ水位（狭域）
・ 出力領域中性子束
・ 中間領域中性子束
・ 中性子源領域中性子束
・ 蒸気発生器水位（狭域）
・ 蒸気発生器水位（広域）
・ 補助給水流量
・ 主蒸気圧力
・ １次系冷却水タンク水位
・ 燃料取替用水タンク水位

・　ほう酸タンク水位
・　復水タンク水位
・　格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）
・　格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）

設計基準事故と兼用するパラメータが、2.2.1.1 章１５）の対処機能に対する有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 表示及び記録

設計基準事故時における設計要件と同様、事象発生時において、中央制御室に計測結果が表示できること、及び計測結果を記録できることが設計要件である。

７９）重大事故等時用として設置するパラメータ

重大事故等時に監視するパラメータとして、重大事故等専用に設置するものを以下に示す。

・　原子炉水位
・　恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算
・　原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算
・　格納容器スプレイ流量積算
・　原子炉格納容器水位
・　原子炉下部キャビティ水位
・　静的触媒式水素再結合装置温度*
・　原子炉格納容器水素燃焼装置温度*
・　１次系冷却水タンク加圧ライン圧力
・　可搬型アニュラス内水素濃度計測装置**
・　可搬型格納容器内水素濃度計測装置*
・　可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）***

設計基準事故と兼用するパラメータが、2.2.1.1 章１５）の対処機能に対する有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

* ９）に対する有効性を持つための設計要件兼ねる

** １０）に対する有効性を持つための設計要件を兼ねる

*** 5)、6）及び7）に対する有効性を持つための設計要件を兼ねる

A) 表示及び記録

設計基準事故と兼用するものと同様、事象発生時において、中央制御室に計測結果

が表示できること、及び計測結果を記録できることが設計要件である。

８０）使用済燃料ピット水位（広域）

使用済燃料ピット水位（広域）が、2.2.1.1 章１１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 表示及び記録

重大事故等発生時において、中央制御室に計測結果が表示できること、及び計測結果を記録できることが設計要件である。

８１）使用済燃料ピット温度（ＡＭ用）

使用済燃料ピット温度（ＡＭ用）が、2.2.1.1 章１１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 表示及び記録

重大事故等発生時において、中央制御室に計測結果が表示できること、及び計測結果を記録できることが設計要件である。

８２）可搬型使用済燃料ピット水位

可搬型使用済燃料ピット水位が、2.2.1.1 章１１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 計測範囲

使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピット内の水位が異常に低下した場合においても、変動する可能性のある範囲にわたり水位を監視できるよう使用済燃料ピット底部近傍から使用済燃料ピット上端近傍の水位を計測可能とすることが設計要件である。

８３）可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ

可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタが、2.2.1.1 章１１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 計測範囲

計測下限値及び上限値は、計測結果に対して、離隔距離や遮蔽物による計測場所までの減衰率を評価することで、使用済燃料ピットの異常な水位の低下が発生した場合に使用済燃料ピットエリアの空間線量率が非常に高くなる状況でも推定できる範囲とすることが設計要件である。

８４）使用済燃料ピットエリア監視カメラ

使用済燃料ピットエリア監視カメラが、2.2.1.1 章１１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 使用済燃料ピットエリア監視カメラ

燃料貯蔵設備に係る重大事故等時において、照明がない場合や蒸気雰囲気においても使用済燃料ピットの状態及び水温の傾向が監視できることが設計要件である。

８５）使用済燃料ピットエリア監視カメラ冷却装置（コンプレッサ、ドライヤ）

使用済燃料ピットエリア監視カメラ冷却装置が、2.2.1.1 章１１）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

原子炉周辺建屋での重大事故等時における高温環境下においても使用済燃料ピットエリア監視カメラの機能維持が可能な温度以下になるような空気の供給量を確保できることが設計要件である。

８６）酸素濃度計（中央制御室）

酸素濃度計（中央制御室）が、2.2.1.1 章１６）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 酸素濃度計（中央制御室）の計測範囲

事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できることが設計要件である。

８７）二酸化炭素濃度計（中央制御室）

二酸化炭素濃度計（中央制御室）が、2.2.1.1 章１６）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 二酸化炭素濃度計（中央制御室）の計測範囲

事故対策のための活動に支障がない二酸化炭素濃度の範囲にあることが正確に把握できることが設計要件である。

８８）可搬式モニタリングポスト

可搬式モニタリングポストが、2.2.1.1 章１７）及び１８）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、通常運転時におけるバックグラウンドレベルを包絡できることが設計要件である。

計測上限値は、「事故時放射線計測指針」を満足できることが設計要件である。

８９）電離箱サーベイメータ

電離箱サーベイメータが、2.2.1.1 章１７）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、作業従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分Ⅰの上限線量当量率）から計測できることが設計要件である。

計測上限値は、「事故時放射線計測指針」を満足できることが設計要件である。

９０）可搬式ダストサンプラ

可搬式ダストサンプラが、2.2.1.1 章１７）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

空気中の放射性物質の濃度を測定するために、試料採取ができることが設計要件である。

９１）汚染サーベイメータ

汚染サーベイメータが、2.2.1.1 章１７）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡できることが設計要件である。

計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できることが設計要件である。

９２）ＮａＩシンチレーションサーベイメータ

ＮａＩシンチレーションサーベイメータが、2.2.1.1 章１７）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡できることが設計要件

である。

計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できることが設計要件である。

９３）ＺｎＳシンチレーションサーベイメータ

ＺｎＳシンチレーションサーベイメータが、2.2.1.1 章１７）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡できることが設計要件である。

計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できることが設計要件である。

９４）β線サーベイメータ

β線サーベイメータが、2.2.1.1 章１７）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡できることが設計要件である。

計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できることが設計要件である。

９５）小型船舶

小型船舶が、2.2.1.1 章１７）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 移動式周辺モニタリング設備

発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量の監視及び測定のために、発電所の周辺海域を移動できることが設計要件である。

９６）可搬型気象観測装置

可搬型気象観測装置が、2.2.1.1 章１７）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 環境測定装置

気象観測設備の代替設備であることから、気象観測設備で測定している発電所構内の状況の把握に有効なパラメータを測定し、中央制御室にて確認できることが設計要件である。

９７）電源車（緊急時対策所用）

電源車（緊急時対策所用）が、2.2.1.1 章１７）、１８）及び１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 可搬型代替電源設備（交流）

供給電力が、重大事故等発生時に緊急時対策所で要求される負荷を上回ることが設計要件である。

９８）空気供給装置

空気供給装置が、2.2.1.1 章１８）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

緊急時対策所を正圧に加圧できる給気流量を、緊急時対策所への空気供給時間の間、供給できる容量を上回ることが設計要件である。

９９）酸素濃度計（緊急時対策所）

酸素濃度計（緊急時対策所）が、2.2.1.1 章１８）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 酸素濃度計（緊急時対策所）の計測範囲

事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できることが設計要件である。

１００）二酸化炭素濃度計（緊急時対策所）

二酸化炭素濃度計（緊急時対策所）が、2.2.1.1 章１８）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 二酸化炭素濃度計（緊急時対策所）の計測範囲

事故対策のための活動に支障がない二酸化炭素濃度の範囲にあることが正確に把握できることが設計要件である。

１０１） 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ

緊急時対策所内可搬型エリアモニタが、2.2.1.1 章１８）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、作業従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量限度（遮蔽区分Ⅰの上限線量当量率）から計測できることが設計要件である。

計測上限値は、重大事故等の緊急時対策所における線量当量率を計測できることが設計要件である。

また、重大事故等時の緊急時対策所における加圧判断に必要な線量当量率の上昇を有意に検知できる範囲を包絡することが設計要件である。

１０２） 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ

緊急時対策所外可搬型エリアモニタが、2.2.1.1 章１８）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射線管理用計測装置の計測範囲

計測下限値は、作業従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分Ⅰの上限線量当量率）から計測できることが設計要件である。

計測上限値は、重大事故等時の緊急時対策所における加圧判断に必要な線量当量率の上昇を有意に検知できることが設計要件である。

１０３） 衛星電話（固定）

衛星電話（固定）が、2.2.1.1 章１８）及び１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備（発電所内）

中央制御室、緊急時対策所、屋外の作業場所及び移動式放射能測定装置（モニタ車）にてモニタリングを行う場所との間で相互に通信連絡を行うことができること、また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できることが設計要件である。

B) 通信設備（発電所外）

通信事業者回線（衛星系回線）により、発電所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うことができること、また、発電所と発電所外で移動式放射能測定装置（モニタ車）にてモニタリングを行う場所との間で通信連絡を行うことができること、また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できることが設計要件である。

１０４） 衛星電話（携帯）

衛星電話（携帯）が、2.2.1.1 章１８）及び１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備（発電所内）

中央制御室、緊急時対策所、屋外の作業場所及び移動式放射能測定装置（モニタ車）にてモニタリングを行う場所との間で相互に通信連絡を行うことができることが設計要件である。

B) 通信設備（発電所外）

通信事業者回線（衛星系回線）により、発電所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うことができること、また、発電所と発電所外で移動式放射能測定装置（モニタ車）にてモニタリングを行う場所との間で通信連絡を行うことができることが設計要件である。

１０５） 衛星電話（可搬）

衛星電話（可搬）が、2.2.1.1 章１８）及び１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備（発電所外）

専用の通信事業者回線（衛星系回線）により、発電所と原子力事業本部及び本店との間で通信連絡を行うことができること、また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できることが設計要件である。

１０６） 携行型通話装置

携行型通話装置が、2.2.1.1 章１８）及び１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備（発電所内）

中央制御室と屋内外の作業場所との間及び緊急時対策所で相互に通信連絡を行うことができること、また、使用場所において端末と接続端子又は通話装置用ケーブルを容易かつ確実に接続できることが設計要件である。

１０７） 安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）

安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）が、2.2.1.1 章１８）及び１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) データ伝送設備（発電所内）

１次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できること、また、常時伝送を行うことができることが設計要件である。なお、緊急時対策所指揮所へ伝送している、１次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等に対処するために必要な主要パラメータを、通常時においてユニット総合管理計算機から収集するが、ユニット総合管理計算機からの収集ができない場合でも、必要なデータを収集し伝送できる機能を保持するため、原子炉保護系計器ラック、ＮＩＳ盤、ＲＭＳ盤等からプラントパラメータを直接収集することができるバックアップラインを設けることが設計要件である。

B) データ伝送設備（発電所外）

通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線（有線系又は衛星系回線）により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）等へ必要なデータを伝送できること、また、常時伝送を行うことができることが設計要件である。なお、緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）等へ伝送しているパラメータは、通常時においてユニット総合管理計算機からプラントパラメータを収集するが、重大事故等が発生し、ユニット総合管理計算機からの収集ができない場合でも、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）は、必要なデータを収集し伝送できる機能を保持するため、原子炉保護系計器ラック、ＮＩＳ盤、ＲＭＳ盤等からプラントパラメータを直接収集することができるバックアップラインを設けることが設計要件である。

１０８） 安全パラメータ伝送システム

安全パラメータ伝送システムが、2.2.1.1 章１８）及び１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) データ伝送設備（発電所外）

通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線（有線系又は衛星系回線）により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）等へ必要なデータを伝送できること、また、安全パラメータ伝送システムは、常時伝送を行うことができることが設計要件である。

１０９） ＳＰＤＳ表示装置

ＳＰＤＳ表示装置が、2.2.1.1 章１８）及び１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) データ伝送設備（発電所内）

１次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等

が発生した場合において、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できることが設計要件である。

１１０） 緊急時衛星通報システム

緊急時衛星通報システムが、2.2.1.1 章１８）及び１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備（発電所外）

発電所から国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行うことができること、また、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できることが設計要件である。

１１１） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（ＴＶ会議システム、ＩＰ電話、ＩＰ－ＦＡＸ）

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備が、2.2.1.1 章１８）及び１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備（発電所外）

通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線（有線系又は衛星系回線）により、発電所と原子力事業本部、本店、国及び地方公共団体へ通信連絡を行うことができることが設計要件である。なお、ＩＰ電話（有線系）及びＩＰ－ＦＡＸ（有線系）は有線系回線を使用できることが、ＩＰ電話（衛星系）及びＩＰ－ＦＡＸ（衛星系）は衛星系回線を使用できることが、また、ＴＶ会議システムについては、有線系又は衛星系回線を使用できることが設計要件である。

１１２） トランシーバー

トランシーバーが、2.2.1.1 章１９）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 通信設備（発電所内）

屋外での作業場所との間で相互に通信連絡を行うことができることが設計要件である。

１１３） 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）が、2.2.1.1 章４）及び１３）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 可搬型代替電源設備（交流）

供給電力が、最大所要負荷（可搬式代替低圧注水ポンプ 1 台運転時）を上回ることが設計要件である。

１１４） 可搬型照明（ＳＡ）

可搬型照明（ＳＡ）が、2.2.1.1 章１６）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 重大事故等発生時の照明

可搬型照明（ＳＡ）は、操作範囲の移動に加え、操作スイッチ、計器指示及び計器名称の視認性を確保するため、操作範囲のうち照度が最も低くなる箇所においても床面 1 ルクス以上の照度を確保することが設計要件である。

１１５） 蓄電池（３系統目）

蓄電池（３系統目）が、2.2.1.1 章１４）及び１５）の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 蓄電池容量

蓄電池（３系統目）は、負荷切り離しを行わずに 24 時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）にわたって電力を供給できる容量に対して十分であることを確認した蓄電容量を有する必要がある。

表 2.2.1-1(1/2)　有効性評価における重要事故シーケンスと重大事故等対処設備の関連

事故シーケンスグループ等		技術的能力審査基準	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7
		設置許可基準規則／技術基準規則	44条／59条	45条／60条	46条／61条	47条／62条	48条／63条	49条／64条	50条／65条
		重要事故シーケンス等	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	２次冷却系からの除熱機能喪失	主給水流量喪失時に補助給水機能が喪失する事故	－	●	●	－	－	－	－
	全交流動力電源喪失	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びＲＣＰシールＬＯＣＡが発生する事故	－	●	●	●	●	●	－
		外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	－	●	●	●	●	－	－
	原子炉補機冷却機能喪失	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びＲＣＰシールＬＯＣＡが発生する事故	－	●	●	●	●	●	－
	原子炉格納容器の除熱機能喪失	中破断ＬＯＣＡ時に格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	－	●	●	●	－	●	－
	原子炉停止機能喪失	主給水流量喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故 負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故	●	－	－	－	－	－	－
	ＥＣＣＳ注水機能喪失	中破断ＬＯＣＡ時に高圧注入機能が喪失する事故	－	●	●	●	－	●	－
	ＥＣＣＳ再循環機能喪失	大破断ＬＯＣＡ時に低圧再循環機能が喪失する事故	－	－	－	●	－	●	－
	格納容器バイパス	インターフェイスシステムＬＯＣＡ	－	●	●	●	－	－	－
		蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故	－	●	●	●	－	－	－
運転中の原子炉における重大事故	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	大破断ＬＯＣＡ時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	－	－	－	●	－	●	●
	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	－	●	●	●	－	●	●
	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接過熱	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	－	●	●	●	－	●	●
	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	大破断ＬＯＣＡ時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ再循環機能が喪失する事故	－	－	－	●	－	●	●
	水素燃焼	大破断ＬＯＣＡ時に低圧注入機能及び高圧注入機能が喪失する事故	－	－	－	●	－	－	●
	溶融炉心・コンクリート相互作用	大破断ＬＯＣＡ時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	－	－	－	●	－	●	●
使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故	想定事故１	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	－	－	－	－	－	－	－
	想定事故２	サイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故	－	－	－	－	－	－	－
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	燃料取出前のミッドループ運転中に余熱除去機能が喪失する事故	－	－	－	●	－	●	－
	全交流動力電源喪失	燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	－	－	－	●	●	●	－
	原子炉冷却材の流出	燃料取出前のミッドループ運転中に原子炉冷却材圧力バウンダリ機能が喪失する事故	－	－	－	●	－	●	－
	反応度の誤投入	原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤作動等により原子炉へ純水が流入する事故	●	－	－	－	－	－	－

表 2.2.1-1(2/2)　有効性評価における重要事故シーケンスと重大事故等対処設備の関連

事故シーケンスグループ等		技術的能力審査基準	1.8	1.9	1.10	1.11	1.12	1.13	1.14	1.15	1.16
		設置許可基準規則／技術基準規則	51条／66条	52条／67条	53条／68条	54条／69条	55条／70条	56条／71条	57条／72条	58条／73条	59条／74条
		重要事故シーケンス等	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等	電源の確保に関する手順等	事故時の計装に関する手順等	原子炉制御室の居住性等に関する手順等
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	２次冷却系からの除熱機能喪失	主給水流量喪失時に補助給水機能が喪失する事故	－	－	－	－	－	●	－	●	－
	全交流動力電源喪失	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びＲＣＰシールＬＯＣＡが発生する事故	－	－	●	●	－	●	●	●	●
		外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	－	－	●	●	－	●	●	●	●
	原子炉補機冷却機能喪失	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びＲＣＰシールＬＯＣＡが発生する事故	－	－	●	●	－	●	●	●	●
	原子炉格納容器の除熱機能喪失	中破断ＬＯＣＡ時に格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	－	－	－	－	－	●	－	●	－
	原子炉停止機能喪失	主給水流量喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故	－	－	－	－	－	－	－	●	－
	ＥＣＣＳ注水機能喪失	中破断ＬＯＣＡ時に高圧注入機能が喪失する事故	－	－	－	－	－	●	－	●	－
	ＥＣＣＳ再循環機能喪失	大破断ＬＯＣＡ時に低圧再循環機能が喪失する事故	－	－	－	－	－	●	－	●	－
	格納容器バイパス	インターフェイスシステムＬＯＣＡ	－	－	－	－	－	●	－	●	－
		蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故	－	－	－	－	－	●	－	●	－
運転中の原子炉における重大事故	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	大破断ＬＯＣＡ時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	●	●	●	●	－	●	●	●	●
	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	●	●	●	●	－	●	●	●	●
	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接過熱	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	●	●	●	●	－	●	●	●	●
	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	大破断ＬＯＣＡ時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ再循環機能が喪失する事故	●	●	●	●	－	●	●	●	●
	水素燃焼	大破断ＬＯＣＡ時に低圧注入機能及び高圧注入機能が喪失する事故	●	●	●	－	－	●	－	●	－
	溶融炉心・コンクリート相互作用	大破断ＬＯＣＡ時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	●	●	●	●	－	●	●	●	●
使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故	想定事故１	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	－	－	－	●	－	●	－	●	－
	想定事故２	サイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故	－	－	－	●	－	●	－	●	－
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	燃料取出前のミッドループ運転中に余熱除去機能が喪失する事故	－	－	－	－	－	●	－	●	－
	全交流動力電源喪失	燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	－	－	●	●	－	●	●	●	●
	原子炉冷却材の流出	燃料取出前のミッドループ運転中に原子炉冷却材圧力バウンダリ機能が喪失する事故	－	－	－	－	－	●	－	●	－
	反応度の誤投入	原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤作動等により原子炉へ純水が流入する事故	－	－	－	－	－	－	－	●	－

表2.2.1.2-1　重大事故等対処設備と想定事象の関係

添付書類十　章番号 事象名 設備名称	7.1.1 2次冷却系からの除熱機能喪失	7.1.2 全交流動力電源喪失	7.1.3 子炉補機冷却機能喪失	7.1.4 子炉格納容器の除熱機能喪失	7.1.5 子炉停止機能喪失	7.1.6 ＥＣＣＳ注水機能喪失	7.1.7 ＥＣＣＳ再循環機能喪失	7.1.8 格納容器バイパス（インターフェイスシステムＬＯＣＡ）	7.1.8 格納容器バイパス（ＳＧＴＲ＋破損ＳＧ隔離失敗）	7.2.1.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	7.2.1.2 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	7.2.2 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	7.2.3 原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	7.2.4 水素燃焼	7.2.5 溶融炉心・コンクリート相互作用	7.3.1 ＳＦＰ想定事故1	7.3.2 ＳＦＰ想定事故2	7.4.1 崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	7.4.2 全交流動力電源喪失	7.4.3 子炉冷却材の流出	7.4.4 反応度の誤投入
電動補助給水ポンプ	○	○	○	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎					●◎							
タービン動補助給水ポンプ	○	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	○	○	○	●◎	●◎	●◎						
タービン動補助給水ポンプ起動弁	○									○	○										
復水タンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
１次系冷却水ポンプ	○			○	○	○	○	○	●					○				○		○	○
１次系冷却水クーラ	○			○	○	○	○	○	●					○				○		○	○
１次系冷却水タンク	○			○	○	○	○	○	○					○				○		○	○
恒設代替低圧注水ポンプ		●	●			○				●	●	●	●	○	●			●	●		
原子炉下部キャビティ注水ポンプ										●	●	●	●	○	●						
内部スプレポンプ	○				○	○	◎	○	○					◎							
Ａ，Ｂ内部スプレポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）						○	●		○									○		○	
Ｃ，Ｄ内部スプレポンプ							◎											○		○	
内部スプレクーラ							○							◎							
Ａ内部スプレクーラ						○	◎		○									○		○	
Ｂ内部スプレクーラ							◎											○		○	
格納容器再循環サンプ	○	○	○	●		○	●		○	●	●	●	●	●	●			○	○	○	
格納容器再循環サンプスクリーン	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
Ａ，Ｂ内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）						○	○		○									○		○	
Ａ格納容器循環冷暖房ユニット		●	●	●						●	●	●	●	○	●			○	○	○	
静的触媒式水素再結合装置										○	○	○	○	●	○						
原子炉格納容器水素燃焼装置										○	○	○	○	○	○						
充てん／高圧注入ポンプ	●			◎	○	○	◎	●◎	●◎									○		●	○
Ｃ充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）		○	○							○	○	○	○	○	○				○		
Ｂ充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）		◎	◎																		
ほう酸タンク					○																○
ほう酸注入タンク	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
ほう酸ポンプ					○																○
緊急ほう酸注入弁					○																○
窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）										○	○	○	○	○	○						
窒素ボンベ（１次系冷却水タンク加圧用）				○										○				○		○	
主蒸気逃がし弁	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎					●◎							
主蒸気安全弁	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	●◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
主蒸気隔離弁					◎				◎												
蒸気発生器	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎												
加圧器逃がし弁	●◎				●◎			◎	◎	○	◎	◎	○	○	○						
加圧器安全弁	◎				◎						◎	◎									
アキュムレータ	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎			●◎	●◎		
アキュムレータ出口電動弁	●	●	●		●	●		●	●									●	●		
余熱除去ポンプ	○			◎	○	●◎	◎		●									○		○	
Ｂ余熱除去ポンプ（海水冷却）		○	○																○		

表2.2.1.2-1　重大事故等対処設備と想定事象の関係

添付書類十　章番号 / 事象名 / 設備名称	7.1.1 2次冷却系からの除熱機能喪失	7.1.2 全交流動力電源喪失	7.1.3 子炉補機冷却機能喪失	7.1.4 子炉格納容器の除熱機能喪失	7.1.5 子炉停止機能喪失	7.1.6 ECCS注水機能喪失	7.1.7 ECCS再循環機能喪失	7.1.8 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	7.1.8 格納容器バイパス（SGTR+破損SG隔離失敗）	7.2.1.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	7.2.1.2 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	7.2.2 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	7.2.3 原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	7.2.4 水素燃焼	7.2.5 溶融炉心・コンクリート相互作用	7.3.1 SFP想定事故1	7.3.2 SFP想定事故2	7.4.1 崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	7.4.2 全交流動力電源喪失	7.4.3 子炉冷却材の流出	7.4.4 反応度の誤投入
余熱除去ポンプ入口弁								●													
余熱除去クーラ	○			○	○	○			●										○		○	
B余熱除去クーラ		○	○																	○		
海水ポンプ	○			○	○	○	○	○	○					○					○		○	○
燃料取替用水タンク	○	◎	◎	◎		○	◎	○	○	○	○	○	○	◎	○				○	○	○	◎
原子炉トリップスイッチ					○																	
ATWS緩和設備					●																	
大容量ポンプ		○	○							○	○	○	○	○	○					○		
可搬型格納容器ガス試料圧縮装置										○	○	○	○	○	○							
送水車		○	○							○	○	○	○	○	○							
可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ										○	○	○	○	○	○							
可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）										○	○	○	○	○	○							

凡例

●：重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故に対する対策の有効性評価において、固有の解析条件があるもの。
ここで解析条件のうち一部は、標準値を使用している。

◎：重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故に対する対策の有効性評価において解析条件があるものの、設計基準事象における解析条件と同等であるもの。
ここで解析条件のうち一部は、標準値を使用している。

○：重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故に対する対策の有効性評価において、固有の解析条件はないがその動作に期待しているもの。
なお、標準値とは、設置変更許可申請書 添付書類十 6.5.1 共通解析条件にて説明しているとおり、各重要事故シーケンス等においてその影響が大きく変わらないことから共通の条件として設定しているものである。

2.2.2. 信頼性に関する設計要件

2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

重大事故等対処設備は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ピット内の燃料体等及び運転停止中における原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために必要な措置を講じた設計とする必要があり、種別として常設のものと可搬型のものがある。これらの設備は設置許可基準規則の第四十三条に従い、以下の通り多様性、悪影響防止等を考慮した設計としなければならない。

[常設重大事故等対処設備の多様性]

常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。また、常設重大事故緩和設備についても、可能な限り多様性及び位置的分散を図る設計とする。なお、サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。

[可搬型重大事故等対処設備の多様性]

可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。なお、サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、重大事故防止設備のうち可搬型のものは設計基準事故対処設備又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。

なお、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備と、常設設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置する。また、複数の機能で一つの接続口を同時に使用しない設計とする。

[悪影響の防止]

他号炉を含む他の設備（設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。）への系統的な影響（電気的な影響を含む。）に対しては、重大事故等対処設備は、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をする

こと、通常時の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、又は他の設備から独立して単独で使用可能なこと、並びに通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とするが、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、兼用できる設計とする。

[共用化の禁止]

常設重大事故等対処設備の各機器については、2 以上の原子炉施設において共用しない設計とする。

なお、原子炉施設間で共用する常設重大事故等対処設備はなく共用を考慮する必要はない。

2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、(1) 耐震～(8) 火山防護に明記される。

1） 地震による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第三十九条に従い、地震により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601 に基づく耐震設計としている。重大事故等対処施設に関する耐震設計の対象設備については、表 3.1-1 に示す通りであり、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各設備の計算書）としている。

２）　津波による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十条に従い、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

設計要求を踏まえ、重大事故等対処施設は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

i)　重大事故等対処施設の津波防護に関する防護対象施設は、設置許可基準規則第二条が定める重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備が該当する。

３）　外部からの衝撃による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十三条に従い、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象に対して、必要な機能が損なわれないよう、設計する必要がある。

② 設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

A) 竜巻防護

重大事故等対処設備については、屋内の重大事故等対処設備についてはそれらを内包している建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように、悪影響防止及び環境条件を考慮した設計とする。具体的には、竜巻の風圧力による荷重に対し、位置的分散を図るとともに、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備や他の重大事故等対処設備に衝突する可能性がある設備に対し飛散させないよう固縛の措置をとることにより、同じ機能を持つ設計基準事故対処設備や他の重大事故等対処設備が同時に損傷しないような設計とする。

B) 火山防護

重大事故等対処設備については想定される火山事象により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。

屋内に設置している重大事故等対処設備は、建屋にて防護されることから、重大

事故等対処設備の代わりに重大事故等対処設備を内包する建屋を降下火砕物の影響を考慮する施設として選定する。

屋外に設置している重大事故等対処設備については、火山事象が重大事故等の起因とならないこと、並びに重大事故等時に火山事象が発生していることは考えにくいため、設備を使用していない保管時を考慮することとする。このため、閉塞、磨耗、大気汚染及び絶縁低下については、降下火砕物の影響を受けず、影響を受ける可能性がある荷重、腐食については、降下火砕物を除去することを保安規定に定めることにより、降下火砕物による影響を受けない設計とする。

C) 外部火災防護

重大事故等対処設備については、屋内の重大事故等対処設備についてはそれらを内包している建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なうおそれがないよう、位置的分散を図り複数個所に分散して保管する。

4） 火災による損傷の防止（内部火災防護）

① 設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十一条に従い、火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

重大事故等対処施設は、当該系統が設置される区域及び区画を火災防護審査基準が定める火災区域及び火災区画として定めた上で、設定した火災区域及び火災区画に対し、火災防護審査基準が定める火災防護対策を講じた設計としている。

5） 溢水による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十三条に従い、発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合においても、常設設備については設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれない設計とし、可搬型設備については設計基準事故対処設備の安全機能及び使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれない設計とする必要がある。

② 設計方針

重大事故等対処施設は、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、常設設備については設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とし、可搬型設備については設計基準事故対処設備の安全機能及び使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれが

ある事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とするとともに、常設設備及び可搬型設備ともに没水による溢水影響に対しては溢水水位を考慮した高所に設置する。また当該系統が、溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水や、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水の溢水源とならないよう、耐震性が確保され、配管応力が許容値を満足していることを確認している。

6） 耐環境性

① 設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処設備は、設置許可基準規則第四十三条に従い、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できる設計とする必要がある。

② 設計方針

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計としている。重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重のみならず、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

荷重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度、機械的荷重のみならず、自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪、火山、津波、高潮及び地滑りの影響）による荷重を考慮している。

7） 飛散物による損傷の防止

① 設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十三条に従い、工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする必要がある。

② 設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。

一方で、高温高圧の流体を内包する１次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により重大事故等対処施設の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、１次冷却管には、LBB を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。

８）　材料及び構造

重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。

ただし、重大事故等クラス２機器及び重大事故等クラス２支持構造物の材料及び構造であって、上記によらない場合は、当該機器及び支持構造物が、その設計上要求される強度を確保できるよう JSME 設計・建設規格を参考に使用環境及び使用条件に対して、十分な強度を有することを確認する。また、重大事故等クラス３機器であって、完成品は、上記によらず、消防法に基づく技術上の規格等一般産業品の規格及び基準に適合していることを確認し、使用環境及び使用条件に対して、要求される強度を確保できる設計とする。

９）　使用中の亀裂等による破壊の防止

重大事故等クラス２機器及び重大事故等クラス２支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中の重大事故等クラス２機器及び重大事故等クラス２支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

１０）安全弁等

蒸気タービン、発電機、変圧器及び遮断器を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に設置する安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁は、日本機械学会「設計・建設規格」（JSME S NC1）及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2001）及び（JSME S NC1-2005）【事例規格】過圧防護に関する規定（NC-CC-001）」に適合するよう設計する。なお、安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁については、施設時に適用した告示（通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 55 年通商産業省告示第 501 号）」）及び通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 45 年通商産業省告示第 501 号）」並びに通商産業省「発電用原子力設備に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 40 年通商産業省告示第 272 号）」）の規定に適合する設計とする。

１１）耐圧試験等

重大事故等クラス２機器及び重大事故等クラス３機器に属する機器は、施設時に、当該機器の使用時における圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建

設規格」等に従って実施する。ただし、使用時における圧力で耐圧試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。

重大事故等クラス３機器であって、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。

１２） 準用

① 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

重大事故等対処施設は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

② 発電用火力設備に関する技術基準の準用

重大事故等対処施設は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に基づき、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」を準用する設計とする。

3.設備の仕様及び安全機能

3.1.系統構成設備

重大事故等対処設備を構成する設備の仕様及び安全機能について表 3.1-1 に示す。

以上

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、C充てん／高圧注入ポンプ	容量：34.1 m^3/h 揚程：1770 m 容量：147 m^3/h 揚程：732 m	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量 B）自己冷却機能（Cポンプのみ） C）海水冷却機能（Bポンプのみ）	容量： 約 34m^3/h（1台当たり） （最大充てん時） 揚程： 約 1,770m（最大充てん時） 容量： 約 147m^3/h（1台当たり） （安全注入時及び再循環運転時） 揚程： 約 732m（安全注入時及び再循環運転時）	参考資料－２に示す。	－
A、B、Cほう酸ポンプ	容量：17 m^3/h 揚程：72 m	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	(14) 化学体積制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A余熱除去ポンプ	原子炉冷却材喪失時 容量：852 m^3/h 揚程：73.3 m 原子炉停止後の冷却時 容量：681 m^3/h 揚程：82.4 m	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 【2.2.1.2】 3）余熱除去ポンプ A）流量 B）動作遅れ時間	容量： 約 852m^3/h（1台当たり） （再循環運転時） 約 681m^3/h（1台当たり） （余熱除去運転時） 揚程： 約 73m（再循環運転時） 約 82m（余熱除去運転時）	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
B余熱除去ポンプ	原子炉冷却材喪失時 容量：852 m^3/h 揚程：73.3 m 原子炉停止後の冷却時 容量：681 m^3/h 揚程：82.4 m	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 3）余熱除去ポンプ A）流量 B）動作遅れ時間 C）海水冷却機能	容量： 約 852m^3/h（1台当たり） （再循環運転時） 約 681m^3/h（1台当たり） （余熱除去運転時） 揚程： 約 73m（再循環運転時） 約 82m（余熱除去運転時）	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
タービン動補助給水ポンプ	容量：171 m^3/h 揚程：950 m	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 4）タービン動補助給水ポンプ A）流量 B）供給開始時間 C）手動操作機能	容量： 約 170 m^3/h 揚程： 約 950 m	参考資料－2に示す。	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B電動補助給水ポンプ	容量：85 m^3/h 揚程：950 m	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1） 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2） 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3） 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4） 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5） 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 【2.2.1.2】 5）電動補助給水ポンプ A）流量 B）供給開始時間 C）手動操作機能	容量: 約 85m^3/h（1台当たり） 揚程： 約 950 m	参考資料－2に示す。	－
A、B内部スプレポンプ	容量：423 m^3/h 揚程：124 m	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ A）流量 B）動作遅れ時間 C）A、B内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能	容量： 約 423m^3/h（1台当たり） 揚程： 約 124 m	参考資料－2に示す。	－
C、D内部スプレポンプ	容量：423 m^3/h 揚程：124 m	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ A）流量 B）動作遅れ時間	(23) 格納容器圧力低減系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、C、D１次系冷却水ポンプ	容量：1150 m^3/h 揚程：60 m	MS-1	DB3 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	(15) 原子炉補機冷却系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B、C、D海水ポンプ	容量：3200 m^3/h 揚程：30 m	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	(16) 原子炉補機冷却海水系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	容量：120 m^3/h 揚程：165 m	－	－ ／ SA2	－	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １０）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A)流量	容量： 約 120m^3/h 揚程： 約 165m	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
恒設代替低圧注水ポンプ	容量：120 m^3/h 揚程：165 m	－	－ ／ SA2	－	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １３）恒設代替低圧注水ポンプ A)流量	容量： 約 120m^3/h 揚程： 約 165m	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
可搬式代替低圧注水ポンプ	個数：2（予備1） 容量：150m^3/h 揚程：150m	－	－/SA3	－	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １１）可搬式代替低圧注水ポンプ A）流量	容量： 約 150m^3/h（1台当たり） 揚程： 約 150m	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
大容量ポンプ	個数：2（予備1） 容量： 1,440m^3/h 吐出圧力： 1.2MPa	－	－/SA3	－	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 9）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １２）大容量ポンプ A）容量	容量： 約 1,440m^3/h（1台当たり） 吐出圧力： 約 1.2MPa[gage]	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
大容量ポンプ(放水砲用)	個数：1（予備1原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備である大容量ポンプ1台を予備として兼用する。） 容量： 1,440m^3/h 吐出圧力： 1.2MPa	－	－/SA3	－	【2.2.1.1】 １１）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 １２）工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	容量： 約 1,440m^3/h 吐出圧力： 約 1.2MPa［gage］	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	個数：1（予備1） 容量：1.0m^3/h 揚程：10m	－	－/SA3	－	【2.2.1.1】 ９）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 【2.2.1.2】 １４）可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ A）容量	容量： 約 1m^3/h	参考資料－2に示す。	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
可搬式オイルポンプ	個数：1（予備1） 容量：1.2m^3/h 揚程：102m	－	－/SA3	－	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 9）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 10）水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 11）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 14）電源設備 15）計装設備 16）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 17）監視測定設備 18）緊急時対策所 19）通信連絡を行うために必要な設備	容量： 約 1.2m^3/h 以上 吐出圧力： 約 1.0MPa［gage］	参考資料－2に示す。	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B燃料油移送ポンプ	個数：2（機関1台につき1） 容量：3m^3/h	－	火力技術基準／ 火力技術基準	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 9）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 10）水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 11）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 12）工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 14）電源設備 15）計装設備 16）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 17）監視測定設備 18）緊急時対策所 19）通信連絡を行うために必要な設備 【2.2.1.2】 74）燃料油移送ポンプ	容量： 約 3.0m^3/h 以上（1台当たり） 吐出圧力： 約 0.5MPa〔gage〕	参考資料－2に示す。	－
A、B可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	容量： 約 4m^3/h 吐出圧力： 約 0.6MPa[gage]	－	－	－	【2.2.1.1】 9）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 【2.2.1.2】 16）可搬型格納容器ガス試料圧縮装置 A）空気供給	容量： 約 4m^3/h 吐出圧力： 約 0.6MPa[gage]	－	－
Bアニュラス循環ファン	容量：170 m3/min	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 10） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 16） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(24-1) 換気空調系統（アニュラス空気再循環系統）参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B中央制御室非常用循環ファン	容量：340 m3/min	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(24-2) 換気空調系統（中央制御室換気系統）参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B制御建屋送気ファン	容量：2075 m^3/min	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(24-2) 換気空調系統（中央制御室換気系統）参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B制御建屋循環ファン	容量：1595 m^3/min	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(24-2) 換気空調系統（中央制御室換気系統）参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B、C蒸気発生器	A蒸気発生器加熱面積：5,050 m^2 B蒸気発生器加熱面積：5,055 m^2 C蒸気発生器加熱面積：5,055 m^2	PS-1 MS-1	DB1 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ５）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 【2.2.1.2】 ２２） 蒸気発生器 A) 伝熱性能	(11) １次冷却系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B余熱除去クーラ	容量(設計熱交換量)：7.79×10^3 kW 伝熱面積：249 m^2	MS-1□ PS-2	DB2(管側) DB3(胴側) ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	(12) 余熱除去系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A内部スプレクーラ	容量(設計熱交換量)：1.70×10^4kW 伝熱面積：450m^2	MS-1	DB2(管側) DB3(胴側) ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 ２４）内部スプレクーラ A）冷却性能 B）A内部スプレクーラによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能	(23) 格納容器圧力低減系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
B内部スプレクーラ	容量(設計熱交換量)：1.70×10^4kW 伝熱面積：450m^2	MS-1	DB2(管側) DB3(胴側) ／ SA2	S	【2.2.1.2】 ２４）内部スプレクーラ A）冷却性能	(23) 格納容器圧力低減系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B、C１次系冷却水クーラ	容量（設計熱交換量）：1.0×10^3kW 伝熱面積：687m^2	MS-1	DB3 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	(15) 原子炉補機冷却系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器	伝熱容量：約3.0kW	－	－/SA2	－	【2.2.1.1】 9）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	伝熱容量：約3.0kW	－	－
A格納容器循環冷暖房ユニット	容量：14.2MW（格納容器最高使用圧力の2倍（0.522MPa、153℃）時、冷却水温度35℃、冷却水流量155.4m^3/hにおいて） 伝熱面積：5,961.6m^2	MS-3 PS-3	－／－	C※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 5） 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6） 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7） 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	伝熱容量：約14.2MW	参考資料－2に示す。	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B制御建屋冷暖房ユニット	容量：2075 m^3/min	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(24-2) 換気空調系統（中央制御室換気系統）参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
A、B加圧器逃がし弁	空気作動弁	PS-1 PS-2 MS-2 (注) 便宜上、安全重要度分類上クラス3に位置づけられる機能に分類しているが、SA事象に対する安全解析上重要な機能として記載。	DB1 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 ２９） 加圧器逃がし弁 A) 容量 B) 自動作動 C) 中央制御室からの手動操作	－	－	－
加圧器逃がし弁（ＰＣＶ－４４５）入口止弁 加圧器逃がし弁（ＰＣＶ－４４４Ａ）入口止弁	電動弁	PS-1 MS-2	DB1 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	－	－	－
A、B、C加圧器安全弁	安全弁	PS-1 MS-1 PS-2	－ ／ －	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 【2.2.1.2】 ３０） 加圧器安全弁 A) 最小容量 B) 作動圧力	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
充てん／高圧注入ポンプ入口 ヘッダ非常用補給水弁（A側）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1） 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2） 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3） 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4） 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 13） 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
充てん／高圧注入ポンプ入口 ヘッダ非常用補給水弁（B側）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1） 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2） 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3） 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4） 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 13） 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
充てん流量制御弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1） 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4） 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
緊急ほう酸注入弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
充てん水第１隔離弁	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １） 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ４） 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３） 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
充てん水第２隔離弁	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １） 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ４） 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３） 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
Ａ・Ｂ充てん／高圧注入ポンプ入口ヘッダ連絡弁（Ａ）	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A・B充てん／高圧注入ポンプ入口ヘッダ連絡弁（B）	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
B・C充てん／高圧注入ポンプ入口ヘッダ連絡弁（A）	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
B・C充てん／高圧注入ポンプ入口ヘッダ連絡弁（B）	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、C充てん／高圧注入ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ －	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量 B) 自己冷却機能（C逆止弁のみ）	－	－	－
A・B充てん／高圧注入ポンプ出口ヘッダ連絡弁（A）	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
A・B充てん／高圧注入ポンプ出口ヘッダ連絡弁（B）	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
B・C充てん／高圧注入ポンプ出口ヘッダ連絡弁（A）	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1） 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2） 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3） 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4） 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 13） 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
B・C充てん／高圧注入ポンプ出口ヘッダ連絡弁（B）	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
B冷却材ループ充てん水止弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
Bループ充てんライン第１逆止弁	逆止弁	PS-1 MS-1 PS-2	DB1 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １）充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
Bループ充てんライン第２逆止弁	逆止弁	PS-1 MS-1 PS-2	DB1 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １）充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
充てんライン隔離弁後逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １）充てん／高圧注入ポンプ A) 流量	－	－	－
A、B、Cほう酸ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
ほう酸注入タンク出口弁 （A）、（B）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量	－	－	－
ほう酸注入タンク入口弁 （A）、（B）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量	－	－	－
A、B、Cアキュムレータ出口電動弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 【2.2.1.2】 ４１）アキュムレータ A) 保持圧力 B) 保有水量 ３８）アキュムレータ出口電動弁 A） 非凝縮性ガス混入防止のための隔離機能 B） 手動開操作機能	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B余熱除去ポンプ入口弁 （燃料取替用水タンク側）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 【2.2.1.2】 3） 余熱除去ポンプ A） 流量	－	－	－
A余熱除去ポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ連絡第１弁）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量	－	－	－
B余熱除去ポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ連絡第１弁）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量 3） 余熱除去ポンプ A） 流量	－	－	－
A余熱除去ポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ連絡第２弁）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
B余熱除去ポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ連絡第２弁）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １）充てん／高圧注入ポンプ A）流量 ３） 余熱除去ポンプ A） 流量	－	－	－
A余熱除去系高温側注入連絡弁	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 ３）余熱除去ポンプ A）流量 ６）内部スプレポンプ（A、Bポンプのみ） A）流量 C）A、B内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能 ９）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量 １１）可搬式代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
B余熱除去系高温側注入連絡弁	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2） 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4） 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３） 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 3）余熱除去ポンプ A）流量 6）内部スプレポンプ（A、Bポンプのみ） A）流量 C） A、B内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能 9）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量 １１）可搬式代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－
充てん／高圧注入ポンプ入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、Cループ低温側高圧注入弁	流量調整弁 （手動弁）	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量	－	－	－
余熱除去クーラ出口連絡逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1	DB1 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
原子炉容器連絡逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1	DB1 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量 3）余熱除去ポンプ A）流量 6）内部スプレポンプ（A、Bポンプのみ） A）流量 C）A、B内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能 9）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量 １１）可搬式代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－
原子炉容器連絡逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1	DB1 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 【2.2.1.2】 ４１）アキュムレータ A) 保持圧力 B) 保有水量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、Cアキュームレータ出口逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1	DB1 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 【2.2.1.2】 4 1）アキュムレータ A) 保持圧力 B) 保有水量	－	－	－
余熱除去ポンプ入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 【2.2.1.2】 3） 余熱除去ポンプ A） 流量	－	－	－
余熱除去クーラ出口逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1 3）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 3）余熱除去ポンプ A）流量 6）内部スプレポンプ（A、Bポンプのみ） A）流量 C） A、B内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能 9）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量 1 1）可搬式代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
余熱除去クーラ出口逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1 PS-2	DB1 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 ３）余熱除去ポンプ A）流量 ６）内部スプレポンプ（A、Bポンプのみ） A）流量 C）A、B内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能 ９）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量 １１）可搬式代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－
A余熱除去クーラ流量制御弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 ３）余熱除去ポンプ A）流量 ６）内部スプレポンプ（A、Bポンプのみ） A）流量 C）A、B内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能 ９）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量 １１）可搬式代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
B余熱除去クーラ流量制御弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 3）余熱除去ポンプ A）流量	－	－	－
A、B余熱除去クーラバイパス流量制御弁	空気作動弁	PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	－	－	－
内部スプレ・余熱除去系統連絡ライン電動弁第1弁	電動弁	－	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ（A、Bポンプのみ） A）流量 C）A、B内部スプレポンプによるRHRS－CSS連絡ラインを用いた代替炉心注水機能 9）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量 11）可搬式代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
内部スプレ・余熱除去系統連絡ライン電動弁第２弁	電動弁	－	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 ６）内部スプレポンプ（Ａ、Ｂポンプのみ） Ａ）流量 Ｃ）Ａ、Ｂ内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能 ９）恒設代替低圧注水ポンプ Ａ）流量 １１）可搬式代替低圧注水ポンプ Ａ）流量	－	－	－
Ａ、Ｂ余熱除去ポンプ入口弁（Ａ、Ｂ冷却材ループ連絡第２弁）	電動弁	MS-1 PS-1 PS-2	DB1 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	－	－	－
Ａ、Ｂ余熱除去ポンプ入口弁（Ａ、Ｂ冷却材ループ連絡第１弁）	電動弁	MS-1 PS-1 PS-2	DB1 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	－	－	－
Ａ、Ｂ余熱除去ポンプ入口弁	電動弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【2.2.1.2】 ３６）余熱除去ポンプ入口弁 Ａ）隔離機能	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A余熱除去系再循環弁（充てん／高圧注入ポンプ連絡）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量	－	－	－
B余熱除去系再循環弁（充てん／高圧注入ポンプ連絡）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量	－	－	－
A余熱除去ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量 3）余熱除去ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
B余熱除去ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量 3）余熱除去ポンプ A）流量	－	－	－
A、B、C主蒸気逃がし弁	空気作動弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 【2.2.1.2】 ３２）主蒸気逃がし弁 A)容量 B）自動作動 C)中央制御室からの手動操作機能 D）現場での手動操作機能	－	－	－
A、B、C主蒸気逃がし弁元弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 【2.2.1.2】 ３２）主蒸気逃がし弁 A)容量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
主蒸気安全弁（１～７Ａ、Ｂ、Ｃ）	安全弁	MS-1	－ ／ －	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 【2.2.1.2】 ３３）主蒸気安全弁 Ａ）容量 Ｂ）作動圧力	－	－	－
Ａ、Ｂ、Ｃ主蒸気隔離弁（主蒸気止弁）	空気作動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ５）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 【2.2.1.2】 ３４）主蒸気隔離弁 Ａ）閉止時間 Ｂ）中央制御室からの手動操作	－	－	－
タービン動補助給水ポンプ蒸気圧力制御弁	空気作動弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ５）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 【2.2.1.2】 ４）タービン動補助給水ポンプ Ａ）流量 Ｂ)供給開始時間	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、C主蒸気ヘッダタービン動補助給水ポンプ主蒸気取出弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 4）タービン動補助給水ポンプ C）手動操作機能	－	－	－
A、C主蒸気ヘッダタービン動補助給水ポンプ主蒸気取出弁後逆止弁	逆止弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 4）タービン動補助給水ポンプ	－	－	－
タービン動補助給水ポンプA、B起動弁	電動弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 4）タービン動補助給水ポンプ A）流量 B）供給開始時間	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
タービン動補助給水ポンプC、D起動弁	空気作動弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ３５）タービン動補助給水ポンプ起動弁 A）手動操作機能	－	－	－
A、B、C補助給水流量制御弁	空気作動弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 4）タービン動補助給水ポンプ A）流量 D）流量調整機能	－	－	－
A、B電動補助給水ポンプ出口ライン逆止弁	逆止弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 【2.2.1.2】 5）電動補助給水ポンプ A)流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
補助給水ライン逆止弁	逆止弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1） 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2） 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3） 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4） 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5） 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 【2.2.1.2】 5）電動補助給水ポンプ A)流量	－	－	－
補助給水ライン逆止弁	逆止弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 4）タービン動補助給水ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、C補助給水ライン逆止弁	逆止弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 4）タービン動補助給水ポンプ A）流量 5）電動補助給水ポンプ A）流量	－	－	－
A、B、C給水ライン補助給水入口弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 4）タービン動補助給水ポンプ A）流量 5）電動補助給水ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、C補助給水ライン電動弁	電動弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 【2.2.1.2】 5）電動補助給水ポンプ A)流量 D）流量調整機能	－	－	－
復水タンク出口ライン逆止弁	逆止弁	－	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん/高圧注入ポンプ A) 流量 9）恒設代替低圧注入ポンプ A）流量 １０）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
復水タンク出口弁（電動補助給水ポンプ側）	電動弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん/高圧注入ポンプ A) 流量 5）電動補助給水ポンプ A）流量 9）恒設代替低圧注入ポンプ A）流量 １０）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A）流量	－	－	－
復水タンク出口弁（タービン動補助給水ポンプ側）	電動弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 【2.2.1.2】 4）タービン動補助給水ポンプ A)流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B電動補助給水ポンプ入口逆止弁	逆止弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 【2.2.1.2】 5）電動補助給水ポンプ A）流量	－	－	－
タービン動補助給水ポンプ入口逆止弁	逆止弁	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 4）タービン動補助給水ポンプ A)流量	－	－	－
原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口電動弁（格納容器スプレイ側）	電動弁	－	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 10）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口逆止弁（格納容器スプレイ側）	逆止弁	－	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ６）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ７）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １０）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A）流量	－	－	－
原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口電動弁（原子炉キャビティ側）	電動弁	－	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ８）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 【2.2.1.2】 １０）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A)流量	－	－	－
原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口逆止弁（原子炉キャビティ側）	逆止弁	－	DB3 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ８）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 【2.2.1.2】 １０）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A)流量	－	－	－
Ａ・Ｂ内部スプレポンプ入口弁（燃料取替用水タンク側）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ７）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ８）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 【2.2.1.2】 ６）内部スプレポンプ A）流量 C）Ａ、Ｂ内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
C・D内部スプレポンプ入口弁 （燃料取替用水タンク側）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ A）流量	－	－	－
A．B内部スプレポンプ入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ A）流量 C）A、B内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能	－	－	－
C．D内部スプレポンプ入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ A）流量	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A内部スプレクーラ出口元弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ（A、Bのみ） A）流量 9）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－
B内部スプレクーラ出口元弁	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ（C、Dのみ） A）流量 １０）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A）流量	－	－	－
A内部スプレクーラ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ（A、Bのみ） A）流量 9）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
B内部スプレクーラ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ（C、Dのみ） A）流量 10）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A）流量	－	－	－
A・B内部スプレポンプ入口弁（格納容器再循環サンプ側）	電動弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ A）流量 C）A、B内部スプレポンプによるRHRS－CSS連絡ラインを用いた代替炉心注水機能	－	－	－
A、B内部スプレポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ A）流量 C）A、B内部スプレポンプによるRHRS－CSS連絡ラインを用いた代替炉心注水機能	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
C、D内部スプレポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 【2.2.1.2】 6）内部スプレポンプ A）流量	－	－	－
恒設代替低圧注水ポンプ出口逆止弁	逆止弁	－	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 9）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－
恒設代替低圧注水ポンプ出口流量調整弁（炉心注入用）	流量調整弁 （手動弁）	－	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 9）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
恒設代替低圧注水ポンプ注水ライン止め弁	電動弁	－	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ６）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ７）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ８）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 ９）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量 １１）可搬式代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－
恒設代替低圧注水ポンプ注水ライン逆止弁	逆止弁	－	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ６）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ７）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ８）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 ９）恒設代替低圧注水ポンプ A）流量 １１）可搬式代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－
可搬式代替低圧注水ポンプ注入ライン逆止弁（水素ボンベ室側）	逆止弁	－	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １１）可搬式代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
可搬式代替低圧注水ポンプ注入ライン逆止弁（ＤＧ室側）	逆止弁	－	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 １１）可搬式代替低圧注水ポンプ A）流量	－	－	－
燃料取替用水キャビティ入口格納容器隔離電動弁	電動弁	－	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ８）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 【2.2.1.2】 １０）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A)流量	－	－	－
燃料取替用水キャビティ入口格納容器内逆止弁	逆止弁	－	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ８）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 【2.2.1.2】 １０）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A)流量	－	－	－
原子炉下部キャビティ注入ライン逆止弁	逆止弁	－	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ８）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 【2.2.1.2】 １０）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A)流量	－	－	－
格納容器内空調装置温度制御弁	空気作動弁	PS-3	DB3 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ５）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ６）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ７）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 【2.2.1.2】 １２）大容量ポンプ A）容量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B、C、D－1次系冷却水ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB3 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	－	－	－
Cヘッダ1次系冷却水供給弁	電動弁	MS-1	DB3 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 【2.2.1.2】 1 2）大容量ポンプ A）容量	－	－	－
Cヘッダ1次系冷却水戻り弁	電動弁	MS-1	DB3 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	－	－	－
格納容器循環空調装置冷却水供給隔離弁	電動弁	MS-1 PS-3	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 【2.2.1.2】 1 2）大容量ポンプ A）容量	－	－	－
格納容器循環空調装置冷却水出口隔離弁	電動弁	MS-1 PS-3	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 【2.2.1.2】 1 2）大容量ポンプ A）容量	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
格納容器循環冷暖房ユニット連絡逆止弁	逆止弁	PS-3	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 【2.2.1.2】 1 2）大容量ポンプ A）容量	－	－	－
Ａ－格納容器循環空調装置冷却水入口電動弁	電動弁	PS-3	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 【2.2.1.2】 1 2）大容量ポンプ A）容量	－	－	－
３号－格納容器循環冷暖房ユニット出口逆止弁	逆止弁	PS-3	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 【2.2.1.2】 1 2）大容量ポンプ A）容量	－	－	－
Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ海水ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB3 ／ SA2 (A,B,C,D)	S	【2.2.1.1】 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	－	－	－
Ａ、Ｂ、Ｃ－１次系冷却水クーラ海水出口制御弁	空気作動弁	MS-1	DB3 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B格納容器行計器用空気隔離弁	電動弁	MS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【2.2.1.2】 １５） 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用） A)空気供給 ５２） 窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用） A)容量	－	－	－
格納容器内計器用圧縮空気供給ライン逆止弁	逆止弁	MS-2	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【2.2.1.2】 １５） 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用） A)空気供給 ５２） 窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用） A)容量	－	－	－
A系列アニュラス循環ファン入口ダンパ	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	【2.2.1.1】 １０） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
A系列アニュラス全量排気ダンパ	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	【2.2.1.1】 １０） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
A系列アニュラス少量排気ダンパ	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	【2.2.1.1】 １０） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
B系列アニュラス循環ファン入口ダンパ	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	【2.2.1.1】 １０） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
B系列アニュラス全量排気ダンパ	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	【2.2.1.1】 １０） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
B系列アニュラス少量排気ダンパ	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	【2.2.1.1】 １０） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
A、B格納容器排気ファン吐出ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １０） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
A、B補助建屋よう素除去排気ファン出口第２ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １０） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
A、B制御建屋外気取入第２ダンパ（Aトレン）	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
A、B制御建屋排気第１ダンパ（Aトレン）	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
中央制御室非常用循環ファンバイパス第１ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
出入管理室送気第１隔離ダンパ（Ａトレン）	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
制御建屋給湯室・洗面所排気第１隔離ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
Ａ、Ｂ中央制御室非常用循環ファン出口第１ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
Ａ、Ｂ中央制御室非常用循環ファン出口第２ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
中央制御室非常用循環フィルタユニット出口第１ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
中央制御室非常用循環フィルタユニット出口第２ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
Ａ、Ｂ制御建屋冷暖房ユニット出口ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
Ａ、Ｂ制御建屋送気ファン出口第１ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	１６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B制御建屋送気ファン出口第２ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	１６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
A、B制御建屋循環ファン吸込ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
A、B制御建屋循環ファン吐出ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
A、B制御建屋冷暖房ユニット入口ダンパ	空気作動ダンパ	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
A格納容器再循環系第１、第２、第３、第４、第５ダクト開放機構	ダクト開放機構	MS-3 PS-3	－／－	C※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 ５） 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ６） 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ７） 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	－	－	－
格納容器Ｒ－１１・１２隔離弁（ＣＶ内側）	電動弁	MS-1	DB2／SA2	S	－	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
格納容器Ｒ－１１・１２取出し隔離弁（ＣＶ外側）	空気作動弁(注) (注)制御用空気喪失時、手動空気入れにて開操作が可能。	MS-1	DB2／SA2	S	－	－	－	－
格納容器Ｒ－１１・１２戻り隔離弁（ＣＶ外側）	空気作動弁(注) (注)制御用空気喪失時、手動空気入れにて開操作が可能。	MS-1	DB2／SA2	S	－	－	－	－
Ｒ－１１，１２出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2／SA2	S	－	－	－	－
Ａ、Ｂほう酸タンク	容量：30.3 m^3	MS-1 MS-3	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	－	－	－
ほう酸注入タンク	容量：3.4 m^3	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 【2.2.1.2】 １）充てん／高圧注入ポンプ A）流量	(13) 安全注入系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
Ａ、Ｂ、Ｃアキュムレータ	容量：41 m^3	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 【2.2.1.2】 ４１）アキュムレータ A) 保持圧力 B) 保有水量	(13) 安全注入系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
1次系冷却水タンク	－	MS-1	DB3 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 【2.2.1.2】 4 2） 1次系冷却水タンク	－	－	－
復水タンク	容量：約 700 m^3	MS-1	－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 4 3）復水タンク A)水量	容量：約 700 m^3	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
燃料取替用水タンク	容量：1,720m^3	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 1）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1 3） 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 4 4） 燃料取替用水タンク A)ほう素濃度 B)水量	(10) 燃料貯蔵設備及び取扱設備参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
格納容器再循環サンプ	－	MS-1	－	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量 3）余熱除去ポンプ A）流量 6）内部スプレポンプ A）流量 C）A、B内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能 ４５）格納容器再循環サンプ A）形状	－	－	－
格納容器再循環サンプスクリーン	容量：1698 m^3/h	MS-1	DB2 ／ SA2	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【2.2.1.2】 1）充てん／高圧注入ポンプ A）流量 3）余熱除去ポンプ A）流量 6）内部スプレポンプ A）流量 C）A、B内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能 ４５）格納容器再循環サンプ A）形状	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）	個数：4（予備1） 容量：46.7ℓ/個	－	－ ／ SA3	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【2.2.1.2】 5 2） 窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用） A)容量	容量： 約 7Nm^3（1本当たり）	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
窒素ボンベ（1次系冷却水タンク加圧用）	個数：1（予備1） 容量：46.7ℓ/個	－	－ ／ SA3	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 【2.2.1.2】 5 3） 窒素ボンベ（1次系冷却水タンク加圧用） A)容量	容量： 約 7Nm^3（1本当たり）	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）	－	－	－ ／ SA3	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【2.2.1.2】 1 5） 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用） A)容量	容量： 約 14.4Nm^3（1本当たり）	参考資料－2に示す。	－
窒素ボンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）	個数：1（予備1） 容量：46.7ℓ/個	－	－/SA3	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 1 0） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1 6） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 【2.2.1.2】 5 4） 窒素ボンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用） A)容量	容量： 約 7Nm^3（1本当たり）	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器	容量：約 22ℓ	－	－/SA2	－	【2.2.1.1】 9）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	容量：約 22ℓ	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
Bアニュラス循環フィルタユニット	よう素除去効率 総合除去効率： 95%（相対湿度95%、温度30℃において） 粒子除去効率： 99%以上（0.7μm粒子） 容量： 170m^3/min	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １０） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	よう素除去効率： 95%以上 粒子除去効率： 99%以上（0.7μm 粒子）	参考資料－2に示す。	－
中央制御室非常用循環フィルタユニット	よう素除去効率 総合除去効率： 95%（相対湿度95%、温度30℃において） 粒子除去効率： 99%以上（0.7μm粒子） 容量： 340m^3/min	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	よう素除去効率： 95%以上 粒子除去効率： 99%以上（0.7μm 粒子）	参考資料－2に示す。	－
Ｎｏ．１～３送水車 送水車（消火用）	個数：2（予備1） 容量：300 m^3/h/個 吐出圧力：1.3 MPa	－	－/SA3	－	【2.2.1.1】 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ６）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ７）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	容量： 約 300m^3/h（1台当たり） 吐出圧力： 約 1.3MPa[gage]	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	個数：2（予備1） 容量[kVA/個]: 610	－	－/SA3	－	【2.2.1.1】 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	容量： 約610kVA（1台当たり）	参考資料－2に示す。	－
軽油用ドラム缶	個数： 200ℓ：31（予備1） 容量[ℓ]: 6,180 以上	－	－/SA3	－	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 １１）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 １２）工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	個数： 31（予備1） 容量： 200ℓ（1個当たり）	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）	容量[Wh/個]: 780 電圧[V]: 125	－	－/－	－	【2.2.1.1】 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	容量：約 780Wh 電圧：約125V	参考資料－2に示す。	－
スプレイヘッダ	－	－	－/SA3	－	【2.2.1.1】 １１）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 １２）工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
放水砲	－	－	－/SA3	－	【2.2.1.1】 １１）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 １２）工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	－	－	－
静的触媒式水素再結合装置	静的触媒式	－	－/－	－	【2.2.1.1】 ９）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	再結合率： 約1.2kg/h（1基当たり）（水素濃度4vol%、圧力0.15MPa[abs]時）	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
原子炉格納容器水素燃焼装置	ヒーティングコイル方式	－	－/－	－	【2.2.1.1】 ９）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	容量： 約556W（1個当たり）	参考資料－2に示す。	－
可搬型格納容器内水素濃度計測装置	計測範囲: 0～20vol%	－	－/－	－	【2.2.1.1】 ９）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	計測範囲: 0～20vol%	参考資料－2に示す。	－
可搬型温度計測装置（格納容器再循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）	計測範囲: 0～200℃	－	－/－	－	【2.2.1.1】 ５）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ６）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ７）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 １５）計装設備	計測範囲: 0～200℃	－	－
可搬型使用済燃料ピット水位	計測範囲: E.L.+21.0m～ E.L.+32.0m	－	－/－	－	【2.2.1.1】 １１）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	計測範囲: E.L.+約21m～E.L.+約32m	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	計測範囲: 0.01mSv/h～ 100mSv/h	－	－/－	－	【2.2.1.1】 １１）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	計測範囲： 0.01～100mSv/h	参考資料－2に示す。	－
使用済燃料ピットエリア監視カメラ	－	－	－/－	－	【2.2.1.1】 １１）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	－	－	－
使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置（コンプレッサ） 使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置（ドライヤ）	容量: 252ℓ/min	－	－/－	－	【2.2.1.1】 １１）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	－	－	－
可搬型照明（ＳＡ）１～８	－	－	－/－	－	【2.2.1.1】 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
酸素濃度計（中央制御室）	測定（使用）範囲: 0～25vol%	－	－/－	－	【2.2.1.1】 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	測定範囲: 0～25%	－	－
二酸化炭素濃度計（中央制御室）	測定（使用）範囲: 0～1vol%(0～2vol%の範囲で測定可能)	－	－/－	－	【2.2.1.1】 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	測定範囲: 0～1%	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
配管・継手	－	MS-1 MS-2 MS-3 PS-1 PS-2 －	DB1，DB2， DB3，－ ／ SA2	S	【2.2.1.1】 １）緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ５）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ６）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ７）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ８）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ９）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 １０）水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
配管・継手					【2.2.1.2】 1） 充てん／高圧注入ポンプ A) 流量 B) 自己冷却機能 C) 海水冷却機能 3）余熱除去ポンプ A) 流量 C) 海水冷却機能 4）タービン動補助給水ポンプ A) 流量 B) 供給開始時間 5）電動補助給水ポンプ A)供給流量 B) 供給開始時間 6）内部スプレポンプ A) 流量 B) 動作遅れ時間 C) A、B内部スプレポンプによるＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ラインを用いた代替炉心注水機能 9）恒設代替低圧注水ポンプ A) 流量 １０）原子炉下部キャビティ注水ポンプ A) 流量 １１）可搬式代替低圧注水ポンプ A) 流量 １２）大容量ポンプ A) 容量 １４）可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ A) 容量 １５） 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用） A)空気供給 １６） 可搬型格納容器ガス試料圧縮装置 A) 空気供給 ２９） 加圧器逃がし弁 A) 容量 ３０） 加圧器安全弁 A) 最小容量			

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
配管・継手					３２）主蒸気逃がし弁 A）容量 ３３）主蒸気安全弁 A）容量 ４１）アキュムレータ A) 保持圧力 B) 保有水量 ４２）１次系冷却水タンク ５２）窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用） A)容量 ５３）窒素ボンベ（１次系冷却水タンク加圧用） A）容量 ５４）窒素ボンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用） A）アニュラス空気浄化弁駆動機能			
ダクト （格納容器循環冷暖房ユニット）	－	MS-3 PS-3	－／SA2	C※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 ５） 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ６） 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ７） 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	－	－	－
クラス4管ダクト （アニュラス空気再循環系）	－	MS-1	DB4／SA2	S	【2.2.1.1】 １０） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
ダクト （中央制御室空調系）	－	MS-1	－／SA2	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
格納容器排気筒	地表高さ　83.3m 口径 1.5m×1.2m（角型）	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １０） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
防火ダンパ （中央制御室空調系）	－	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
加熱コイル、加湿器 (中央制御室空調系）	－	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
中央制御室バウンダリ体積	11,200m^3	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
事故時滞在区画体積	2,400m^3	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	－	－	－
中央制御室遮蔽	鉄筋コンクリート 北壁　1.00m 東壁　1.00m 南壁　1.00m 西壁　1.00m 天井　0.90m 床　0.30m 密度　2.3g/cm^3	MS—1	－	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(21) 放射線管理施設参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
外部遮蔽	鉄筋コンクリート 円筒部 上部 0.7m 円筒部 下部 0.9m ドーム部　0.4m 密度　2.3g/cm^3	MS−1	−	S	【2.2.1.1】 １６） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 １８） 緊急時対策所	(21) 放射線管理施設参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
泡混合器	泡消火剤容量: 4m^3	−	−/−	−	【2.2.1.1】 １２） 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	−	−	−

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
シルトフェンス	取水口側 組数： 2（予備1（取水口側用として予備1組（幅約20m／本を4本で1組として保管）） 幅： 約80m（幅約20m／本を4本で1組として2組を保管） 高さ： 約10m（1組当たり） 放水口側 組数： 2（予備1（放水口側用として予備1組（幅約10m／本を2本で1組として保管）） 幅： 約20m（幅約10m／本を2本で1組として2組を保管） 高さ： 約6m（1組当たり）	―	―/―	―	【2.2.1.1】 １２）工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	(a)取水口側 幅： 約80m（幅約20m／本を4本で1組として2組を保管） 高さ： 約10m（1組当たり） (b)放水口側 幅： 約20m（幅約10m／本を2本で1組として2組を保管） 高さ： 約6m（1組当たり）	―	参考資料－3に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、
2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス （DB/SA）	耐震 クラス（注3）	安全機能 （注2）	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
1次冷却材高温側広域温度	0～400℃	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
1次冷却材低温側広域温度	0～400℃	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
冷却材圧力（広域）	0～20.6 MPa	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
加圧器水位	0～100％	MS-1	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
安全注入流量	0～225 m^3/h	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
補助安全注入流量	0～225 m^3/h	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。
注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス（注3）	安全機能 （注2）	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
余熱除去クーラ出口流量	0～1000 m^3/h	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
格納容器内温度	0～220℃	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
格納容器圧力	0～490 kPa	MS-1	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
格納容器圧力（広域）	0～1.0MPa	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	計測範囲: 0～1.0MPa[gage]	参考資料－2に示す。	－
格納容器再循環サンプ水位（広域）	0～100%	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
格納容器再循環サンプ水位（狭域）	0～100%	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。
注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス （DB/SA）	耐震 クラス（注3）	安全機能 （注2）	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
出力領域中性子束	0～120%	MS-1	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
中間領域中性子束	10^{-11} ～5×10^{-3} A	MS-1	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
中性子源領域中性子束	1×10^{0}～10^{6} cps	MS-1	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
蒸気発生器水位（広域）	0～100%	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。
注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス （DB/SA）	耐震 クラス（注3）	安全機能 （注2）	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
蒸気発生器水位（狭域）	0～100%	MS-1	－	S	【2.2.1.1】 1）　緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・設定値（9%）にてタービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ起動信号発信 【2.2.1.2】 ６１）ATWS緩和設備 【2.2.1.1】 １５）計装設備 【2.2.1.2】 ８５）設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
補助給水流量	0～180 m^3/h	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５）計装設備 【2.2.1.2】 ８５）設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
主蒸気圧力	0～9.8MPa	MS-1	－	S	【2.2.1.1】 １５）計装設備 【2.2.1.2】 ８５）設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
１次冷却水タンク水位	0～100%	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５）計装設備 【2.2.1.2】 ８５）設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。
注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス（注3）	安全機能 （注2）	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
燃料取替用水タンク水位	0～100%	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
ほう酸タンク水位	0～100%	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
復水タンク水位	0～13m	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(19) 計測制御系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
手動(原子炉トリップスイッチ)	－	MS-1	－	S	【2.2.1.1】 １） 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 【2.2.1.2】 ６０）原子炉トリップスイッチ	－	－	－
原子炉水位	0～100%	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８６） 重大事故等時用として設置するパラメータ	計測範囲: 0～100%	－	－
恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	積算流量0～10,000m^3 流量0～150m^3/h	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８６） 重大事故等時用として設置するパラメータ	計測範囲: 0～150m^3/h （積算:0～10,000m^3）	参考資料－2に示す。	－

注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。
注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス（注3）	安全機能 （注2）	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
格納容器スプレ流量積算	積算流量0～10,000m^3 流量0～1,000m^3/h	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８６） 重大事故等時用として設置するパラメータ	計測範囲: 0～1,000m^3/h （積算:0～10,000m^3）	参考資料－2に示す。	－
原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	積算流量0～10,000m^3 流量0～150m^3/h	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８６） 重大事故等時用として設置するパラメータ	計測範囲: 0～150m^3/h （積算:0～10,000m^3）	参考資料－2に示す。	－
原子炉格納容器水位	ON-OFF	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８６） 重大事故等時用として設置するパラメータ	計測範囲: ON-OFF	参考資料－2に示す。	－
原子炉下部キャビティ水位	ON-OFF	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８６） 重大事故等時用として設置するパラメータ	計測範囲: ON-OFF	参考資料－2に示す。	－
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	0～800℃	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 ９） 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８６） 重大事故等時用として設置するパラメータ	計測範囲: 0～800℃	－	－

注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。
注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス （DB/SA）	耐震 クラス（注3）	安全機能 （注2）	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	0～800℃	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 ９） 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８６） 重大事故等時用として設置するパラメータ	計測範囲: 0～800℃	－	－
可搬型格納容器内水素濃度計測装置	0～20vol%	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８６） 重大事故等時用として設置するパラメータ	計測範囲: 0～20vol%	参考資料－2に示す。	－
１次系冷却水タンク加圧ライン圧力	0～1.6MPa	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８６） 重大事故等時用として設置するパラメータ	計測範囲: 0～1.6MPa[gage]	－	－
可搬型アニュラス内水素濃度計測装置	0～20vol%	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １０）水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	計測範囲: 0～20vol%	参考資料－2に示す。	－
可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）	0～200℃	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８６） 重大事故等時用として設置するパラメータ	計測範囲: 0～200℃	－	－
使用済燃料ピット温度（ＡＭ用）	0～100℃	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １１） 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 【2.2.1.2】 ８８） 使用済燃料ピット温度）	計測範囲: 0～100℃	参考資料－2に示す。	－

注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。
注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス（注3）	安全機能 （注2）	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
使用済燃料ピット水位（広域）	E.L.+24.76～ E.L.+31.94m	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １１） 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 【2.2.1.2】 ８７） 使用済燃料ピット水位（広域）	計測範囲: E.L.+24.76m～E.L.+31.94m	参考資料－2に示す。	－
格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	10^{2}～10^{7} μSv/h	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(21) 放射線管理施設参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。
格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	10^{3}～10^{8} mSv/h	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備 【2.2.1.2】 ８５） 設計基準事故と兼用するパラメータ	(21) 放射線管理施設参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。
注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス（注3）	安全機能 （注2）	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
炉外核計装盤Ⅰ～Ⅳ	－	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備	(19) 計測制御系統参照	参考資料－２に示す。	参考資料－３に示す。
安全保護アナログ盤 （ATWS対処設備）	－	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １） 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	－	－	－
原子炉格納容器内状態監視装置盤	－	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １５） 計装設備	－	－	－
ＡＭ監視盤	－	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １５） 計装設備	－	－	－
放射線監視盤高レンジエリアモニタ盤－１、２	－	MS-2	－	S	【2.2.1.1】 １５） 計装設備	－	－	－

注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。
注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
空冷式非常用発電装置	容量：1825kVA ×2台	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ５）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ６）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ７）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ８）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ９）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 １０）水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １１）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 １４）電源設備 １５）計装設備 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 １７）監視測定設備 １８）緊急時対策所 １９）通信連絡を行うために必要な設備 【2.2.1.2】 ７１）空冷式非常用発電装置	容量： 約1,825kVA（1台当たり）	参考資料－２に示す。	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
A、B燃料油貯蔵タンク	容量：200m^3 ×2台	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 9）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 10）水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 11）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 12）工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 14）電源設備 15）計装設備 16）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 17）監視測定設備 18）緊急時対策所 19）通信連絡を行うために必要な設備 【2.2.1.2】 72）燃料油貯蔵タンク	(25) 非常用電源系統参照	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。
注2:2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
可搬式オイルポンプ	個数：1（予備1） 容量：1.2m^3/h×2台	－	－／－	－／※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 9）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 10）水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 11）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 14）電源設備 15）計装設備 16）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 17）監視測定設備 18）緊急時対策所 19）通信連絡を行うために必要な設備 【2.2.1.2】 73）可搬式オイルポンプ	－	－	－

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。
注2：2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
可搬式オイルポンプ	容量：3m^3/h以上 ×2台	－	火力技術基準／ 火力技術基準	S	【2.2.1.1】 ２）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ４）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ５）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ６）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ７）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ８）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ９）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 １０）水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 １１）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 １２）工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 １３）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 １４）電源設備 １５）計装設備 １６）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 １７）監視測定設備 １８）緊急時対策所 １９）通信連絡を行うために必要な設備 【2.2.1.2】 ７４）燃料油移送ポンプ	容量： 約3.0m^3/h 以上（1台当たり） 台数： 2	参考資料－２に示す。	－

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。
注2:2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
タンクローリー	個数：2（予備1） 容量：3m^{3}以上	－	－／SA3	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 2）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5）最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6）原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7）原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8）原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 9）水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 10）水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 11）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 12）工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 13）重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 14）電源設備 15）計装設備 16）運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 17）監視測定設備 18）緊急時対策所 19）通信連絡を行うために必要な設備 【2.2.1.2】 75）タンクローリー	容量： 3m^{3}以上（1台当たり） 台数： 2（予備1）	参考資料－2に示す。	参考資料－3に示す。

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。
注2:2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
電源車	容量[kVA/個]: 610 出力[kW/個]: 488 力率[%]: 80（遅れ） 電圧[V]: 440（750kVAの変圧器により6,600Vに昇圧する。）	－	－／SA3	－	【2.2.1.1】 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 １４）電源設備 １５）計装設備 【2.2.1.2】 ７６）電源車	容量： 約610kVA（1台当たり）	参考資料－２に示す。	－
A、B蓄電池	容量：2200A/h ×2台	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １４）電源設備 １５）計装設備 【2.2.1.2】 ７７）　蓄電池（安全防護系用）	(25) 非常用電源系統参照	参考資料－２に示す。	参考資料－３に示す。
A、B、C、D計器用電源	容量：20kVA ×4台	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １４）電源設備 １５）計装設備 【2.2.1.2】 ７８）　計器用電源（無停電電源装置）	(25) 非常用電源系統参照	参考資料－２に示す。	参考資料－３に示す。

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。
注2:2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能 (注2)	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
可搬式整流器	容量[A/個]: 0～100 電圧[V]: 0～150	－	－／－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 ３）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 １４）電源設備 １５）計装設備 【2.2.1.2】 ７９）　可搬式整流器	最大出力： 約 15kVA（1個当たり） 出力電圧： 0～150V 出力電流： 0～100A	参考資料－２に示す。	参考資料－３に示す。
代替所内電気設備分電盤	－	－	－／－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １４）電源設備 【2.2.1.2】 ８０）代替所内電気設備分電盤	電圧： 440V	－	－
代替所内電気設備変圧器	容量：750kVA	－	－／－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １４）電源設備 【2.2.1.2】 ８１）代替所内電気設備変圧器	容量： 約750kVA 電圧： 6,600V/460V	－	－
蓄電池（３系統目）	容量：3,000A/h	MS-1	－／－	S	【2.2.1.1】 １４）電源設備 １５）計装設備 【2.2.1.2】 １１５）　蓄電池（３系統目）	容量： 約3,000A・h 電圧：143V （浮動充電時） 組数：1	参考資料－２に示す。	参考資料－３に示す。

注1:機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「－」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。
注2:2.2.1.2章の各設備の設計要件において、設計要件の確認項目として必須でない、管理項目から除外される等の記載により、確認・管理する設計要件がない設備に対しては、設備の設計要件の記載をしないこととし、2.2.1.1章における安全機能のみの記載とする。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス （DB/SA）	耐震 クラス（注3）	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
可搬式モニタリングポスト	計測範囲: 10nGy/h～ 1,000mGy/h	－	－／－	－	１７）監視測定設備 １８）緊急時対策所	計測範囲: B.G.～1,000mGy/h	参考資料－２に示す。	－
電離箱サーベイメータ	計測範囲: 1μSv/h～ 300mSv/h	－	－／－	－	１７）監視測定設備	計測範囲: 1.0μSv/h～300mSv/h	参考資料－２に示す。	－
可搬式ダストサンプラ	吸引流量： 120L/min以上 （ろ紙装着時）	－	－／－	－	１７）監視測定設備	－	－	－
汚染サーベイメータ	計測範囲: 0kmin^{-1}～ 300kmin^{-1}	－	－／－	－	１７）監視測定設備	計測範囲: 0～300kmin^{-1}	参考資料－２に示す。	－
ＮａＩシンチレーションサーベイメータ	計測範囲: 0.01μGy/h～30 μGy/h	－	－／－	－	１７）監視測定設備	計測範囲: B.G.～30μGy/h	参考資料－２に示す。	－
ＺｎＳシンチレーションサーベイメータ	計測範囲: 0kmin^{-1}～ 99.9kmin^{-1}	－	－／－	－	１７）監視測定設備	計測範囲: 0～99.9kmin^{-1}	参考資料－２に示す。	－
β線サーベイメータ	計測範囲: 0kmin^{-1}～ 300kmin^{-1}	－	－／－	－	１７）監視測定設備	計測範囲: 0～300kmin^{-1}	参考資料－２に示す。	－
小型船舶	－	－	－／－	－	１７）監視測定設備	－	－	－

注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス （DB/SA）	耐震 クラス（注3）	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
可搬型気象観測装置	風向: 0.0～540.0度 風速: 0.0～60.0m/s 日射: 0～1.4kW/m^2 放射収支: -0.2～1.2kW/m^2 雨量: 0.0～100mm	－	－／－	－	１７）監視測定設備	観測項目: 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量	－	－
電源車（緊急時対策所用）	容量[kVA/個]: 220 力率[%]: 80（遅れ） 電圧[V]: 440 周波数[Hz]: 60	－	－／SA3	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	１７）監視測定設備 １８）緊急時対策所 １９）通信連絡を行うために必要な設備	容量: 約220kVA（1台当たり）	参考資料－２に示す。	－
A、B、C緊急時対策所非常用空気浄化ファン	台数：1（予備2） 容量：25 m^3/min	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １８）緊急時対策所	容量：約 25m^3/min	参考資料－２に示す。	－

注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス （DB/SA）	耐震 クラス（注3）	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	よう素除去効率 総合除去効率： 95%（相対湿度95%、温度30℃において） 粒子除去効率： 99%以上（0.7μm粒子） 容量： 25m^3/min	－	－／－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １８） 緊急時対策所	よう素フィルタ 単体除去効率： 95%以上 総合除去効率： 99.75%以上 微粒子フィルタ 単体除去効率： 99.97%以上（0.15μm 粒子） 総合除去効率： 99.99%以上（0.7μm 粒子）	参考資料－２に示す。	参考資料－３に示す。
ダクト （緊急時対策所非常用空気浄化系）	－	－	－／SA3※ ※恒設部については、SA2	－※ ※恒設部については、Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １８） 緊急時対策所	－	－	－
防火ダンパ （緊急時対策所非常用空気浄化系）	－	－	－／－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １８） 緊急時対策所	－	－	－
空気供給装置	本数: 360（予備1）	－	－／SA3	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	１８）緊急時対策所	本数： 360 本以上（予備 1）	－	参考資料－３に示す。
酸素濃度計（緊急時対策所）	測定（使用）範囲: 0～25vol%	－	－／－	－	１８）緊急時対策所	測定範囲: 0～25%	－	－

注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス （DB/SA）	耐震 クラス（注3）	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
二酸化炭素濃度計（緊急時対策所）	測定（使用）範囲: 0～1vol%	－	－／－	－	１８）緊急時対策所	測定範囲: 0～1%	－	－
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	計測範囲: 0.001mSv/h～ 99.99mSv/h	－	－／－	－	１８）緊急時対策所	計測範囲: 0.001～99.99mSv/h	参考資料－２に示す。	－
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	計測範囲: 0.001mSv/h～ 99.99mSv/h	－	－／－	－	１８）緊急時対策所	計測範囲: 0.001～99.99mSv/h	参考資料－２に示す。	－
衛星電話（固定）	－	－	－／－	C※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	１８）緊急時対策所 １９）通信連絡を行うために必要な設備	－	－	－
衛星電話（携帯）	－	－	－／－	－	１８）緊急時対策所 １９）通信連絡を行うために必要な設備	－	－	－
衛星電話（可搬）	－	－	－／－	－	１８）緊急時対策所 １９）通信連絡を行うために必要な設備	－	－	－
携行型通話装置	－	－	－／－	－	１８）緊急時対策所 １９）通信連絡を行うために必要な設備	－	－	－
安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）	－	－	－／－	C	１８）緊急時対策所 １９）通信連絡を行うために必要な設備	－	－	－
安全パラメータ伝送システム	－	－	－／－	C	１８）緊急時対策所 １９）通信連絡を行うために必要な設備	－	－	－

注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。

表3.1-1　各設備の仕様及び安全機能

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス（注3）	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類八	工認要目表	保安規定
ＳＰＤＳ表示装置	－	－	－／－	C	１８）緊急時対策所 １９）通信連絡を行うために必要な設備	－	－	－
緊急時衛星通報システム	－	－	－／－	C	１８）緊急時対策所 １９）通信連絡を行うために必要な設備	－	－	－
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	－	－	－／－	C※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	１８）緊急時対策所 １９）通信連絡を行うために必要な設備	－	－	－
トランシーバー	－	－	－／－	－	１９）通信連絡を行うために必要な設備	－	－	－
緊急時対策所遮蔽	鉄筋コンクリート 北壁　0.950m 東壁　0.950m 南壁　0.950m 西壁　0.950m 天井　0.750m 密度　2.1g/cm^3	－	－	－※ ※Ss地震動に対する耐震性を有する	【2.2.1.1】 １８）緊急時対策所	－	参考資料－２に示す。	－

注3：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故等時対応施設に要求される耐震をＳＡとした。